

Fujieda City

活力あふれ 未来に誇れる
元気な都市 ふじえだ



藤枝市都市計画マスタープラン

平成24年3月 藤枝市



はじめに

平成21年1月、藤枝市と岡部町が合併し、新しい藤枝市が誕生しました。

また、平成23年度より、第5次藤枝市総合計画「ふじえだ 2020 グランドデザイン スマイルプラン」がスタートし、「元気共奏・飛躍ふじえだ」を基本理念として、「藤枝を元気にしよう」という想いを共有し、「藤枝へ住んでみたい」と選ばれる都市に、そして誰もが元気で明るく笑顔あふれ、幸せを実感できる「スマイルシティ」を目指して、未来に向かって力強く動き出しました。

都市計画マスタープランでは、この第5次藤枝市総合計画に掲げる将来都市像を、都市整備の分野から長期的な都市づくりをデザインした基本的な方針を明らかにしたものです。

今後は、都市計画マスタープランをもとに、これまで培ってきた藤枝の魅力を次世代へと継承するとともに、市民のみなさん一人ひとりが郷土愛と誇りを持てるよう、「市民・事業者・行政」の協働による都市づくりを推進し、「活力あふれ 未来に誇れる元気な都市 ふじえだ」の実現に向け、様々な取組みを展開していきたいと考えております。

結びに、都市計画マスタープランの策定にあたりまして、市民懇話会や地域別協議会にご参加いただいた委員の皆様をはじめ、ご協力いただきました多くの皆様に厚くお礼申し上げます。



平成24年 3月

藤枝市長 **北村正平**

目 次

序章 計画策定にあたって	1
第1章 全体構想	5
1 都市づくりの主要課題	6
2 都市づくりの基本理念	10
3 都市づくりの目標	11
【体系図】	13
4 将来フレーム	14
1) 将来人口フレーム	14
2) 将来世帯フレーム	16
3) 将来就業人口フレーム	17
5 将来の都市づくりのあり方	18
1) 都市づくりの方向性	18
2) 都市づくりの要素	20
6 分野別都市づくりの方針	30
1) 合理的かつ適正な土地利用の基本方針	30
2) 総合的な交通体系整備の基本方針	38
3) 安全・安心な都市づくりの基本方針	44
4) 魅力ある公園・緑地などの整備の基本方針	49
5) 美しい景観形成の基本方針	53
6) 自然豊かな環境形成の基本方針	57
7) その他都市施設整備の基本方針	60

第2章 地域別構想	63
1 地域別構想とは	64
2 地区の区分	64
瀬戸谷地区将来構想	66
岡部地区将来構想	72
稲葉地区将来構想	78
葉梨地区将来構想	84
藤枝地区将来構想	90
広幡地区将来構想	96
西益津地区将来構想	102
青島地区将来構想	108
高洲地区将来構想	114
大洲地区将来構想	120
第3章 都市づくりの推進に向けて	127
1 市民・事業者・行政の協働による都市づくりの推進	128
2 効率的・総合的な都市づくりの推進	130
参考資料	131

序章 計画策定にあたって

■都市計画マスタープランの役割

都市計画の総合的・長期的な 指針としての役割

藤枝市都市計画マスタープラン（以下、「本計画」とする。）は、都市計画法第18条の2に規定する「市町村の都市計画に関する基本的な方針」のことをいいます。

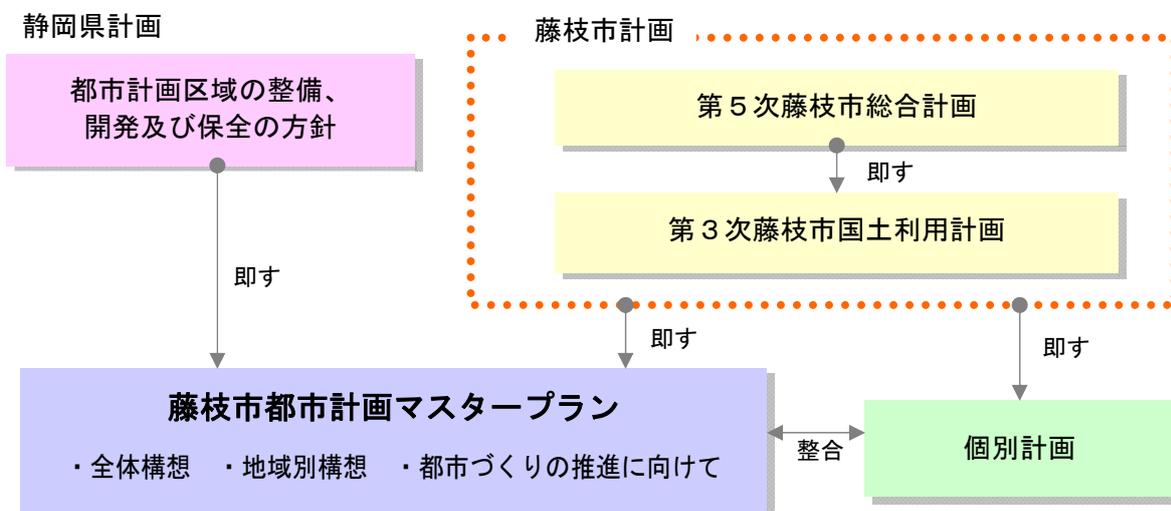
- 1) 藤枝市の目指す将来都市像を、都市整備の観点から示します。
- 2) 土地利用や都市施設など個別の都市計画が決定・変更されるべき方向を示す誘導指針となるものです。
- 3) 市民や事業者など多様な主体と行政が協働して、地域特性を生かした計画的な都市整備を進めていくための総合的・長期的な指針となるものです。

■計画の位置づけ

第5次藤枝市総合計画など 上位計画に即した計画

本計画は、静岡県が策定する「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に即すとともに、藤枝市が策定する「第5次藤枝市総合計画」「第3次藤枝市国土利用計画」に即した内容となります。

また、その他の個別計画と整合を図ります。



■計画の目標年次

平成42年を目標とする

本計画は、平成22年（2010）を基準年とし、概ね20年後の平成42年（2030）を目標とします。

ただし、今後の社会情勢の変化などを踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

■計画の対象区域

藤枝市全域を対象とする

計画の対象区域は、藤枝市全域とします。

■計画の構成

藤枝市全域に係わる「全体構想」と 地域の特性に応じた「地域別構想」

本計画は、主に「第1章 全体構想」と「第2章 地域別構想」、「第3章 都市づくりの推進に向けて」で構成します。

全体構想は、藤枝市全域に係わる都市づくりの方針を示します。

地域別構想では、全体構想で示した都市づくりの方針を受け、市内を10地区に分け、それぞれの地域の特性に応じた地区づくりの方針を示します。

「都市づくりの推進に向けて」では、市民・事業者・行政の協働による都市づくりの推進や効率的・総合的な都市づくりの推進に関する基本的な考え方を示します。

第 1 章 全体構想

1 都市づくりの主要課題

本市の現状を踏まえ、都市づくりの課題は、次のように整理されます。

(1) 志太榛原地域の中核都市としての役割を担う都市づくりが求められる

① 広域連携を担う広域交通体系の整備

- ・志太榛原地域の中で中核を担う都市づくりを進めるために、焼津市など周辺市町や遠方他県とひと・もの・情報の交流・連携を図ることができるよう、新東名高速道路の整備や富士山静岡空港と連携する幹線道路の整備など、広域交通体系の整備を進めることが求められます。

② 中心市街地の再生

- ・市民の生活利便性の向上はもとより、市外から多くの人を訪れる賑わいある中心市街地の創出及び街なか居住の促進のために、現在進められている中心市街地活性化基本計画などに基づく中心市街地の再生を円滑に推進するとともに、各種イベント開催や多様な市民活動などを継続的に取り組むことが求められます。

③ 商業・工業の振興に繋がる施策の展開

- ・商店街の空き店舗対策や個店同士の連携促進など、本市の商業地が活力と賑わいを再生するための施策の展開が求められます。



日常の買い物の場としての商店街

- ・工業においては、新東名高速道路藤枝岡部インターチェンジや東名高速道路新インターチェンジの周辺及びアクセス道路沿道での新たな工業用地の確保や集積など、工業振興に繋がる土地利用の展開などが求められます。
- ・地場産業の振興や農商工連携、6次産業化などによる新産業の創出、本市の特徴を生かした産業の育成、また活力のある都市づくりを推進するために、産学官の連携を促進する仕組みづくりが求められます。

(2) 人口減少・少子高齢化に対応する活力ある都市づくりが求められる

①人口減少・少子高齢化への対応

- ・本市の人口は、平成22年で143,000人であり、5年後の平成27年にピークを迎え、その後は、減少に転ずると想定されます。また、年少人口や生産年齢人口割合も減少する反面、老年人口割合は増加するものと想定されます。このため、都市活力の向上やコミュニティ維持のための方策、定住促進策など人口減少・少子高齢化への対応が求められます。

②第一次産業の活用を高める施策の展開

- ・人口減少・少子高齢化の影響は、産業にも大きな影響を与えます。特に中山間地域においては、従事者の高齢化や担い手不足が著しく、農林業従事者の減少により、地域経済の衰退を招いています。このようなことから、農地の保全や森林の維持管理などが困難な状況となってきました。



手摘みによる玉露の収穫

- ます。このため、中山間地域のコミュニティや産業の維持振興に繋がる施策が求められます。

(3) 都市生活としての快適性、利便性の向上が求められる

①拠点地区の形成

- ・市民生活の快適性、利便性の向上のために、JR藤枝駅周辺の中心市街地や市役所周辺部などの都市や地域の拠点となる地区、あるいは志太郡衙跡や大旅籠柏屋、さらには蓮華寺池公園などといった文化・観光レクリエーション交流拠点となる地区など、それぞれの役割を踏まえて、必要な整備を進め、拠点地区のネットワークを構築することが求められます。

②良好な住環境の形成

- ・市街地内の未利用地を有効に活用するとともに、住工の混在や密集化を改善するなど、良好な住環境の形成に配慮した土地利用の展開が求められます。また、緑化や防災、ユニバーサルデザイン、景観などに配慮した快適な住環境の形成が求められます。

③新たな交通政策の検討

- ・高齢者・交通移動弱者への対応などのために、JR藤枝駅を中心とする交通拠点の充実、市民の足の確保、バス路線の見直し、自転車や歩行者優先区域の設定など、本市の地域特性にあわせた交通政策の検討が求められます。

④都市施設の円滑な整備

- ・道路、公園さらには下水道やごみ処理施設など、市民生活の快適性、利便性の向上に寄与する都市施設の円滑な整備が求められます。

⑤安全で安心して暮らせる都市づくり

- ・東日本大震災や阪神・淡路大震災、その他の自然災害発生の教訓を踏まえ、想定される東海地震や東海・東南海・南海の「3連動地震」、その他の大規模な自然災害などから、市民の生命と財産を守るために、建築物や工作物の耐震性の向上、災害危険箇所への対策強化など、災害に強い安全な都市形成が求められます。

(4) 自然と共生する持続可能な都市づくりが求められる

①自然環境への取組み

- ・本市は、北部の山並みや市街地周辺の丘陵地、南部の水田や瀬戸川をはじめとする河川など、豊かな自然環境に恵まれており、これらは市民生活に潤いと安らぎを与えてくれます。この良好な自然環境を保全し、先人たちから受け継がれた美しい環境を後世に継承することが求められています。

②低炭素都市の実現

- ・地球温暖化の主要因である二酸化炭素の排出量は、本市においても年々増加しています。その排出量の削減に向けて、省エネルギー・新エネルギー機器、設備の導入促進や公共交通機関の充実、二酸化炭素吸収源である森林整備などの対策を講じるとともに、市民一人ひとりが積極的に生活様式や事業活動を見直し、環境に配慮して行動することが求められています。



緑のカーテンによる温暖化防止への取組み

(5) 景観を生かした都市づくりが求められる

①文化財の保存、活用

- ・ 志太郡衙跡や東海道宇津ノ谷峠越、田中城跡や大旅籠柏屋、須賀神社のクスなど、地域の文化財は、藤枝の個性、特徴の核となるものであり、本市の歴史・文化的資源として、総合的に保存、活用することで、魅力的な文化環境の調和と発展が求められています。



国史跡志太郡衙跡

②藤枝らしい都市景観の形成

- ・ 本市の地域特性を踏まえた自然景観の保全、歴史・文化的な景観の活用、まち並み景観の形成、市内の緑化に藤を活用するなど、藤枝らしさが感じられる良好な都市景観を形成することが求められます。

(6) 市民・事業者・行政が協働した都市づくりの推進が求められる

①協働した都市づくりの体制整備

- ・ 市民・事業者の都市づくりに関する意識の向上を図るとともに、行政においては、情報提供や活動支援などにより、市民・事業者・行政が協働で一体的に都市づくりを推進することが求められます。

②協働の仕組みづくり

- ・ 市民の要望や意見を都市づくりに反映できるとともに、市民が主体的かつ意欲的に都市づくりに取り組むことのできる仕組みを構築することが求められます。



生き生きトーク市長と語る会

2 都市づくりの基本理念

都市づくりの主要課題を踏まえ、本市の都市づくりの基本理念を次のように定めます。



**活力あふれ 未来に誇れる
元気な都市 ふじえだ**

本市の都市づくりは、住商工の適正な土地利用の配置を基本とし、市内外における軸の強化を図りつつ、中心市街地や新産業地の形成のために必要な社会基盤整備を推進することにより、多くのひと・もの・情報が交流する賑わいと活力ある都市の創造を目指します。

また、防災・防犯対策などの推進や地球環境に配慮した低炭素都市の実現化に向けた施策の展開により、誰もが安全で安心して暮らせる持続可能な都市の形成を図るとともに、これまで受け継がれてきた本市の歴史、文化、風土を尊重した拠点づくりやまち並みづくりなどを進めることにより、快適で住み良い都市、藤枝らしさを実感できる都市を創造します。

このような都市づくりを、市民・事業者・行政が一体となって協働で進めることにより、「活力あふれ 未来に誇れる元気な都市 ふじえだ」を目指します。

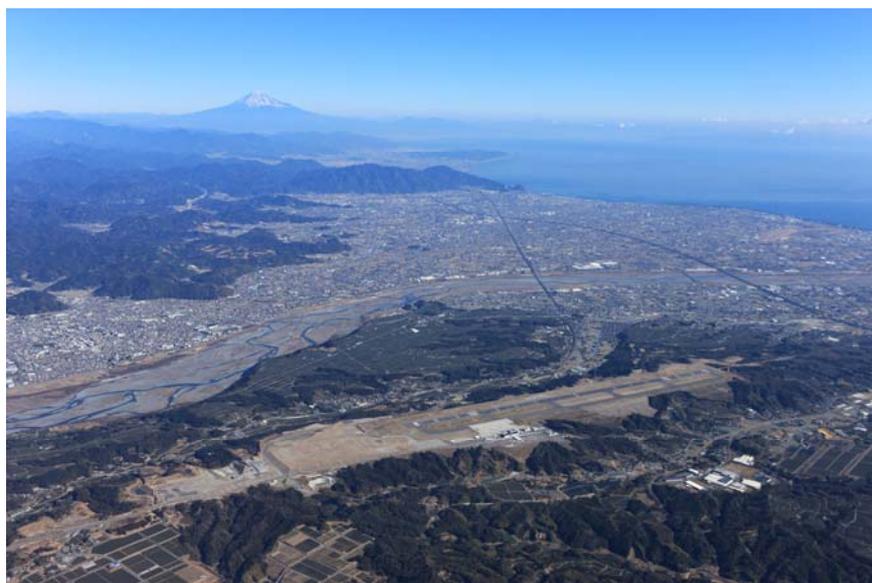
3 都市づくりの目標

都市づくりの基本理念に基づき、都市づくりの目標を次のように定めます。

目標 1 ひと・もの・情報が交流・連携する志太榛原地域の中核都市

平成21年6月に富士山静岡空港が開港されました。また、新東名高速道路藤枝岡部インターチェンジの開設を間近に控えるとともに、東名高速道路の新インターチェンジの開設が予定されるなど、本市の広域交通体系は確実に整備が進められています。

これらの広域交通体系を生かして、農業・商業・工業・観光など各種産業の振興を図るとともに、中心市街地の形成など都市生活としての快適性と利便性の向上を図りつつ、周辺市町との連携強化により、活力あふれ躍動する都市づくりを進め、ひと・もの・情報が交流する志太榛原地域の中核都市を目指します。



富士山静岡空港

目標2 誰もが安全で安心して暮らせる都市

平成23年3月に発生した東日本大震災は、広範囲にわたり甚大な被害をもたらしており、東海地震や東海・東南海・南海の「3連動地震」の発生が想定される本県のみならず、全国で改めて震災対策が進められています。

地震や水害などの自然災害をはじめ、多様化する犯罪や多発する交通事故などに対して、市民の生命や財産が守られるよう都市整備を図るとともに、誰もが安全で安心して暮らすことのできる生活環境づくりを進め、ひとにやさしい笑顔があふれる都市づくりを進めます。

目標3 地球にやさしい都市

地球規模での環境が問題となっており、本市においても、“もったいない”都市宣言をして、市民・事業者・行政が一体となって環境への取組みを行っています。

今後も、これまでの取組みを継続的に進めるとともに、拡散型都市構造から集約型都市構造への転換、エネルギー多消費型都市活動の改善、緑地の保全と都市緑化の推進などにより、地球にやさしい低炭素都市づくりを進めていきます。

目標4 歴史・文化が感じられる緑豊かな都市

本市には、美しい自然景観や個性的な歴史・文化などが残されているとともに、これらを生かした祭り・イベント、活動など様々な取組みが展開されています。

都市づくりにおいても、美しい自然景観の保全継承を進めるとともに、旧東海道や祭り、サッカーなど本市の特徴的な歴史・文化を生かしたまち並みづ



蓮華寺池公園

くり、花や緑が豊かな藤枝らしさを感じる特徴的な都市景観の形成などを市内各所で進め、文化的で美しい風景がある緑園都市づくりを進めます。

目標5 市民・事業者・行政などが協働する都市

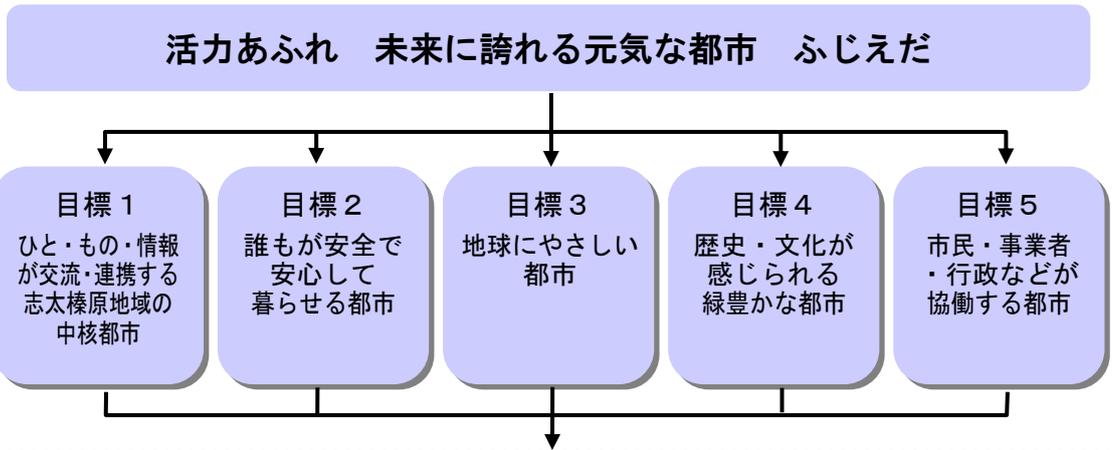
本市を住みよく、より良い都市にしていくためには、行政の力だけでは実現が不可能です。市民や事業者などが、自分たちが生活している都市を暮らしやすくしていくために自ら考え、活動していくことが重要です。

市民一人ひとりが郷土愛と誇りをもとに、自ら都市づくりに参画する仕組みをつくり、市民・事業者・行政の協働、あるいは産学官の連携による、都市づくりを進めます。

【体系図】

都市づくり
の基本理念

都市づくり
の目標



都市づくりの要素

ゾーン区分

拠点

軸

緑と水

分野別都市づくりの方針

<基本方針>

<基本方針の内容>

1) 合理的かつ適正な土地利用の基本方針
【土地利用、市街地整備分野】

- ①住宅地の配置
- ②商業・業務地の配置
- ③工業地の配置
- ④複合系土地利用の配置
- ⑤自然的土地利用の配置
- ⑥市街地整備
- ⑦その他

2) 総合的な交通体系整備の基本方針
【道路全般、公共交通分野】

- ①道路整備
- ②公共交通体系の整備
- ③中山間地域における交通手段の確保
- ④自転車・歩行者環境の整備
- ⑤シンボルロードの整備
- ⑥その他の交通施設の整備

3) 安全・安心な都市づくりの基本方針
【防災、防犯、ユニバーサルデザイン分野】

- ①都市災害防止・被害低減
- ②防犯
- ③ユニバーサルデザイン

4) 魅力ある公園・緑地などの整備の基本方針
【公園緑地、緑地保全、都市緑化分野】

- ①公園の配置
- ②特別緑地保全地区などの指定
- ③緑と水のネットワークの形成
- ④住民参加による花と緑の都市づくり

5) 美しい景観形成の基本方針
【景観形成分野】

- ①自然景観の形成
- ②歴史・文化的景観の形成
- ③都市景観の形成

6) 自然豊かな環境形成の基本方針
【環境保全分野】

- ①森林の保全、活用
- ②河川などの整備、活用
- ③農地の保全、活用
- ④環境負荷低減

7) その他都市施設整備の基本方針

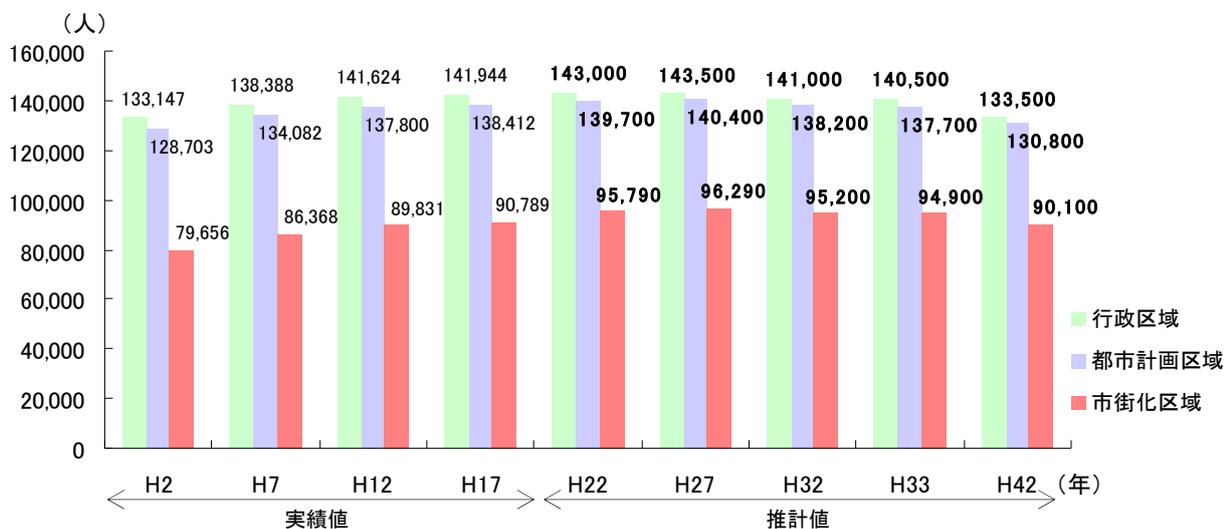
- ①下水道整備
- ②上水道整備
- ③その他都市施設などの整備

4 将来フレーム

1) 将来人口フレーム

本市の人口は、増加傾向で推移し、5年後の平成27年にはピークを迎え、143,500人と想定されますが、その後は、減少傾向に転じ、本計画の目標年度である平成42年には133,500人と予測されます。

■ 都市計画区域内及び市街化区域内の人口の見通し



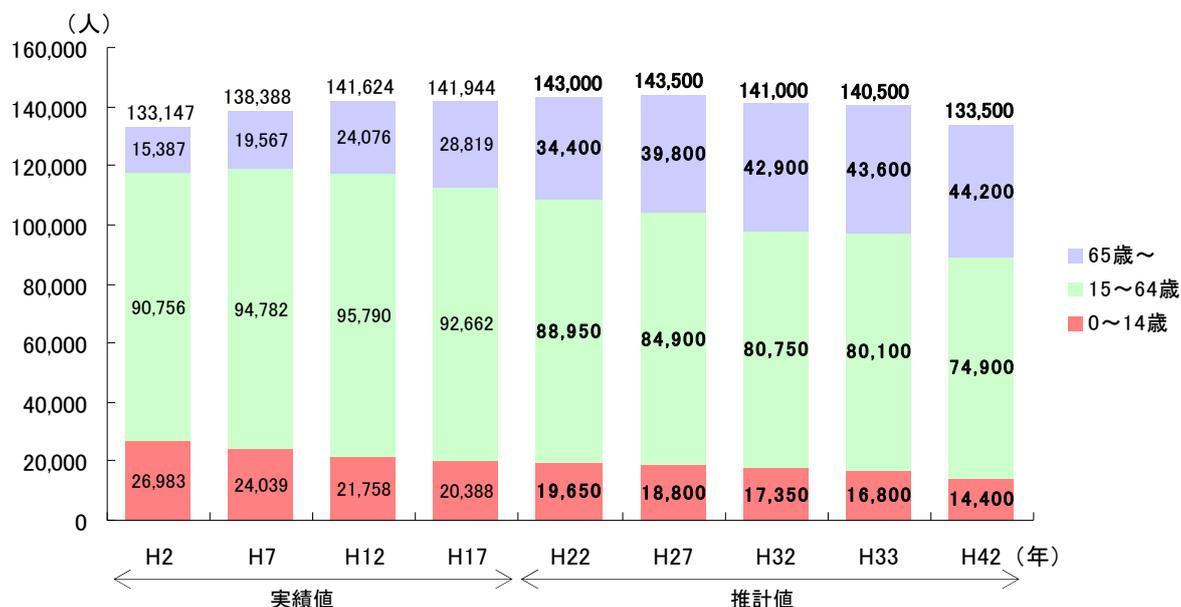
上段：人口（人）、下段：構成比（％）

	実績値				推計値				
	H2年	H7年	H12年	H17年	初年度	総合計画 中間年度	総合計画 目標年度	都市マス 中間年度	都市マス 目標年度
					H22年	H27年	H32年	H33年	H42年
藤枝市	133,147	138,388	141,624	141,944	143,000	143,500	141,000	140,500	133,500
都市計画区域内	128,703	134,082	137,800	138,412	139,700	140,400	138,200	137,700	130,800
	96.7%	96.9%	97.3%	97.5%	97.7%	97.8%	98.0%	98.0%	98.0%
都市計画区域外	4,444	4,306	3,824	3,532	3,300	3,100	2,800	2,800	2,700
	3.3%	3.1%	2.7%	2.5%	2.3%	2.2%	2.0%	2.0%	2.0%
市街化区域	79,656	86,368	89,831	90,789	95,790	96,290	95,200	94,900	90,100
	61.9%	64.4%	65.2%	65.6%	68.6%	68.6%	68.9%	68.9%	68.9%
市街化調整区域	49,047	47,714	47,969	47,623	43,910	44,110	43,000	42,800	40,700
	38.1%	35.6%	34.8%	34.4%	31.4%	31.4%	31.1%	31.1%	31.1%

注) 平成2～17年は実績値（国勢調査）、平成2年、17年の合計には年齢不詳を含む
 年齢別構成比率の値は、少数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100%とならない場合がある
 H22の市人口は、第5次藤枝市総合計画の推計値に基づいている

年齢階層別人口について、今後も少子高齢化の進行が予想されることから、平成42年には年少人口（14歳以下）の割合は10.8%、生産年齢人口（15～64歳）の割合は56.1%と見込まれる一方で、老年人口（65歳以上）は33.1%に増加すると予測されます。

■年齢階層別人口の見通し



上段：人口（人）、下段：構成比（%）

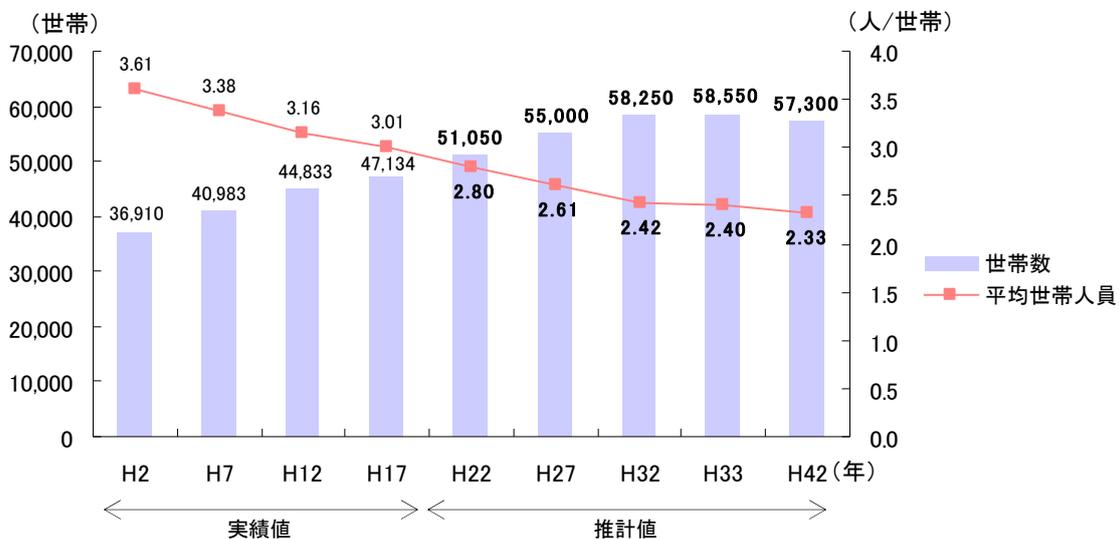
	実績値				推計値				
	H2年	H7年	H12年	H17年	初年度	総合計画 中間年度	総合計画 目標年度	都市マス 中間年度	都市マス 目標年度
	H22年	H27年	H32年	H33年	H42年				
藤枝市	133,147	138,388	141,624	141,944	143,000	143,500	141,000	140,500	133,500
0～14歳	26,983	24,039	21,758	20,388	19,650	18,800	17,350	16,800	14,400
	20.3%	17.4%	15.4%	14.4%	13.7%	13.1%	12.3%	12.0%	10.8%
15～64歳	90,756	94,782	95,790	92,662	88,950	84,900	80,750	80,100	74,900
	68.2%	68.5%	67.6%	65.3%	62.2%	59.2%	57.3%	57.0%	56.1%
65歳～	15,387	19,567	24,076	28,819	34,400	39,800	42,900	43,600	44,200
	11.6%	14.1%	17.0%	20.3%	24.1%	27.7%	30.4%	31.0%	33.1%

2) 将来世帯フレーム

世帯数は、世帯の小規模化などによって、着実に増加してきていますが、平成33年をピークに低下に転じるものと想定されます。平成42年における本市の総世帯数は57,300世帯、市街化区域内の将来世帯数は39,850世帯と予測されます。

一方、一世帯当たりの世帯人員数は減少を続けており、平成42年における平均世帯人員は2.33となる見通しです。

■ 世帯数と平均世帯人員の見通し



上段：世帯数（世帯）、下段：平均世帯人員（人）

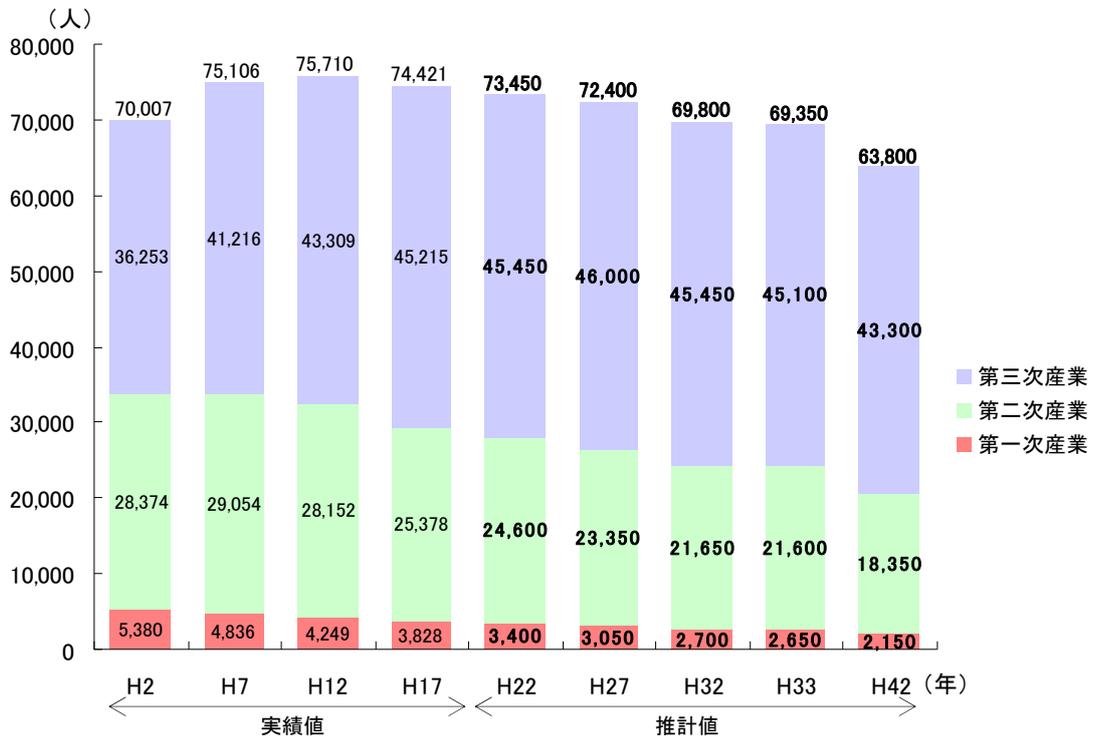
	実績値				推計値				
	H2年	H7年	H12年	H17年	初年度	総合計画 中間年度	総合計画 目標年度	都市マス 中間年度	都市マス 目標年度
					H22年	H27年	H32年	H33年	H42年
総世帯数	36,910	40,983	44,833	47,134	51,050	55,000	58,250	58,550	57,300
平均世帯人員	3.61	3.38	3.16	3.01	2.80	2.61	2.42	2.40	2.33
都市計画区域内	35,953	40,000	43,915	46,234	50,250	54,200	57,600	57,900	56,700
	3.58	3.35	3.14	2.99	2.78	2.59	2.40	2.38	2.31
都市計画区域外	957	983	918	900	800	800	650	650	600
	4.64	4.38	4.17	3.92	4.13	3.88	4.31	4.31	4.50
市街化区域	23,189	27,125	30,070	31,803	36,300	38,500	40,350	40,550	39,850
	3.44	3.18	2.99	2.85	2.64	2.50	2.36	2.34	2.26
市街化調整区域	12,764	12,875	13,845	14,431	13,950	15,700	17,250	17,350	16,850
	3.84	3.71	3.47	3.30	3.15	2.81	2.49	2.47	2.42

3) 将来就業人口フレーム

生産年齢人口（15～64歳）の減少などを背景として、今後も就業人口の減少傾向が続くものと予測されます。

産業別人口について、第一次産業と第二次産業の人口は減少し続けており、第三次産業人口においては、平成27年をピークに減少傾向に転じることが見込まれます。

■産業別人口の見通し



上段：人口（人）、下段：構成比（%）

	実績値				推計値				
	H2年	H7年	H12年	H17年	初年度	総合計画 中間年度	総合計画 目標年度	都市マス 中間年度	都市マス 目標年度
	H22年	H27年	H32年	H33年	H22年	H27年	H32年	H33年	H42年
就業人口	70,007	75,106	75,710	74,421	73,450	72,400	69,800	69,350	63,800
	52.6%	54.3%	53.5%	52.4%	51.4%	50.5%	49.5%	49.4%	47.8%
第一次産業	5,380	4,836	4,249	3,828	3,400	3,050	2,700	2,650	2,150
	7.7%	6.4%	5.6%	5.1%	4.6%	4.2%	3.9%	3.8%	3.4%
第二次産業	28,374	29,054	28,152	25,378	24,600	23,350	21,650	21,600	18,350
	40.5%	38.7%	37.2%	34.1%	33.5%	32.3%	31.0%	31.2%	28.8%
第三次産業	36,253	41,216	43,309	45,215	45,450	46,000	45,450	45,100	43,300
	51.8%	54.9%	57.2%	60.8%	61.9%	63.5%	65.1%	65.0%	67.8%

5 将来の都市づくりのあり方

1) 都市づくりの方向性

拠点集約型都市構造の構築

本市は、自動車利用者の増加、経済発展にあわせた商業地・工業地の拡大、公共公益施設など各種施設の分散、一次産業の衰退などを起因とする農地の宅地化などにより、都市が拡大傾向にありました。

しかし近年の人口増加率の縮小により、既存商店街における空き店舗の発生、市街地内における未利用地の増加、市街地周辺部のスプロール化の進行、市北部地域における少子高齢化の著しい進行など、都市の低密度化、拡散化が顕著になりつつあります。今後、人口減少が見込まれる中、これらの進行は益々拍車がかかることが予想され、早急な対応が求められます。

拡散型の都市構造では、道路やライフライン、教育・医療福祉などハード・ソフト両面の公共サービスの効率が下がり、病院、商業施設など都市機能の分散により自動車に過度に依存せざるを得ません。また、コミュニティの消失に繋がることも予想されます。そのため、都市の拡大にあわせた都市基盤整備が必要となり、市財政を圧迫すると予想されます。

また、世界的課題である地球環境の保全のために、自然エネルギーの活用、自動車交通への過度な依存からの脱却、緑や水辺空間の保全・創出などにより、低炭素都市づくりを進めていくことも求められます。

このようなことから、本市においては、拠点集約型都市構造の構築を進めます。

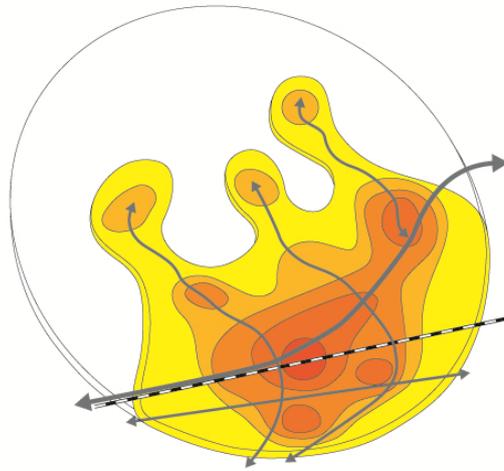
本市の現状特性を踏まえつつ、都市の中心的役割を担う拠点や行政サービスなどの役割を担う拠点、さらには各地区の生活の役割を担う拠点など、複数の拠点をそれぞれ位置づけ、都市機能やサービス機能の充実を図ります。

さらに、それらの拠点間を道路網、公共交通などで結び、連携強化を図ることにより、メリハリのある都市構造の構築を目指します。

【拠点集約型都市構造の実現により期待される効果】

- ・機能集約による拠点地域の賑わいの創出・活力向上
- ・無秩序な開発抑制による農地・山林などの自然環境の保全
- ・自動車交通への過度な依存からの脱却、自然環境保全などによる低炭素都市づくりの実現
- ・公共施設の維持管理費などの抑制
- ・行政サービスの維持・向上 など

現在の市街地イメージ

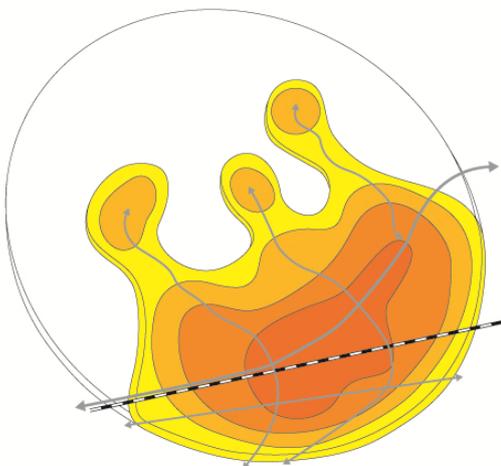


少子高齢化・人口減少社会の進展により、既存市街地の低密度化が進行しています。

市街地が郊外に拡散する

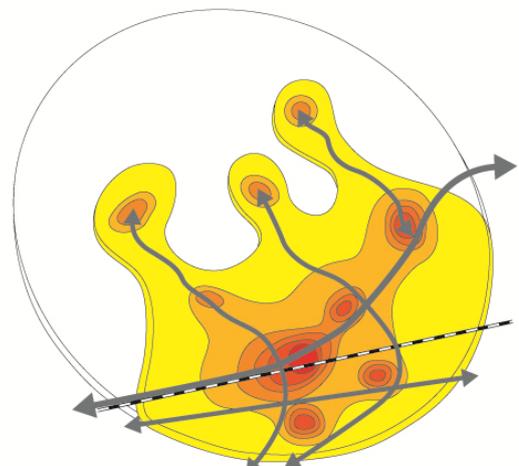
拠点到都市機能を集約する

拡散型都市構造



低密度の市街地がさらに拡大し、道路や下水道、バスサービス等の維持・管理にかかる都市経営コストの増加が見込まれます。

拠点集約型都市構造



拠点となる地域に都市機能や開発を計画的に誘導・集約することで、将来にわたり持続可能な都市づくりを進めることができます。

2) 都市づくりの要素

都市づくりの基本理念に基づき、都市づくりの目標を実現するために、「ゾーン区分」、「拠点」、「軸」、「緑と水」の4つを要素として位置づけ、そのあり方を示します。

(1) ゾーン区分

ゾーン区分要素として、商業集積ゾーン、市街地ゾーン、工業集積地ゾーン、新産業地ゾーン、田園集落地ゾーン、周辺緑地ゾーン、山間地ゾーンの7つのゾーンを設定します。

商業集積ゾーン

- ・ JR藤枝駅を中心とする中心市街地及び藤枝地区、岡部地区の旧東海道沿道を商業集積ゾーンとして位置づけ、多様化する消費者ニーズを踏まえ、商業地の特性に応じた活性化策や賑わいのある空間形成のための環境整備を進めます。
- ・ 土地の高度利用を図ることを基本とし、商店街と大型店とが共存しながら、集客力や回遊性のある魅力ある商業地づくりを進めます。

市街地ゾーン

- ・ 市街化区域及び市街化区域と接した既成市街地を市街地ゾーンとして位置づけ、周辺環境の保全に配慮しつつ、安全で安心できる住環境整備に努め、成熟した都市空間づくりを推進します。
- ・ 市街化区域内に見られる未利用地は、住宅地を配置することを基本としつつ、地域の状況にあわせて、商業・業務地、工業地などを適正に配置します。
- ・ 市街化調整区域は無秩序な開発を抑制しつつ、周囲の自然環境と調和する住環境づくりを進めます。

工業集積地ゾーン

- ・大井川沿いの工業集積地や高洲地区のJR東海道本線沿い、広幡地区、岡部地区の大規模な工場が集積する区域などを、工業集積地ゾーンとして位置づけます。
- ・適正な土地利用の誘導により、工場の集積を図りつつ、良好な工業地環境の形成を図ります。

新産業地ゾーン

- ・新東名高速道路藤枝岡部インターチェンジから東名高速道路焼津インターチェンジを結ぶ（都）焼津広幡線の周辺、東名高速道路新インターチェンジの周辺などは、交通利便性を生かし新たな企業の立地の誘導を推進し、地域産業の活性化を図り、本市の雇用機会の拡大に繋げていきます。



整備が進む新東名高速道路と関連道路周辺

田園集落地ゾーン

- ・市街地の外縁部にある、既存集落地及び田園などが広がる一帯を、田園集落地ゾーンとして位置づけ、無秩序な開発を抑制し、田や畑地の保全、活用を図ります。また、快適で落ち着いた生活環境づくりを進めます。

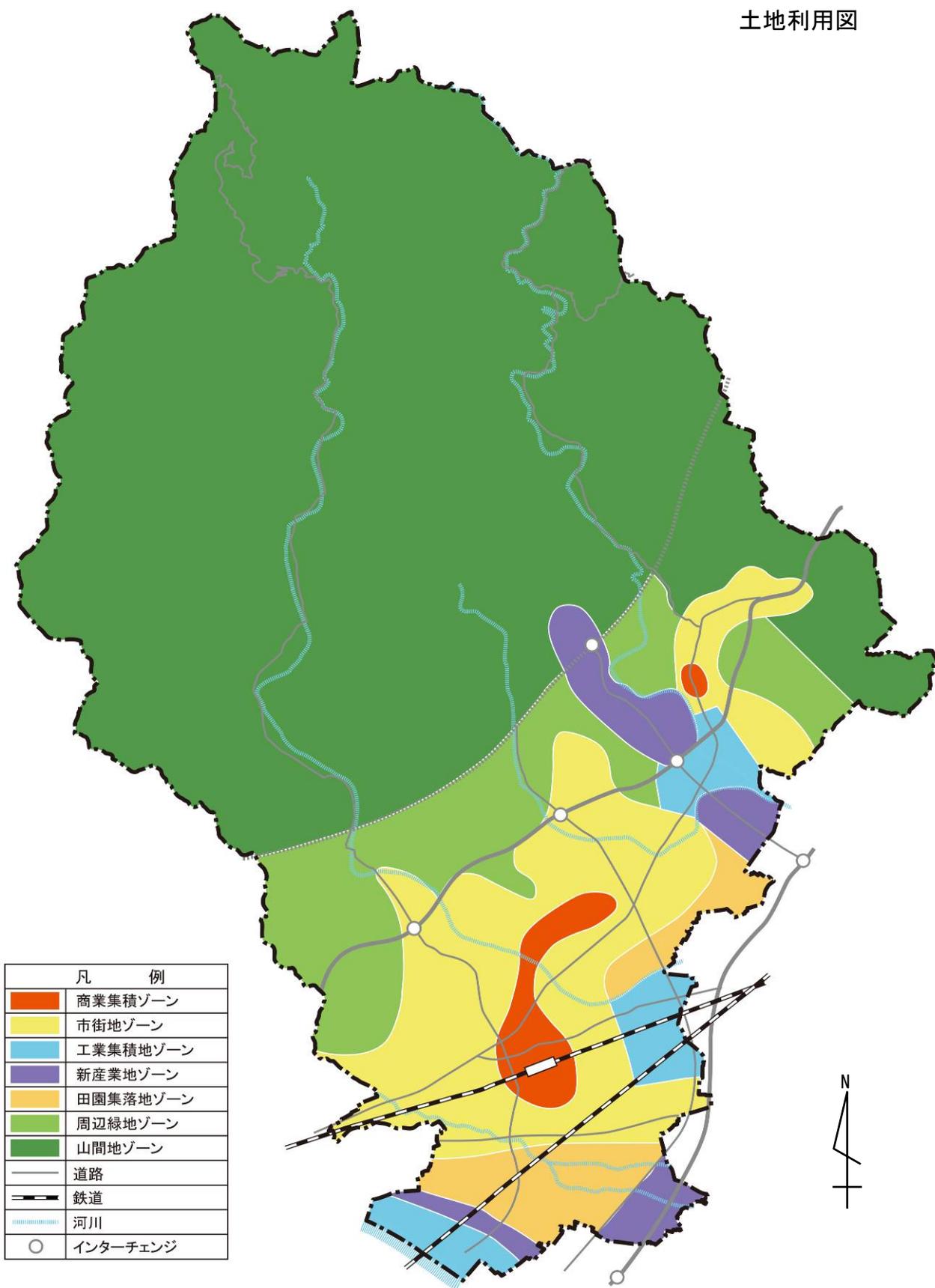
周辺緑地ゾーン

- ・新東名高速道路以南の市街地を取り囲む農地や森林については、周辺緑地ゾーンとして位置づけ、市街地の生活環境の保全機能などを有する緑地空間として、さらには良好な都市環境の形成のため、積極的に緑地としての保全及び整備を図ります。

山間地ゾーン

- ・北部の山間部一帯は、山間地ゾーンとして位置づけ、豊かな自然が持つ多面的機能を保全することを基本とし、市民の余暇利用や都市との交流の場として活用します。また、農林業の振興を図るとともに、ゾーン内の生活環境の向上を図ります。

土地利用図



(2) 拠点

拠点要素として、「都市拠点」、「地域拠点」、「地域商業拠点」、「地区拠点」、「文化・観光レクリエーション交流拠点」、「中山間地域交流拠点」の6つの拠点を設定します。

都市拠点（中心市街地）

- ・中心市街地であるJR藤枝駅周辺一帯を都市拠点として位置づけます。
- ・都市拠点は、商業・業務機能、文化交流機能、スポーツ交流機能の維持向上を図るとともに、医療や福祉、子育て支援、行政サービスなど暮らしを支



JR藤枝駅周辺

える機能の充実を図り、街なか居住を促進します。また、賑わいと質の高い魅力のある中心市街地の形成を図るとともに、志太榛原地域の中核都市として主要な役割を担う拠点とします。

地域拠点（藤枝市役所・岡部支所）

- ・藤枝市役所の一帯及び岡部支所の一帯を地域拠点として位置づけます。
- ・地域拠点は、行政サービスや社会福祉機能などの充実を図るとともに、将来の商業・業務地としての集積を検討し、住民の集いの場、賑わいの場の創出を図ります。

地域商業拠点

- ・藤枝地区や岡部地区の旧東海道沿道の、生活圏に対応した身近な商業・業務施設が集積している箇所を地域商業拠点として位置づけます。
- ・藤枝地区の旧東海道沿道については、東海道の宿場町に培われた歴史・文化的資源を生かした街道景観の誘導や歩行者にやさしい空間づくりにより、個性的な商業地の形成を図ります。
- ・大旅籠柏屋がある岡部地区の旧東海道沿道については、観光交流から発展する商業地の形成を図るとともに、東海道の宿場町に培われた歴史・文化的資源を生かした街道景観を誘導します。

地区拠点

- ・公民館周辺などの区域において、コミュニティや生活の中心部を地区拠点として位置づけ、日常生活を安全・安心・快適に過ごすことができるよう、機能の充実を図ります。



青島南公民館

文化・観光レクリエーション交流拠点

- ・志太郡衙跡や東海道宇津ノ谷峠越、田中城下屋敷、大旅籠柏屋などの歴史・文化的資源の周辺及び蓮華寺池公園、藤枝総合運動公園など市外からも多くの人を訪れる公園などは、文化・観光レクリエーション交流拠点として位置づけ、人と人との交流を図る拠点として活用を図ります。



柏屋での街道文化まつり

中山間地域交流拠点

- ・瀬戸谷温泉ゆらく、白ふじの里、玉露の里など、中山間地域内にある交流施設や自然景勝地は、中山間地域交流拠点と位置づけ、都市部と中山間地域の交流の場、住民の生活や市民の憩いの場としての機能の充実を図ります。



玉露の里瓢月亭（紅葉）

拠点図



(3) 軸

軸要素として、「国土交流連携軸」、「広域交流連携軸」、「東西交流連携軸」、「南北交流連携軸」、「旧東海道歴史文教軸」の5つの軸を設定します。

国土交流連携軸

- ・東名高速道路と新東名高速道路を、国土交流連携軸として位置づけます。
- ・東名高速道路については、焼津市に開設が進められている新インターチェンジの建設の促進を図るとともに、新東名高速道路については、早期の全線開通を目指します。

広域交流連携軸

- ・（都）志太北幹線（国道1号バイパス）を、主に県内の都市と交流・連携する広域交流連携軸として位置づけ、4車線化を促進します。

東西交流連携軸

- ・国道1号、（都）小川島田幹線、（都）焼津広幡線、（都）焼津青木線を東西交流連携軸として位置づけ、隣接する静岡市、焼津市、島田市と円滑な都市交流を推進します。

南北交流連携軸

- ・（都）志太中央幹線、（都）志太西線、（県）藤枝黒俣線、（県）伊久美藤枝線、（県）静岡朝比奈藤枝線、（県）相俣岡部線を南北交流連携軸として位置づけ、市内市街地の南北の交流・連携を推進します。

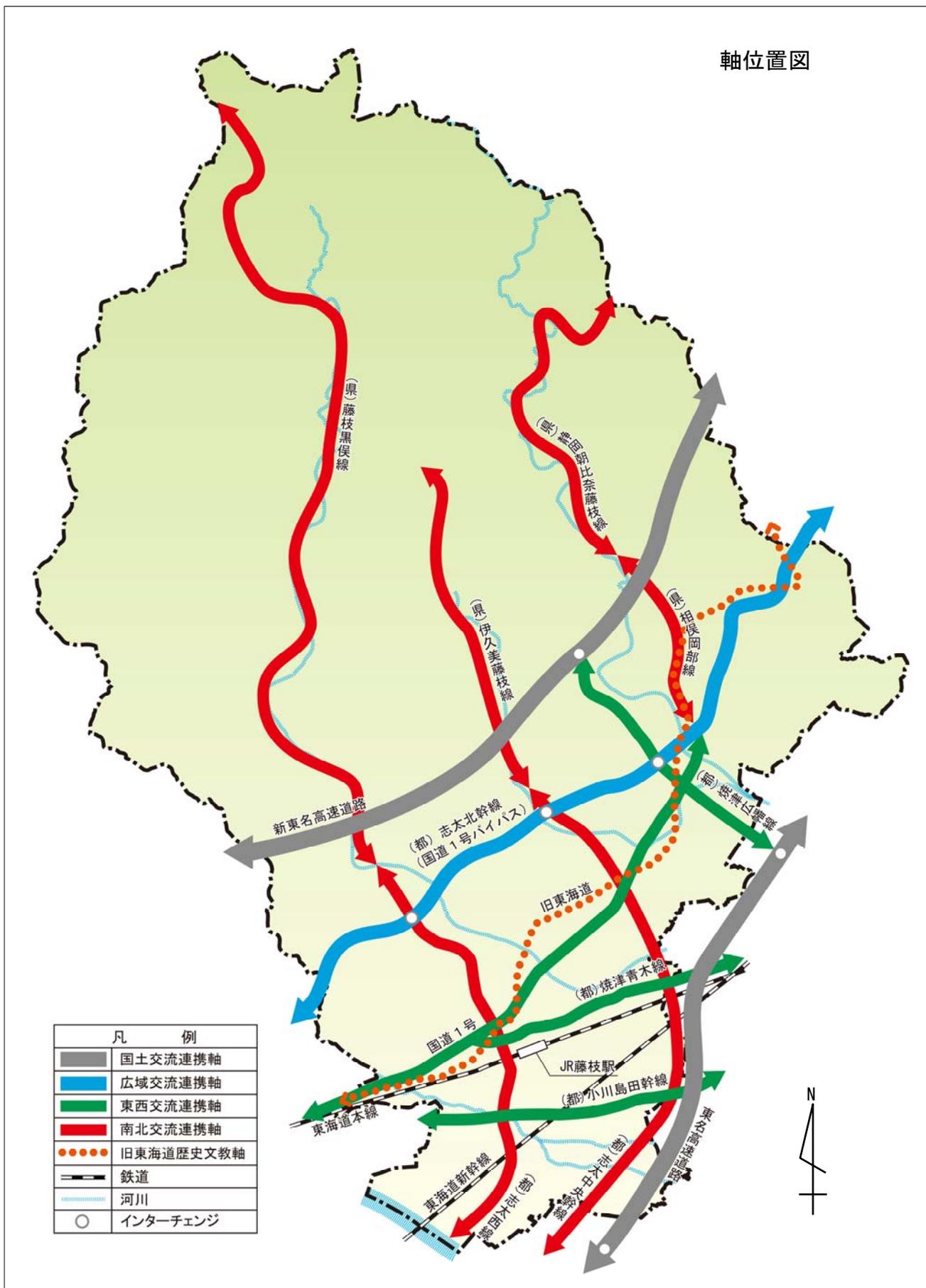


（都）志太中央幹線

旧東海道歴史文教軸

- ・大旅籠柏屋や寺社、松並木などの歴史・文化的資源が点在する旧東海道を旧東海道歴史文教軸として位置づけ、地域特性を踏まえ美しく良好なまち並み景観の形成を図るとともに、旧東海道に隣接している郷土博物館などの社会教育施設とも連携し、歴史や文化を学び楽しむことができる環境づくりを進めます。

軸位置図



(4) 緑と水

緑と水の要素として、「緑の骨格」、「緑と水の核」、「緑と水のネットワーク」を設定します。

緑の骨格

- ・北部の市街地を取り囲む丘陵地や山並みを緑の骨格として位置づけ、環境保全、レクリエーション、防災、景観などの機能と特性を生かし、市民の貴重な財産として適正に維持、保全を図ります。

緑と水の核

- ・市内外から多くの人々が訪れる憩いの場、レクリエーションの場となっている藤枝総合運動公園や金比羅山緑地などの市街地内に残される自然緑地、さらに今後整備が予定されている新たな公園・緑地及び蓮華寺池公園や青池公園などの水辺を生かした公園については、緑と水の核として位置づけます。

緑と水のネットワーク

- ・北部を中心とする緑の骨格と、蓮華寺池公園や藤枝総合運動公園などの緑と水の核を、二級河川瀬戸川、朝比奈川、栢山川などの河川や都市計画道路の街路樹などで繋ぐことにより、緑と水のネットワークの形成を図ります。

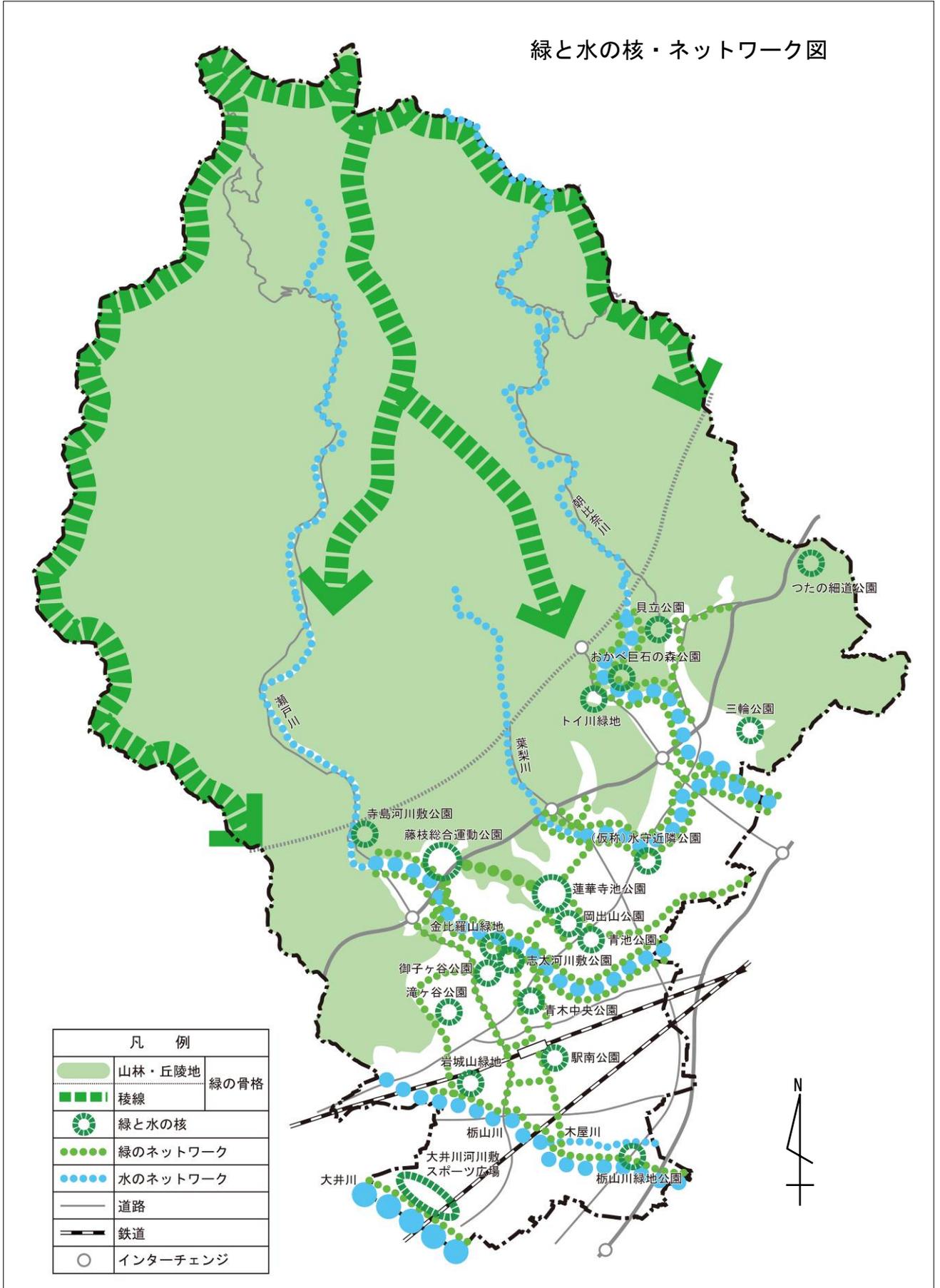


瀬戸谷からの富士山



青池公園

緑と水の核・ネットワーク図



6 分野別都市づくりの方針

本市の都市づくりの方針について、次のように基本方針を定め、都市づくりを進めていきます。

1) 合理的かつ適正な土地利用の基本方針

(土地利用、市街地整備分野)

(1) 基本的考え方

本市の土地利用は、北部の山地及び丘陵地と瀬戸川、朝比奈川下流に開けた平坦地によって構成されています。平坦地はJR藤枝駅周辺と市役所などを中心に都市的土地利用がなされています。また、南部地域は工業用地など都市的土地利用がなされているほか、水田が開けた農業地域となっています。

近年は、郊外への大規模集客施設の立地が抑制される一方、中心市街地では基盤整備や機能集積が進みつつあります。

今後は、緑園都市の基礎となる自然環境の保全、活用を重視するとともに、本市独自の地形、風土の骨格を守りながら、自然と都市が調和、共存する成熟した都市形成を進めるため、賑わいを創出し、住まい、働き、生産する場としての各種土地利用を計画的かつ適切に展開します。

- 合併後の市域の一体感を創出する土地利用の展開を進めるとともに、自然環境、景観資源、歴史・文化的資源、魅力ある産業など、各種資源を生かし、相互に補い合って共生する土地利用を展開します。
- 中心市街地をはじめとする市街地の都市機能の集積や賑わいの創出を図ることにより、志太榛原地域の中核都市としてふさわしい活力ある土地利用を展開します。

- 安全性の確保、美しさやゆとりの創出、生活環境の向上など、成熟した都市としてふさわしい、質の高い土地利用を展開します。
- 市民、事業者の主体的な都市づくりへの参画を進め、市民・事業者・行政による協働と創意工夫のもと、合理的・計画的な土地利用を展開します。

(2) 基本方針の内容

①住宅地の配置

専用住宅地

- ・国道1号や（都）藤枝駅広幡線より北側の戸建て住宅を中心とした低密度の土地利用が展開される地区を、専用住宅地として位置づけ、宅地内の緑化や建築物の壁面後退などにより、ゆとりと潤いのある居住空間を持つ戸建て住宅地を誘導します。



光洋台 地区計画

- ・清里や岡部台団地など、既に地区計画が指定されている専用住宅地区については、地区計画指定の維持・継続を図るとともに、他地区においても地区計画制度を積極的に活用し、良好な住宅地環境の維持と創出を図ります。

【具体的な施策】

- ・地区計画、建築協定、緑地協定などの法制度の活用
- ・最低限敷地規模、緑化率などの設定
- ・住民の意向を踏まえた土地利用を規制・誘導する仕組みづくり

一般住宅地

- ・国道1号と（都）藤枝駅広幡線に挟まれた地区や中心市街地の周辺部及び市街化調整区域内の既成市街地を一般住宅地として位置づけ、建築物の高さ制限・壁面後退などにより、機能的で周辺と調和したゆとりある住宅地を誘導します。
- ・市街化区域内においては、良好な住環境を確保するため、道路・公園・下水道などの基盤整備を推進するとともに、未利用地の一般住宅地としての活用を進めます。

- ・市街化調整区域内においては、無秩序な開発を抑制することを基本とし、社会情勢の変化などにより宅地供給の必要性が生じた場合は、今後の見通しなど総合的に判断し、周辺環境に合った位置づけを検討します。

【具体的な施策】

- ・建築物などの高さや壁面後退などの誘導
- ・道路・公園・下水道などの整備
- ・住民の意向を踏まえた土地利用を規制・誘導する仕組みづくり

集落地

- ・既存集落地を集落地として位置づけ、地区計画などの制度の活用により、無秩序な開発を抑制するとともに、環境を阻害する行為を規制し、良好な集落地環境の維持、向上に努めます。
- ・中山間地域の集落地については、少子高齢化に対応するために、中山間地域の活性化施策や居住環境向上施策の展開を図り、集落地の維持に努めます。

【具体的な施策】

- ・地区計画制度の活用、農業振興地域の整備に関する法律の遵守による開発抑制
- ・住民の意向を踏まえた土地利用を規制・誘導する仕組みづくり

②商業・業務地の配置

中心商業・業務地

- ・JR藤枝駅周辺を中心商業・業務地については、都市の魅力と活力を再生するため、都市計画による規制・誘導や市街地再開発を進め、商業・業務機能の集積、文化・交流施設、駐車場の整備などを図ります。また、開業支援などの活性化対策を進めるとともに、景観の形成、交流づくりや街なか居住の促進、コンパクトな徒歩生活圏形成など、賑わいと求心力のある中心市街地の形成のための環境整備を進めます。

【具体的な施策】

- ・中心市街地活性化基本計画に基づく事業の推進
- ・商業振興戦略による施策の推進
- ・駅前地区市街地総合再生基本計画に基づく市街地再開発の推進
- ・地域地区、地区計画などの決定・見直しによる土地利用や建築の規制・誘導

地域商業・業務地

- ・（都）藤枝駅広幡線沿道や（都）岡部中央幹線沿道などの地域商業・業務地については、生活基盤としての商業機能の向上のために、既存店舗の充実を図るとともに、旧東海道の歴史・文化的資源を生かした景観誘導を進めるとともに、学校や郷土博物館・文学館などの社会教育施設との連携促進を図り、新たな魅力を創出します。

【具体的な施策】

- ・ 商業振興戦略による施策の推進
- ・ 西高跡地の有効活用

③工業地の配置

工業地

- ・ 既存の大規模工場などが集積する地区を工業地として位置づけ、本市の工業用地として、今後とも工業機能の強化を図ります。
- ・ 企業立地推進ビジョンなどによる、新たな工場の誘致や既存の住工混在地区にある工場の移転を支援するために、工業系の土地区画整理事業の実施や既存工業用地内の未利用地の活用、さらに市街化調整区域における地区計画制度の活用などにより、その受け皿づくりを進めます。
- ・ 周辺環境と調和した良好な工業地を形成するため、幹線道路沿いや工場敷地内の緑化、排水・ばい煙の改善など環境整備を進めます。



誘致により市内に立地した企業

【具体的な施策】

- ・ 企業立地推進ビジョンによる施策の推進
- ・ 工場敷地内緑化の誘導

新産業地

- ・ 新東名高速道路藤枝岡部インターチェンジ周辺から東名高速道路焼津インターチェンジまでの範囲及び東名高速道路新インターチェンジから大新島、大東町、善左衛門、大西町などの範囲を新産業地として位置づけ、隣接する焼津市との土地利用の整合を図りながら、交通利便性を生かした工業・流通業務施設、技術先端型企业、農林産物処理加工施設の誘致を推進します。

- ・新産業地については、地区計画制度の活用などを図り、周辺の環境や景観形成に配慮した良好な産業地の形成を図ります。

【具体的な施策】

- ・新産業地のまちづくり計画の策定
- ・新産業地に適した用途地域の検討

④複合系土地利用の配置

住工複合地

- ・地場産業などの小規模工場と住宅が混在している地域では、今後も工場と共存しながら、居住環境と調和した土地利用を図ります。

【具体的な施策】

- ・地域特性を生かしたまちづくり計画の策定

沿道利用地

- ・国道1号沿道などは、自動車利用の利便性を生かした商業・サービス施設を中心に、建築物の高さ・配置など周辺環境に配慮して、計画的かつ個性的で魅力ある土地利用を図ります。

【具体的な施策】

- ・沿道土地利用の活用
- ・沿道建築物、屋外広告物などの形態、意匠の規制・誘導などによる沿道景観の向上

⑤自然的土地利用の配置

森林

- ・森林については、生物多様性の保全、土砂災害の防止、水源のかん養、保健休養の場の提供、木材生産による経済的機能など、多面的機能を有しており、これらの諸機能が発揮できるように、適正な管理による保全と整備を進めます。



ハイキングを楽しむ

- ・市街地周辺の森林や里山は、市民の暮らしに多くの恵みをもたらすよう、レクリエーションや保養、環境学習・教育の場として、適正な管理の下で自然特性を踏まえつつ、活用を図ります。

【具体的な施策】

- ・森林法に基づく森林の保全
- ・住民と都市住民、各種団体などが連携した森林の維持保全活動
- ・環境学習、エコツアーの開催など森林環境の有効活用

農用地

- ・農用地については、農産物の供給の機能に加えて、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承など、多面的機能を有しており、これらの諸機能が発揮できるように、優良農用地の保全や遊休農地の活用を促進します。
- ・農業生産基盤の整備や農地の集団化の推進など様々な対策によって、農業の生産性を高めながら農用地の活用・保全につなげていくとともに、担い手確保の促進により適正な維持・管理を図ります。
- ・遊休農地などを利用した市民農園や体験農園の開設、地域に適した新たな作物の導入など多様な手段を通して、農用地の活用を図ります。
- ・農業振興への影響などに十分留意した上で、無秩序な都市的土地利用への転換を抑制します。

【具体的な施策】

- ・農地法、農業振興地域の整備に関する法律に基づく優良農地の保全
- ・農業生産基盤の整備
- ・市民農園や体験農園などの開設



田園風景

⑥市街地整備

- ・事業実施中の土地区画整理事業により、道路・公園・下水道などの都市施設の整備を図り、居住環境の向上を図ります。
- ・（都）藤枝駅広幡線の沿道周辺は住宅が密集するとともに、自動車交通の混雑に伴い路線商業地としての機能が低下傾向にあります。商業地の機能増進並びに良好な居住環境を確保するために、市街地再開発事業などによる整備を検討します。



J R 藤枝駅周辺の再整備イメージ

- ・JR藤枝駅周辺は、商業・業務機能の集積及び街なか居住の環境確保や合理的かつ適正な土地の高度利用を推進するため、市街地再開発事業などによる面的整備を進めるとともに、ヒートアイランドの防止対策、省エネ対策、緑化促進や二酸化炭素削減への取組みなどを進め、本市の玄関口にふさわしい環境に配慮した都市形成を図ります。
- ・その他、市街化区域内の低・未利用地などについては、市街地再開発事業・土地区画整理事業などにより、良好な居住環境の形成を誘導します。

【具体的な施策】

- ・青木・水守における土地区画整理事業の推進
- ・駅前地区市街地総合再生基本計画に基づく市街地再開発の推進

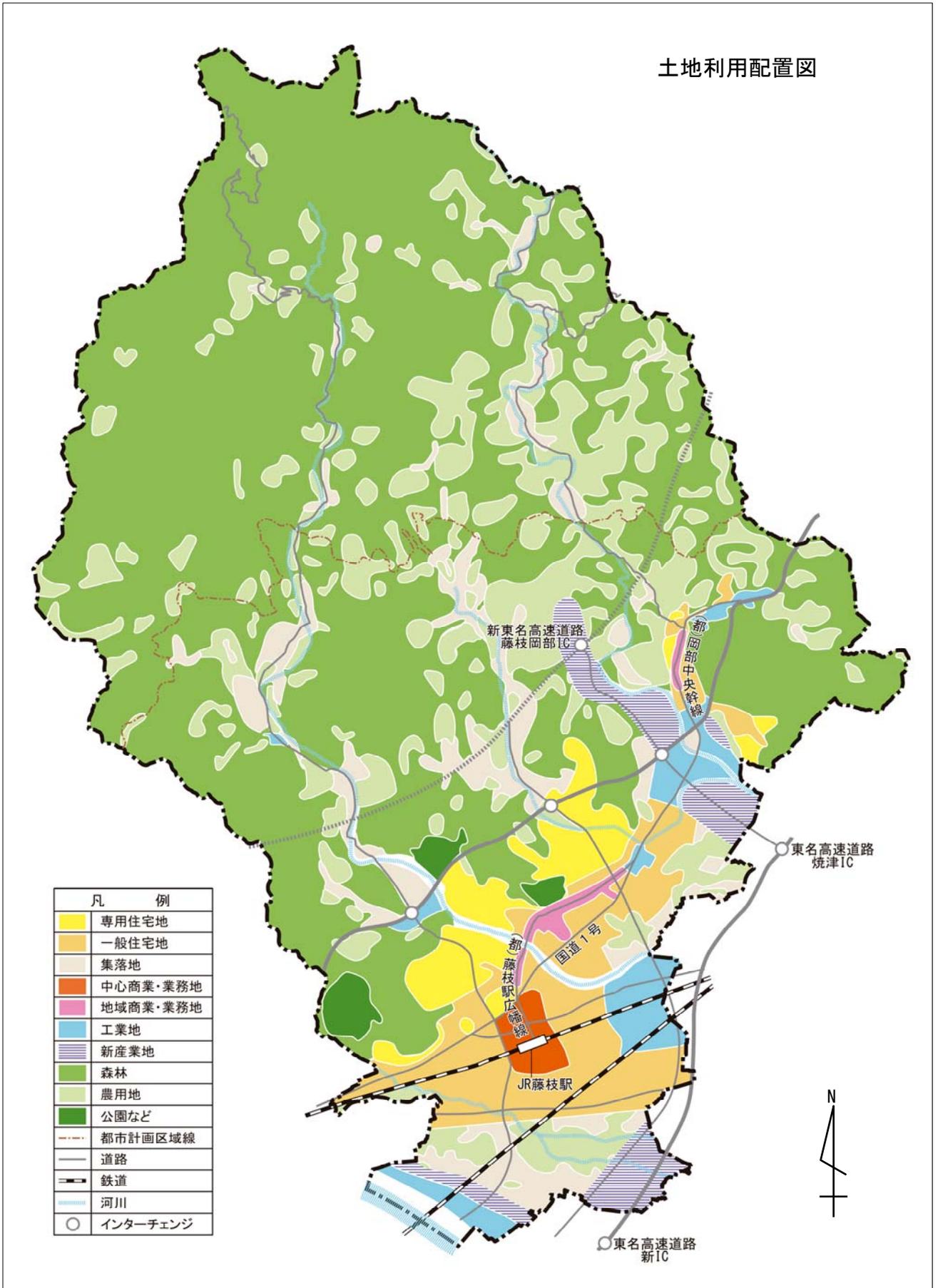
⑦その他

- ・既に都市的土地利用がなされている区域においては、基盤整備の状況、今後の見通しなど総合的に判断し、都市計画上の位置づけを検討します。また、雇用の拡大のために工場の誘致が必要な地区、既存集落地において居住環境の維持、向上を図る必要がある地区などにおいては、地区計画制度などの適用を検討し、周辺環境に配慮した計画的な土地利用を図ります。

【具体的な施策】

- ・市街化調整区域における地区計画適用に関する基本的な方針の活用

土地利用配置図



2) 総合的な交通体系整備の基本方針（道路全般、公共交通分野）

（1）基本的考え方

本市は、東名高速道路、国道1号バイパス、国道1号、JR東海道本線などが主要な交通網を形成しています。広域的にはこれらの道路、鉄道交通網を通じて周辺地域と連絡しています。

平成21年には富士山静岡空港が開港し、そのポテンシャルを生かして就航先との交流を活性化することが期待されています。また、本市の北部に新東名高速道路が計画され、新東名高速道路藤枝岡部インターチェンジが開設されるとともに、南部には東名高速道路新インターチェンジが開設されることから、今後は静岡、島田・榛原地域との連携強化も求められます。

このように、広域交通の要衝としての需要性が増し、周辺地域とのさらなる連携強化が求められることや、人口減少、少子高齢化の進展、地球温暖化対策など、社会情勢の変化を踏まえた対応が求められることを考慮し、本市の交通体系を次のような基本的考え方のもとに整備を進めていきます。

- 東名高速道路、新東名高速道路、国道1号バイパスといった広域交通体系、隣接する静岡市、焼津市、島田市などと連携する幹線道路網の形成を図ります。
- 市街地及び本市の拠点地区の連携を強化し、慢性的な渋滞解消のために、計画的・効率的な道路網の形成を図ります。
- 富士山静岡空港を生かした航空交通との連携を強化した総合的なネットワークの構築を目指します。
- 道路の円滑な整備推進を図るとともに、橋梁などの長寿命化や路面の改修などにより、既存道路を健全かつ計画的に維持していきます。
- 環境に配慮した交通施策として公共交通機関の利用促進を図るとともに、各交通手段の適正な機能分担の実現を目指します。

(2) 基本方針の内容

①道路整備

自動車専用道路

- ・新たな東西方向の国土レベルの交通軸となる新東名高速道路と新東名高速道路藤枝岡部インターチェンジ及びアクセス道路となるロングランプの整備の促進を図ります。
- ・（都）志太北幹線（国道1号バイパス）については、4車線化を促進し、市街地内で発生する慢性的な交通渋滞の緩和に努めます。

【具体的な施策】

- ・新東名高速道路、新東名高速道路藤枝岡部インターチェンジ及びアクセス道路となるロングランプの整備の促進
- ・（都）志太北幹線（国道1号バイパス）の4車線化の促進

主要幹線道路

- ・主要幹線道路（国道1号、（都）志太中央幹線、（都）小川島田幹線、（都）焼津広幡線、（都）志太西線、（都）焼津青木線）は、都市の骨格的な道路であるとともに、周辺の都市と連絡する道路の整備を進めます。
- ・交通機能、都市防災機能の整備・充実を基本とするとともに、通行者に本市の良好な印象を与えるよう、沿道と一体となった道路景観の向上に努めます。



（都）志太中央幹線

【具体的な施策】

- ・国道1号、（都）志太中央幹線、（都）小川島田幹線、（都）焼津広幡線、（都）志太西線の整備
- ・周辺の景観と調和する道路景観の向上

幹線道路

- ・幹線道路（（都）青木水上線、（都）三輪立花線、（都）大覚寺藤岡線、（都）焼津岡部線など）は、主な交通発生源を結び、都市内の骨格を形成する道路や、拠点間の連携を強化する道路として整備を進めます。
- ・将来の都市の発展方向などを見据え都市計画道路網の形成を図ります。
- ・無電柱化や歩道の段差解消などユニバーサルデザインを採用するとともに、沿道のまち並み形成や自転車走行及び歩行環境の改善に取り組めます。

【具体的な施策】

- ・（都）青木水上線、（都）三輪立花線、（都）大覚寺藤岡線、（都）焼津岡部線などの整備
- ・幹線道路沿道の無電柱化事業実施の検討
- ・ユニバーサルデザインに配慮した歩行空間の整備改修
- ・自転車の交通環境の改善

生活道路

- ・生活道路の整備にあたっては、住民の安全性・利便性の向上及び交通事故の防止のため、避難路や防災区画としての機能などに配慮しながら、道路改良事業、土地区画整理事業などにより、計画的かつ効率的な整備を進めます。
- ・良好な道路景観の形成や歩行者の安全確保に配慮し、道路整備を推進します。

【具体的な施策】

- ・道路改良事業、交通安全施設整備などの推進
- ・交差点の改良、歩道の整備

②公共交通体系の整備

- ・地域公共交通総合連携計画に基づいて、市民・事業者・行政が協働して、バス交通の課題に対応し取り組みます。
- ・バス利用促進に向けた啓発活動に努め、市街地の渋滞緩和、二酸化炭素の削減を図ります。
- ・JR藤枝駅と富士山静岡空港を結ぶ路線や観光施設に誘導する路線など、誘客に向けたバス路線再編整備に取り組めます。

【具体的な施策】

- ・バス路線網の再編成、低床バス運行などによるバス運行環境の改善
- ・自主運行バスの充実
- ・新たな公共交通手段としてのタクシーなどの活用

③中山間地域における交通手段の確保

- ・過疎地有償運送制度の活用など、住民との協議を踏まえ、有償ボランティア輸送事業の展開を支援します。

【具体的な施策】

- ・過疎地有償運送制度の活用

④自転車・歩行者環境の整備

- ・JR藤枝駅周辺の中心市街地においては、環境保全、コミュニティ形成、安全・安心な空間創出に配慮するとともに、人が往来し賑わう風景を創出するよう、ひとにやさしい歩行環境の整備を推進し、歩いて楽しい都市づくりを進めます。



国道1号（下青島地内）

- ・市街地においては、過度に自動車に依存した生活スタイルからの転換を図り、通過交通の排除や生活道路の整備により、安全・安心そして快適な歩行環境の形成を推進します。
- ・日常的な自転車利用の利便性を向上していくために、レンタサイクルの普及や放置自転車の防止対策などを推進します。
- ・歩行経路や自転車走行経路の計画や整備にあたっては、JR藤枝駅などの交通結節点や学校、公園、福祉施設などの主要施設及び既存歩行者専用道路などの効率的なネットワーク化に配慮するとともに、ユニバーサルデザインにも配慮します。

【具体的な施策】

- ・中心市街地における歩行者ネットワークの設定
- ・レンタサイクルの普及、放置自転車防止対策の推進
- ・歩行経路や自転車走行経路の設定

⑤シンボルロードの整備

- ・JR藤枝駅から北上する（都）藤枝駅広幡線、（都）青木藤枝線及び南下する（都）藤枝駅吉永線をシンボルロードとして位置づけます。

- ・シンボルロードの整備にあたっては、無電柱化やバリアフリー化、街路樹の育成による潤い空間の創出、修景整備の推進などにより、賑わいが連続する道路空間の創出を図り、中心市街地と藤枝地区商業地の交流の促進に繋がります。

【具体的な施策】

- ・（都）藤枝駅広幡線の修景整備による道路景観の向上
- ・沿道商業振興方策の推進

⑥その他の交通施設の整備

駅前広場

- ・JR藤枝駅の駅前広場は、複数の交通手段の結節点として多くの人が集まる場であることから、特徴的な景観の形成など周辺環境の向上を図るとともに、駅前広場の適切な維持管理を行い、駅周辺の集客機能の向上及び駅利用者の利便性の向上を図ります。

【具体的な施策】

- ・JR藤枝駅周辺における景観の向上方策の推進
- ・駅前広場の適切な維持管理

駐車場

- ・JR藤枝駅周辺においては、中心商業・業務地としての自動車・自動二輪車・自転車の需要特性に対応するとともに、パークアンドライドなどを促進するため、民間と公共の適切な役割分担のもと自動車駐車場、自転車駐車場の整備について取組みます。

【具体的な施策】

- ・自動車駐車場、自転車駐車場の整備
- ・駐車場表示など駐車場案内の改善

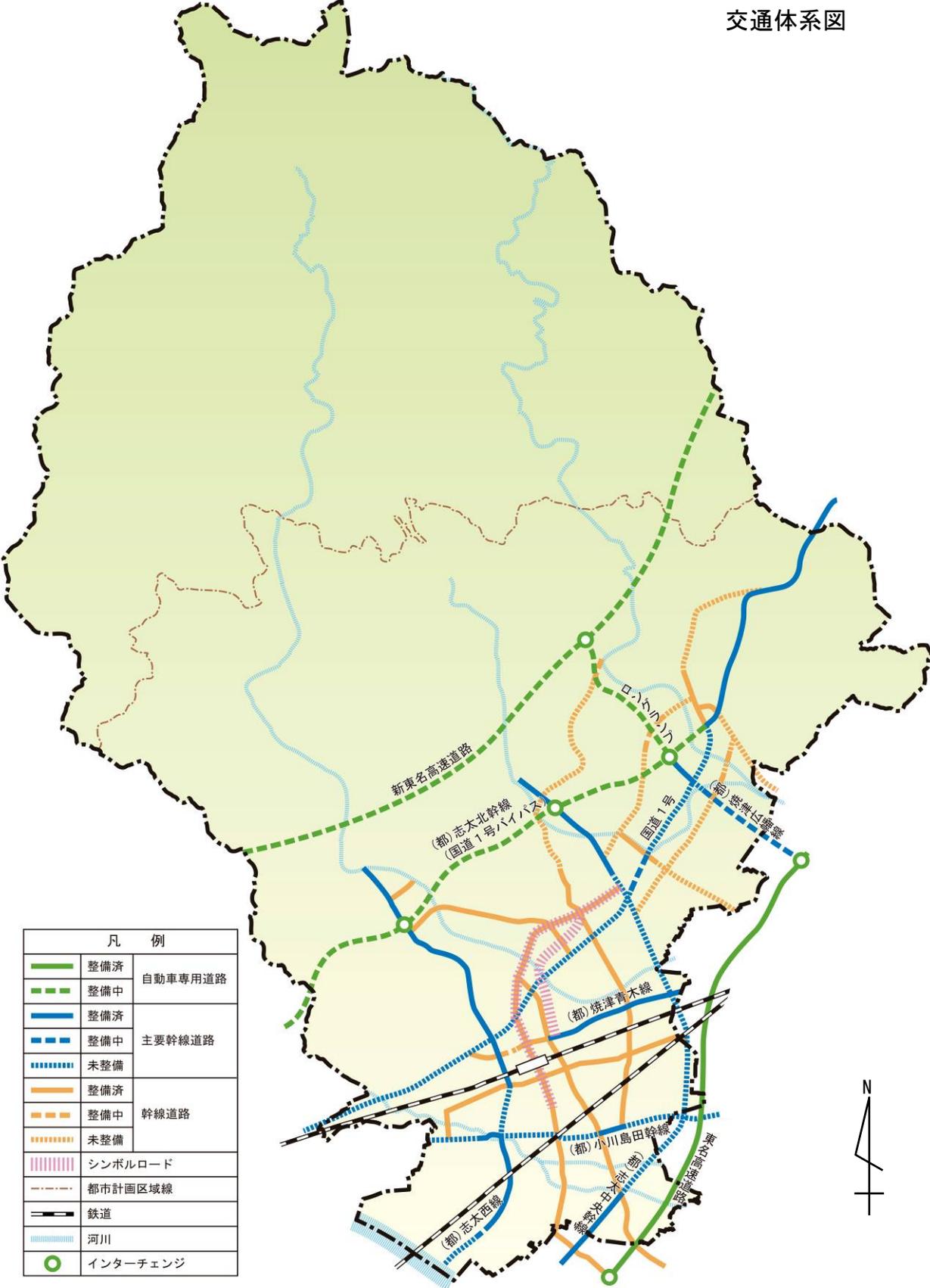
低公害・省エネルギーの交通手段への転換

- ・環境への負荷を減らすために、自動車から低公害・省エネルギーの交通手段である公共交通機関・自転車への利用転換を促進します。
- ・電気自動車充電スタンドの設置促進などにより、環境に配慮した都市づくりを進めます。

【具体的な施策】

- ・低公害・省エネルギー交通手段利用に関する市民意識の醸成方策の推進
- ・電気自動車充電スタンドの設置促進

交通体系図



凡 例		
—	整備済	自動車専用道路
- - -	整備中	
—	整備済	主要幹線道路
- - -	整備中	
⋯	未整備	
—	整備済	幹線道路
- - -	整備中	
⋯	未整備	
		シンボルロード
- - -		都市計画区域線
—		鉄道
~~~~~		河川
○		インターチェンジ



### 3) 安全・安心な都市づくりの基本方針

(防災、防犯、ユニバーサルデザイン分野)

#### (1) 基本的考え方

近い将来、東海地震などの大規模災害の発生が想定される中で、本市においても、液状化が想定される地域や軟弱地盤の地域があります。市街地においては、木造住宅が密集した地域、生活道路の整備不足による消防活動が困難な地域が見られるとともに、北部の丘陵地・山間地においても、地すべりや急傾斜地崩壊の発生が予想される地域が分布しています。

関西や新潟、東日本で発生した大規模な地震を教訓とし、建築物の耐震・不燃化や防災に配慮した都市基盤整備の推進、さらに、避難場所・避難路を十分に確保するなど、災害に強い都市づくりを推進します。

一方、日常生活においては、女性やお年寄りなどを狙った街頭犯罪などが発生し、市民生活の安全確保が求められているとともに、子どもから高齢者あるいは障害を持つ方など、誰もが平等に都市活動を行うことができるための環境整備も求められます。

このようなことから、防犯やユニバーサルデザインに配慮した社会基盤整備や市民活動を推進し、ひとにやさしい安全・安心な都市づくりを進めます。

- 避難場所や避難路となる公園や道路などの公共施設の整備を推進するとともに、既成市街地の防災機能の向上を図るなど、災害に強い都市づくりを進めます。
- 近い将来、発生が想定される東海地震や東海・東南海・南海の「3連動地震」、それに伴う大津波、原子力災害及び火災などから被害を最小限に抑えるために、市民・事業者及び行政は災害への危機意識を高め、災害発生時に的確な行動ができるよう、連絡系統の整備や避難訓練など必要な準備を進めます。
- 大規模な自然災害の発生後は、国、県、焼津市をはじめとする隣接市及び各種市民団体と連携を強化しつつ、一体となって、復興のための取組みを精力的に進めていきます。
- 市民の防災意識の向上を図るとともに、地域単位による積極的な防災訓練の実施や災害発生時の行動計画づくりなど、地域防災力の向上を図ります。
- 防犯の取組みやユニバーサルデザインへの配慮など、市民の誰もが安全で安心して暮らせる都市づくりを進めます。

## (2) 基本方針の内容

### ①都市災害防止・被害低減

#### 地震・火災被害の防止

- ・公共施設や木造住宅などの耐震性の向上を図るため耐震改修を促進するなど、災害に強い都市づくりを進めます。
- ・十分な幅員を持つ主要幹線道路沿道、東海道新幹線・東海道本線沿線、瀬戸川などの河川沿岸においては、不燃化や緑化を促進し、延焼遮断帯の形成を図ります。



消火訓練の様子

- ・道路が十分に整備されておらず、消防活動を行うことが困難な地区においては、道路の拡幅などにより、消防活動の円滑化を図ります。また、建築物の耐震・不燃化、倒壊による危険性を低減するためブロック塀から生垣への転換、都市災害に対応するオープンスペースの確保などを総合的に進め、防災上安全な生活環境確保を図ります。
- ・市内における密集市街地では、火災時の延焼防止に備えて、都市基盤整備を進めます。

#### 【具体的な施策】

- ・建築物などの耐震・不燃化
- ・消防活動円滑化のための道路拡幅整備
- ・生垣の推進
- ・防災機能を有した公園やオープンスペースの確保

#### 土砂災害の防止

- ・地震・風水害などによる土砂災害の発生が予想される北部の丘陵地や山間地に分布する区域については、土砂災害警戒区域、砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、保安林区域などの指定促進に努めるとともに、土砂災害防止のための防災関連整備や緑地の保存など、適正な土地利用規制を実施します。また、がけ地からの住宅の移転を促進します。

- ・ハザードマップなどの防災に関する情報提供に努め、市民の防災意識の向上を図ります。

#### 【具体的な施策】

- ・災害発生危険箇所などにおける防災関連整備
- ・がけ地からの住宅の移転の促進
- ・土砂災害警戒区域などの指定及び警戒区域ハザードマップの配布

### 水害の防止

- ・市街化の進展、森林や農地の荒廃化・減少などにより、雨水調整機能が低下してきていることから、流域における水の流出の抑制を図るため、森林、農耕地などの保全、流域抑制対策も含めた総合的な治水対策を進めます。
- ・二級河川の瀬戸川水系、栃山川水系などの河川については、流域における水循環系の保全と水の流出抑制のため、河川整備計画などに基づき、計画的な河川改修を進めます。
- ・特に北部丘陵地を中心として砂防指定地に指定されている溪流については、整備優先度を勘案の上、優先度の高い砂防指定区域から順次整備を進めます。
- ・市街地を取り巻く森林、農地などは、それらが有する保水、遊水機能などの災害防止機能が維持されるよう、無秩序な開発を抑制していきます。
- ・ハザードマップなどの防災に関する情報提供に努め、市民の防災意識の向上を図ります。

#### 【具体的な施策】

- ・総合的な治水対策
- ・二級河川の瀬戸川水系、栃山川水系などの河川の改修
- ・段階的な砂防指定区域の整備
- ・森林、農地などの保全

### 避難場所・避難路の確保

- ・災害時の安全な避難のために学校や公園を中心として指定避難場所、一次避難場所及び避難路の整備を進めるとともに、被災時における避難生活支援の機能充実を図ります。また、避難場所周辺において、周辺建築物の耐震・不燃化や緑化を促進し、安全性の向上を図ります。
- ・十分な幅員を持つ幹線道路を避難路として位置づけ、避難場所を相互に結ぶネットワークの形成を図ります。また、沿道の不燃化や緑化、無電柱化を推進し、安全性の向上を図ります。

- ・静岡県武道館や勤労者体育館を緊急物資の集積や供給の統括を行う中心地として位置づけ、機能充実を図ります。

#### 【具体的な施策】

- ・静岡県武道館や勤労者体育館における防災機能の充実

### 緊急輸送路の確保

- ・災害及び復旧に対処するための人員・物資を輸送する緊急輸送路を確保します。緊急輸送路として、東名高速道路、国道1号バイパスなどを位置づけ、輸送活動に支障が発生しないように、沿道建築物の壁面後退や広告物などの落下物対策、沿道にある崩壊危険箇所・落石危険箇所などの改良、構造物の耐震化を促進します。また、将来的に緊急輸送路の役割を担う都市計画道路の整備を進めます。

#### 【具体的な施策】

- ・東名高速道路、国道1号バイパスなどにおける落下物対策の促進、崩壊危険箇所・落石危険箇所などの改良、構造物の耐震化
- ・防災機能の充実

### ライフラインの強化

- ・上下水道、電気、ガス、電話などのライフライン関連施設や廃棄物処理施設の耐震性の確保を図るとともに、系統の多重化などによる代替性の確保を推進します。

#### 【具体的な施策】

- ・ライフライン関連施設や廃棄物処理施設の耐震性の向上

### 自主防災活動の充実

- ・多様化・大規模化する災害から市民を守るため、災害予防の意識啓発や地元の防災組織、消防団との連携を図り、災害に向けた備えを行います。
- ・自主防災組織が行う防災訓練の支援や資機材整備への助成など、地域の自主防災力向上に向けた取組みを行います。



防災訓練の様子

### 【具体的な施策】

- ・ 災害予防に関する意識の向上
- ・ 自主防災組織の防災訓練支援及び資機材整備の助成

## ②防犯

- ・ 子どもを犯罪から守るために、自治会などが行う防犯活動などを支援するなど、住民と学校・警察・行政が連携した防犯活動を推進します。
- ・ 夜間における犯罪の防止や市民の安全な通行を目的に、街路灯や防犯灯の設置などにより犯罪防止の強化を図ります。



地域防犯パトロール

### 【具体的な施策】

- ・ 住民が主体となった防犯活動などの支援
- ・ 街路灯や防犯灯の設置への支援

## ③ユニバーサルデザイン

- ・ 市民の誰もが安全で安心して快適に暮らせるよう、バリアフリー新法に基づいた生活空間の整備改善を進めるなど、公共施設をはじめ、建築物、移動環境、情報などあらゆる分野において、ユニバーサルデザインやバリアフリーに配慮した都市づくりを図ります。



ノンステップバス

### 【具体的な施策】

- ・ ユニバーサルデザインやバリアフリーに配慮した公共施設などの整備
- ・ 民間施設へのユニバーサルデザイン導入のための情報発信

## 4) 魅力ある公園・緑地などの整備の基本方針

(公園緑地、緑地保全、都市緑化分野)

### (1) 基本的考え方

近年は、市民の身近な憩いや安らぎの場の利用ニーズも高く、既存公園の充実やバランスのとれた公園の配置など、市民の生活環境の向上に資する整備が求められています。また、市街地の背後に位置する丘陵地などについても、都市を彩る緑として貴重な役割を担っています。

これらを踏まえ、ユニバーサルデザインやバリアフリーに配慮したひとにやさしい公園、災害などから市民を守る防災機能を有した安全な公園整備を、住民と行政が協働で進めていきます。また、市街地周辺部の緑地や瀬戸川などの身近な自然環境を活用しつつ、田園の緑を保全し、市街地の緑化を推進することにより、緑園都市にふさわしい、潤い豊かな都市づくりを目指します。

- 市民ニーズを踏まえた、市民の誰もが安心して利用できる公園・緑地の整備を進めます。
- 北部の山並みや主要な河川及び市街地を取り囲む農地などは、都市の貴重な緑地として保全活用を図ります。
- 市民の緑に関する意識の向上を図るとともに、緑化活動に取り組む市民活動団体を支援し、市民・事業者・行政が協働で緑の創出と維持管理を進めます。

### (2) 基本方針の内容

#### ①公園の配置

##### 住区基幹公園

- ・土地区画整理事業、住宅地開発事業などの面整備地区においては、子どもからお年寄りまで安全・安心して利用できる身近な憩いの場となり、さらには地域コミュニティの核となる住区基幹公園の整備を進めます。

##### 【具体的な施策】

- ・街区公園（（仮称）水守東公園、（仮称）水守南公園など）の整備
- ・近隣公園（三輪公園、青木中央公園など）の整備

## 都市基幹公園

- ・蓮華寺池公園においては、緑園都市のシンボルとしての位置づけを充実させるために、公園区域を拡大するなどの再整備を進め、より魅力的な公園とします。
- ・藤枝総合運動公園においては、歴史あるサッカーのまちのシンボルパークとして子どもからお年寄りまで世代を超えて楽しめる運動公園としての整備を進めます。



藤枝総合運動公園

### 【具体的な施策】

- ・蓮華寺池公園の再整備
- ・藤枝総合運動公園の整備

## その他の公園・緑地

- ・金比羅山緑地、朽山川の河川敷など優れた樹林地、水辺地を都市緑地として位置づけ、環境保全に努めます。
- ・その他の公園などの需要に対応するため、公園・緑地などの位置づけを検討します。

### 【具体的な施策】

- ・朽山川緑地公園の整備

## 防災機能を有した公園・緑地

- ・地震や大規模火災など災害発生時のために、指定避難地の不足する地域については、防災機能を有する公園、地域の避難・救護復旧活動の場所の設置について検討します。
- ・既存の公園については、指定避難地や緊急避難地など、災害発生時における公園の役割にあわせて、必要な防災機能の整備充実を図ります。

### 【具体的な施策】

- ・防災機能を有する公園整備の検討
- ・既存公園の防災機能の充実

## ②特別緑地保全地区などの指定

- ・八幡山、若王子、正泉寺、烏帽子山周辺、長楽寺、荘館山、神神社周辺などは、歴史・文化的な資源を有する地区であるとともに、良好な自然環境を有することから、特別緑地保全地区に指定することを検討します。
- ・潮山一帯、経塚山～清水山山麓、内瀬戸、内谷地区周辺など、都市としての風致維持上存在価値が高く、緑の骨格として位置づけられる市街地周辺の緑地については、風致地区の指定を検討します。

#### 【具体的な施策】

- ・ 特別緑地保全地区指定の検討
- ・ 市街地周辺緑地の風致地区指定の検討

### ③緑と水のネットワークの形成

- ・ 瀬戸川や栃山川、葉梨川、朝比奈川の河川沿いや蓮華寺池公園と藤枝総合運動公園を結ぶ区間については、緑道などを配置し、自然と親しめる緑化の形成を図ります。
- ・ 都市計画道路を中心に緑化を進め、緑と水のネットワークの形成を図ります。
- ・ 地域の各所に花の名所づくりを行い、これらを街路樹や河川などで結び、花の回廊づくりを推進します。

#### 【具体的な施策】

- ・ 瀬戸川、栃山川、葉梨川、朝比奈川の河川沿いで緑道整備
- ・ 都市計画道路への街路樹植栽
- ・ 花の名所・花回廊づくり事業の推進

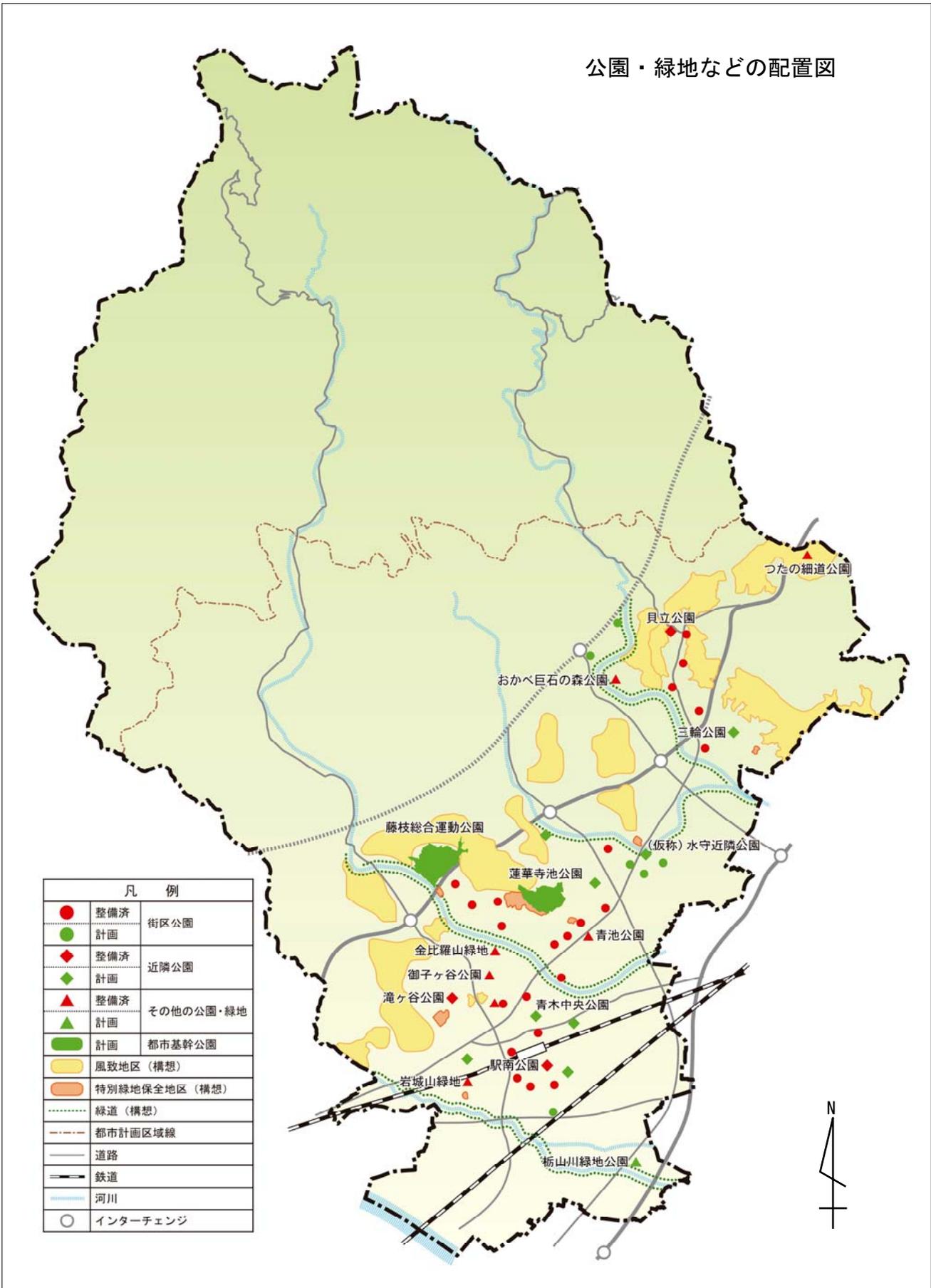
### ④住民参加による花と緑の都市づくり

- ・ 街路樹は、歩行者や沿道の快適性を向上させるとともに、市内の緑を有機的に結ぶ役割を担っていることから、整備を進めるとともに、維持管理に努めます。
- ・ 市民・事業者の協働により、生垣の推進や敷地内への樹木の植栽、公共空間以外における緑化、さらには市内各所への藤の植栽などにより、花と緑に囲まれた都市の実現を目指します。
- ・ 公園の計画及び公園の維持管理については、ワークショップの実施、まち美化里親制度の推進など住民と行政が協働して取組むよう配慮し、住民に愛される公園を目指します。
- ・ 環境教育や花と緑に係わるイベントの実施、記念樹の配布など、市民の緑化に関する意識の向上を図るとともに、緑化活動を行なう市民や市民団体の活動を支援します。

#### 【具体的な施策】

- ・ まち美化里親制度などによる市内の緑の維持管理
- ・ 市内各所への藤の植栽
- ・ 住民と行政の協働による公園の計画及び維持管理
- ・ 環境教育や花と緑に係わるイベント、記念樹の配布などの実施
- ・ 緑化活動を行なう市民や各種団体の活動支援

# 公園・緑地などの配置図



## 5) 美しい景観形成の基本方針（景観形成分野）

### （1）基本的考え方

本市には、清流の源となる北部の山並みや瀬戸川、栃山川、朝比奈川などの美しい自然、旧東海道の宿場町や田中城の城下町に代表される古い歴史・文化、駿河台に代表される緑が多く魅力的な市街地、蓮華寺池公園などの賑わいあふれる個性的な都市施設など、景観的に優れた多くの要素があります。



大旅籠柏屋

また、本市の玄関口である、JR藤枝駅周辺部の中心市街地においては、各種の市街地整備事業が進められており、周辺の景観は大きく変化していきます。

今後は、成熟した都市の形成が求められることから、藤枝の特徴を生かした景観形成の取組みは重要な課題に挙げられます。

このような状況を踏まえ、志太榛原地域の中核的な役割を担う都市としてふさわしく、多くの人を惹きつける特徴的で美しい景観形成を、次のような基本的考え方のもとに推進していきます。

- 北部の山並みや主要な河川及び農地など、本市の美しい自然や緑豊かな景観の保全を図り、後世に継承します。
- 旧東海道や田中城などの史跡、寺社など、本市の貴重な歴史・文化的な景観の保全と継承を図るとともに、本市の都市づくりに活用します。
- 周辺のまち並みや後背の自然景観との調和に配慮した、統一感のあるまち並み景観の形成を図り、緑豊かで、志太榛原地域の顔としてふさわしい都市景観を形成します。

## (2) 基本方針の内容

### ①自然景観の形成

- ・北部の山並みや里山、樹林地などの自然は、市街地及び既存集落地などの良好な景観として保全します。
- ・瀬戸川、朝比奈川の河川の上流部は、里山風景と調和した水辺景観の保全を図ります。また、市街地の流域部は自然環境の保全と親水性に配慮した護岸整備を進め、親しみのある水辺景観を形成します。
- ・中山間地域の茶畑や平野部の水田などは、本市の貴重な緑の景観であるため、農地として保全を図るとともに、耕作放棄地の削減に努めます。
- ・中山間地域においては、耕作放棄地を活用した花木の植栽や、既存の花木の維持管理を進めるとともに、これらのネットワークを形成することで、四季を通して楽しめる中山間地域の魅力づくりを進めます。

#### 【具体的な施策】

- ・森林法に基づく森林の保全
- ・里山の保全、再生
- ・河川沿いの自然環境の保全
- ・自然環境保全と親水性の向上に配慮した護岸整備
- ・農地法、農業振興地域の整備に関する法律に基づく優良農地の保全
- ・耕作放棄地の削減及び発生防止方策の推進
- ・花の名所・花回廊づくり事業の推進

### ②歴史・文化的景観の形成

- ・旧東海道の沿道や周辺のまち並みは、歴史的な街道景観の再生を図り、本市の都市づくりに活用します。
- ・志太郡衙跡や東海道宇津ノ谷峠越、田中城下屋敷、久遠の松、常願寺のカヤなど、歴史的に価値の高い資源については、保存に努めるとともに、あわせて周辺の修景整備などを進め、歴史・文化的な景観の形成を図ります。
- ・サッカーは、本市の歴史・文化を表現する貴重な要素の一つであり、サッカーのまちであることをイメージさせる質の高い修景整備を検討します。

#### 【具体的な施策】

- ・岡部宿内野本陣史跡整備による街道景観の再生
- ・指定文化財や寺社などの周辺の景観の向上
- ・サッカーのまちをイメージする修景整備

### ③都市景観の形成

#### 総合的かつ効果的な景観誘導

- ・市全域を対象に総合的かつ充実した景観誘導を進めるため、景観行政団体の認定を得て、景観法に基づく景観計画を策定し、総合的な景観誘導を推進します。

##### 【具体的な施策】

- ・景観行政団体の認定取得
- ・景観法に基づく景観計画の策定

#### 建築物・工作物

- ・建築物などの形態や意匠が周辺のまち並みや自然地形と調和したものとなるよう、適正な誘導を進めます。景観法に基づく景観計画の活用や地区計画、景観地区の指定などにより、地区毎に特徴あるルールづくりを目指します。

##### 【具体的な施策】

- ・景観法に基づく景観計画の策定
- ・地区計画制度の活用による建築物の形態意匠の誘導

#### 屋外広告物

- ・屋外広告物は、都市景観を決定づける大きな要素であるため、市独自の屋外広告物条例を制定し、地域の実情にあわせて屋外広告物の掲出について誘導するとともに、違反物件の発生を防止します。

##### 【具体的な施策】

- ・市独自の屋外広告物条例の制定

#### 公共施設

- ・道路・公園・河川などの公共空間に対して、利便性や地域特性に配慮するとともに、良好な都市景観の形成を進めます。
- ・公共建築物は、本市の景観形成の先導的役割を担うよう、周辺のまち並みや後背の自然景観などと調和するよう配慮するとともに、質の高いデザインとなるよう努めます。

##### 【具体的な施策】

- ・公共施設のデザインガイドラインの検討

## 都市の緑

- ・金比羅山緑地や青池公園など、市街地に残される緑地は景観上重要であるとともに、環境に配慮した都市づくりの観点からも重要であることから、特別緑地保全地区や風致地区の指定により、市街地を取り巻く緑地や市街地内の緑地を積極的に保全します。
- ・公共空間の緑化推進のほか、民有地の緑化も積極的に促進します。

### 【具体的な施策】

- ・特別緑地保全地区や風致地区の指定の検討

## 無電柱化

- ・道路景観や道路通行機能の向上、地震時における安全性の確保、高度情報化社会への対応などのため、無電柱化を検討します。

### 【具体的な施策】

- ・中心市街地などにおける無電柱化の推進



無電柱化された道路

## 暮らしに根ざした景観

- ・良好な景観形成の実現には、市民・事業者の理解と協力が不可欠であることから、市民の理解と意識の向上を図ります。
- ・景観形成は、都市環境の保全からも重要であり、市民と協働できる持続的な取り組みとしていくために、暮らしに根ざしたものとなるよう十分な配慮をしていきます。

### 【具体的な施策】

- ・市民・事業者への景観形成に関する意識の醸成方策の推進

## 藤の里の景観づくり

- ・「日本一の藤の里づくり」の景観を形成するため、公共公益施設への藤の活用、市民・事業者・行政の一体となった藤の都市づくり活動を推進します。

### 【具体的な施策】

- ・公共公益施設への藤の活用
- ・藤の植栽、維持管理の推進

## 6) 自然豊かな環境形成の基本方針（環境保全分野）

### （1）基本的考え方

本市には環境浄化や水源かん養などに資する南アルプスから連なる赤石山系の山並みをはじめ、清浄な水を都市にもたらす河川、自然を身近に感じさせる丘陵地や緑地があります。健康で文化的な都市生活を営み、機能的な都市活動のために、豊かな自然は市民生活に大きな恵みを与えています。

緑園都市を掲げる本市において、将来も緑と水の恵みを受けられるように、それぞれが深く関連する環境の重要性を認識し、単に森林や河川のみでなく総合的な保全を行うとともに、自然と都市が共生する都市環境を形成します。

- 北部の山並みや主要な河川及び市街地を取り囲む農地など、本市の美しい自然環境を後世に継承します。
- 市街地を取り囲む農地は、本市の貴重な緑地帯として保全を図るとともに、耕作放棄地の削減に努めます。
- もったいない精神に基づき、市民・事業者・行政が地球環境の保全への関心を高め、互いの役割を認識し、環境保全や環境負荷の低減の取組みを進めます。

### （2）基本方針の内容

#### ①森林の保全、活用

- ・北部の森林は、市民生活に重要な自然環境であるとともに、林業などの経済的基盤であることから、市民や訪れる人が豊かな自然の中で触れ合える交流の場として、さらには地域の生活を支える生産資源として維持管理を進め、保全を図ります。



適切な森林管理

- ・保安林として、管理すべき森林については、伐採などの制限と適切な施業の実施により保全を図ります。
- ・砂防指定地については、大雨などで山の斜面や谷などが浸食されて発生する土砂の流出による被害を防止するため保全を図ります。
- ・ハイキングコースなどの整備を進め、自然と親しむレクリエーション空間として活用します。

#### 【具体的な施策】

- ・森林法に基づく森林の保全
- ・保安林区域、砂防指定地の保全
- ・木質系バイオマスの利活用の推進
- ・森林内のハイキングコースの整備

## ②河川などの整備、活用

- ・二級河川の瀬戸川水系、栃山川水系などの河川については、河川整備計画などに基づき、計画的な河川改修を進め、親水性の向上などを図ります。
- ・市街地を流れる瀬戸川、栃山川、葉梨川、朝比奈川などの河川や、蓮華寺池、青池などは、水質と生態系の維持に努めるとともに、河川沿いで桜の植樹や散策路の設置など、住民に親しまれる水辺空間の整備を進め、活用を図ります。
- ・地域の実情にあわせて、公共下水道や農業集落排水処理施設の整備、合併処理浄化槽の普及により生活排水対策を進めるとともに、事業所に対する汚濁負荷削減に関する啓発活動の推進などにより、公共用水域の水質保全を図ります。
- ・雨水の保水機能や地下水かん養に配慮した土地利用の推進など、都市部における雨水の調整機能の向上に努めます。

#### 【具体的な施策】

- ・二級河川の瀬戸川水系、栃山川水系などの河川の改修
- ・河川や池の水質と生態系の維持
- ・水辺空間整備による親水性の向上
- ・公共下水道、農業集落排水処理施設の整備
- ・合併処理浄化槽の普及促進
- ・雨水の保水機能や地下水かん養に配慮した土地利用の推進

### ③農地の保全、活用

- ・農地は、農作物を供給する場所であるほか、環境保全、災害防止など多くの役割を持っていることから、積極的に保全を図ります。
- ・耕作放棄地の削減に努めるために、担い手農家への農地利用集積、地区が一体となった営農活動により、生産性の高い農業を目指すとともに、併せて優良な農地の保全、確保を進めます。
- ・中山間地域は、人口減少と少子高齢化が進み、集落環境の維持が困難な状況にあることから、新規就農者の受け入れや都市住民との交流を通じて、農地の保全、活用方策を住民と行政が協働で推進します。

#### 【具体的な施策】

- ・農地法、農業振興地域の整備に関する法律に基づく優良農地の保全
- ・耕作放棄地の削減及び発生防止方策の推進

### ④環境負荷低減

- ・環境負荷の低減を図るため、省エネルギー対策、新エネルギーへの転換、エネルギーの効率的利用を推進し、公共施設や民間施設、一般住宅など建築物の太陽エネルギー利用などを推進します。
- ・資源循環型社会の実現のために、ごみの分別化・排出ルールの徹底や藤枝市環境衛生自治推進協会との連携強化、減量化など市民・事業者・行政が協働して3R（Reduce（排出抑制）、Reuse（再使用）、Recycle（再生利用））の推進による環境づくりに取組みます。
- ・利便性の高い公共交通の充実を図るため、道路の体系的な整備を進めます。併せてアイドリングストップの励行など二酸化炭素の削減を図ります。
- ・都市における緑は、二酸化炭素の吸収源としての役割やヒートアイランド現象の緩和が期待されることから、街路樹や公園・緑地の確保、宅地内緑化、建築物の壁面や屋上緑化などを推進します。

#### 【具体的な施策】

- ・公共施設への太陽光パネルの設置
- ・ごみの減量化、再資源化の推進
- ・未利用バイオマスの利活用の推進
- ・建築物の壁面緑化、屋上緑化の促進
- ・街路樹植栽や公園整備など市街地内緑化の推進
- ・街路灯や防犯灯のLED化などの促進

## 7) その他都市施設整備の基本方針

### (1) 基本的考え方

本市においては、市民ニーズやライフスタイルの多様化、都市活動の拡大などに加えて、近年は環境問題への市民の関心も高く、上下水道やごみ処理施設などの供給処理施設の整備推進が必要不可欠となっています。

快適な都市環境を形成するため、市民生活のニーズに対応し、環境に配慮した供給処理施設の整備を進めます。

### (2) 基本方針の内容

#### ① 下水道整備

- ・市街化区域及びその周辺については、公共下水道整備事業の区域を定め、効率的・効果的な整備を推進します。
- ・公共下水道の整備区域外では、生活排水などによる農業用水及び河川の水質汚濁を防止するために、合併処理浄化槽の普及を促進します。
- ・雨水の排水施設である雨水渠や都市下水路については、近年の局地的豪雨による浸水被害から市民の生命や財産を守るため、河川整備計画と整合を図りながら整備を推進します。

#### 【具体的な施策】

- ・公共下水道事業などの推進
- ・合併処理浄化槽の普及促進

#### ② 上水道整備

- ・水道基本計画に基づき、将来にわたり安全でおいしい水の安定した供給を持続するため、老朽化した水道施設の更新や耐震化などを計画的に進めます。

#### 【具体的な施策】

- ・水道施設の更新や耐震化などの推進

### ③その他都市施設などの整備

- ・住民の快適な生活環境を維持するため、高柳地区の中央清掃工場、内谷地区のリサイクルセンターの機能を集約した施設として、新たな清掃工場を配置します。
- ・都市活動の根幹を担う学校や公民館などの社会教育施設、病院などの医療施設、社会福祉施設、市営住宅、市役所建物などについては、耐震化の推進など施設の安全性を高めるとともに、ユニバーサルデザインやバリアフリー、緑化に配慮した計画的な整備を推進していきます。

#### 【具体的な施策】

- ・新たな清掃工場の整備
- ・公共建築物の耐震化の推進
- ・ユニバーサルデザインやバリアフリーに配慮した公共施設の整備
- ・公共施設の緑化の推進



市民岡部体育館（耐震）



## 第2章 地域別構想

## ■地域別構想とは

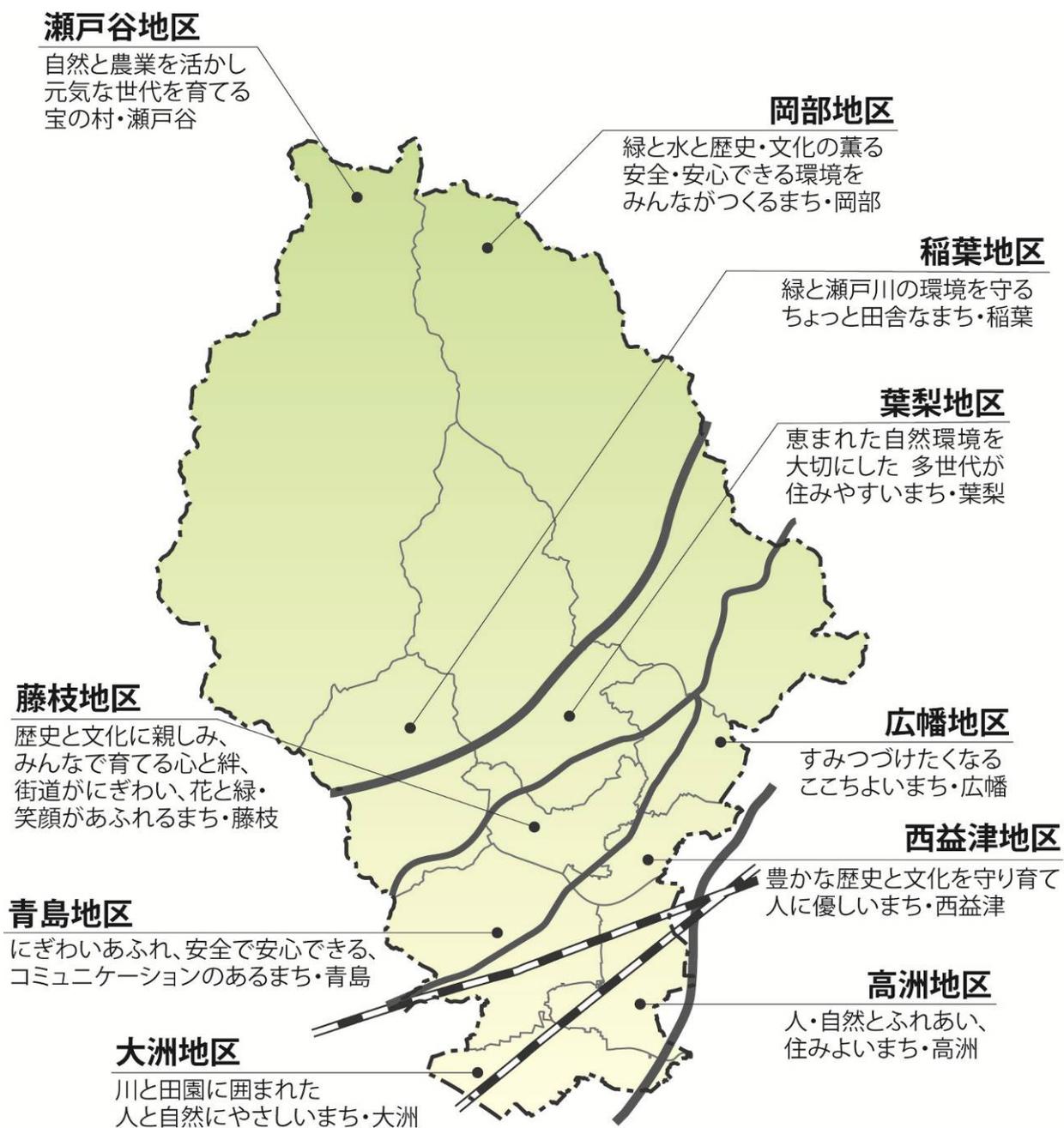
地域別構想とは、本市全体の都市づくりの考え方である「全体構想」を基本とし、地域の特性や課題を踏まえ、都市整備の観点から「地区づくりの目標」を明らかにし、この目標を具体的にイメージする「地区づくりの基本的考え方」とその実現に向けた「地区の整備方針」を示し、住民と行政が協働して地区づくりを進める方針となります。

## ■地区の区分

都市計画マスタープランでは、よりきめ細かな地区づくりを進めるために、市域全体を10地区に区分します。

No.	地区名称	面積	ページ
1	瀬戸谷	55.21 km ²	66
2	岡部	53.29 km ²	72
3	稲葉	15.90 km ²	78
4	葉梨	27.03 km ²	84
5	藤枝	5.22 km ²	90
6	広幡	6.40 km ²	96
7	西益津	3.93 km ²	102
8	青島	13.35 km ²	108
9	高洲	7.23 km ²	114
10	大洲	6.47 km ²	120

## □ 地区の区分と各地区の目標



# 瀬戸谷地区 将来構想



## 1) 地区の現況・課題

### (1) 地区の現況

- ・本市の北部に位置し、面積は約55.21km²で、市域面積の28.5%を占めます。
- ・土地利用の大半が山林及び農地となっています。
- ・地区の主産業は、農林業であり、瀬戸川沿いの平坦部では稲作、斜面地では茶・みかん栽培が主に営まれています。
- ・高根山や瀬戸川、宇嶺の滝など豊かな自然環境を生かして、瀬戸谷温泉ゆらくや大久保グラススキー場など、さまざまな施設が充実しており、都市住民との交流拠点として有効に利用されています。

### (2) 地区づくりの課題

- ・瀬戸川や森林など、地区の美しい自然環境の保全を図り、後世に継承するとともに、本地区のまちづくりに活用することが求められます。
- ・瀬戸谷温泉ゆらくや市民の森などの中山間地域交流拠点や自然景勝地などを生かして、交流人口の増加を図ることが求められます。
- ・道路整備や河川改修など、社会基盤整備の推進にあたっては、地区の自然環境の保全に十分配慮することが求められます。
- ・公共交通の確保、防災対策の推進、情報インフラの確保など、住民が快適な生活を送るための社会基盤整備の推進が求められます。
- ・地区人口の維持のために、定住者の確保、移住者の受け入れのための仕組みづくりとともに、農商工連携事業・6次産業化や農業基盤整備など地区の活性化が求められます。
- ・若者が地区の活動に積極的に参加することができるコミュニティの構築が求められます。

## 2) 地区の将来構想

### (1) 地区づくりの目標

自然と農業を活かし 元気な世代を育てる  
宝の村・瀬戸谷

### (2) 地区づくりの基本的考え方

#### ①自然と歴史・文化を継承する地区づくり

・瀬戸川や周囲の山林など、瀬戸谷地区の美しい自然環境の保全継承及びこれに配慮した社会基盤整備を進めるとともに、びく石や高根白山神社など、地区の歴史・文化的資源の保全継承を進めます。

#### ②中山間地域の魅力を創出する地区づくり

・瀬戸谷温泉ゆらくや大久保グラススキー場、市民の森など、誘客に向けて活用を図るとともに、地区の美しい景観を生かし、多くの人を訪れ、中山間地域の魅力を創出する地区づくりを進めます。

#### ③元気と活力あふれる地区づくり

・地区の課題に対応した土地利用の展開、安全性と利便性の向上に寄与する道路の整備改良の推進、公共交通の改善、情報インフラの整備の促進などを進めるとともに、農商工連携や6次産業の推進など農林業を生かした産業振興策を進め、地区の元気と活力を創出する社会基盤整備を進めます。

#### ④元気な世代を育てるコミュニティがある地区づくり

・若者が参加しやすい地区活動の推進や地区活動に関する新たな仕組みづくりに取り組み、地区人口の維持に繋がる新たなコミュニティの形成を、住民・事業者・行政が協働で進めます。

### (3) 地区の整備方針

#### ①拠点の配置

- ・藤の瀬会館周辺を地区拠点として位置づけ、日常生活を安全・安心・快適に過ごすことができるよう、地区の情報の発信や機能の充実を図ります。
- ・大久保グラススキー場、大久保キャンプ場を文化・観光レクリエーション交流拠点として位置づけ、人々との交流を図る拠点として活用を図ります。



大久保サマーフェスティバル

- ・瀬戸谷温泉ゆらく、市民の森、宇嶺の滝を中山間地域交流拠点と位置づけ、都市部と中山間地域の交流の場、住民の生活や市民の憩いの場としての機能の充実を図ります。

#### ②土地利用の基本方針

- ・（県）藤枝黒俣線や（県）焼津森線沿道などに集積する集落地については、本地区の特色にあった中山間地域の活性化施策や居住環境向上施策の展開を図り、集落地の維持に努めます。
- ・森林については、多面的機能を発揮できるよう、適正な管理による保全と整備を進めます。
- ・農業生産基盤の整備や農地の集団化の推進、あるいは農商工連携事業・6次産業化など様々な対策によって、農業の生産性を高めながら農用地の活用・保全につなげていくとともに、担い手確保の促進により適正な維持・管理を図ります。
- ・遊休農地などを利用した市民農園や体験農園の開設、地区に適した新たな作物の導入など多様な手段を通して、農用地の活用を図ります。

### ③交通体系整備の基本方針

- ・生活道路の整備にあたっては、計画的かつ効率的な整備、改良を進めるとともに、安全で快適な道路整備を推進します。
- ・地域公共交通総合連携計画に基づいて、住民・事業者・行政が協働して、バス交通の課題に対応し取り組みます。
- ・過疎地有償運送制度の活用など、住民との協議を踏まえ、有償ボランティア輸送事業の展開を支援します。

### ④安全・安心に関する基本方針

- ・不特定多数が利用する施設や木造住宅などの耐震改修を促進するなど、災害に強い地区づくりを進めます。
- ・地震・風水害などによる土砂災害の発生が予想される区域については、土砂災害警戒区域、砂防指定地など、指定促進に努めるとともに土砂災害防止のための防災関連整備や緑地の保全など、適正な土地利用規制を実施します。また、がけ地からの住宅の移転を促進します。
- ・瀬戸川水系の河川などについては、河川整備計画などに基づき、流域における水循環系の保全と水の流出の抑制を図ります。
- ・砂防指定地に指定されている溪流については、優先度の高い砂防指定区域から順次整備を進めます。
- ・指定避難場所の整備を進めるとともに、被災時における避難生活支援の機能充実を図ります。また、避難場所周辺において、周辺建築物の耐震・不燃化や緑化を促進し、安全性の向上を図ります。
- ・（県）藤枝黒俣線や（県）焼津森線などを避難路として位置づけ、避難場所を相互に結ぶネットワークの形成を図ります。

### ⑤公園・緑地などの整備の基本方針

- ・市民の森は、市民が自然に触れることができ、都市公園に準ずる本市の重要な自然公園であるため、適切な維持管理を行い、必要に応じて改修などを進めます。



市民の森

- ・瀬戸谷温泉ゆらく周辺に花の名所づくりなどを進めることにより、緑と水のネットワークの形成を図り、花の回廊として位置づけていきます。

## ⑥景観形成の基本方針

- ・瀬戸川の上流部は、里山風景と調和した水辺景観の保全を図ります。
- ・地区内の茶畑などは、農地として保全を図るとともに、耕作放棄地の削減に努めます。
- ・耕作放棄地を活用した花木の植栽や既存の花木の維持管理を進めるとともに、これらのネットワークを形成することで、四季を通して楽しめる地区の魅力づくりを、住民・行政が協働で進めます。
- ・びく石や鼻崎の大スギなどは、地区の貴重な歴史・文化的資源であるため、適切に保全を図るとともに、周辺においてもこれらと調和する景観の形成を図り、活用します。
- ・地区の自然環境、歴史や文化と調和する落ち着いたまち並み景観を形成するよう、建築物、工作物、屋外広告物について適正な誘導を進めます。

## ⑦環境形成の基本方針

- ・地区内の森林は、住民や訪れる人が豊かな自然の中で触れ合える交流の場として、さらには地区の生活を支える生産資源として維持管理を進め、保全を図ります。
- ・瀬戸川水系などについては、河川整備計画などに基づき、親水性の向上などを図ります。また、水質と生態系の維持に努めるとともに、住民に親しまれる水辺空間の整備を進め、活用を図ります。
- ・本地区は、人口減少と少子高齢化が進み、集落環境の維持が困難な状況にあることから、新規就農者の受け入れや都市住民との交流を通じて、農地の保全、活用方策を住民・行政が協働で推進していきます。
- ・ハイキングコースなどの整備を進め、自然と親しむレクリエーション空間として活用します。
- ・バイオマス資源の有効利用やエコ活動など住民・行政が協働して環境に配慮した地区を目指します。

# 瀬戸谷地区の将来像図



# 岡部地区 将来構想



## 1) 地区の現況・課題

### (1) 地区の現況

- ・本市の北部に位置し、面積は約53.29km²で、市域面積の27.5%を占めます。
- ・土地利用の大半が山林及び農地となっています。
- ・地区の主産業は、農林業であり、朝比奈川沿いの平坦部では稲作、斜面地では茶・みかん栽培が主に営まれており、特に朝比奈玉露は、高い評価を得ています。
- ・豊かな自然環境を生かした、さまざまな施設が整備されています。
- ・旧東海道沿いには、松並木が整備されており、まち並みも大旅籠柏屋が再生されるなど、歴史・文化をイメージしたものとなっています。
- ・地区内に新東名高速道路藤枝岡部インターチェンジが開設されることにより、周辺部の土地利用が大きく変化すると想定されます。

### (2) 地区づくりの課題

- ・朝比奈川の清流や北部の森林など、地区の美しい自然環境の保全を図り、後世に継承するとともに、本地区のまちづくりに活用することが求められます。
- ・旧東海道の松並木や東海道宇津ノ谷峠越、つたの細道など、歴史・文化的資源の保全を図り、後世に継承するとともに、各種イベントの開催など積極的に活用することが求められます。
- ・大旅籠柏屋や玉露の里、道の駅宇津ノ谷峠など交流施設を生かして、交流人口の増加を図ることが求められます。
- ・新東名高速道路藤枝岡部インターチェンジを活用した、新たな産業の創出を図るとともに、周辺環境に適合した適正な土地利用の配置が求められます。
- ・道路・河川などの整備、改修や公共交通の確保、防災対策の推進など安心して暮らせる地区づくりを進めることが求められます。
- ・地区人口の維持のために、定住者の確保、移住者の受け入れのための仕組みづくりとともに、農商工連携事業・6次産業化や農業基盤整備など地区の活性化が求められます。
- ・子どもが積極的に地区活動に参加し、子どもから高齢者まで多世代が団結するコミュニティの維持が求められます。

## 2) 地区の将来構想

### (1) 地区づくりの目標

緑と水と歴史・文化の薫る  
安全・安心できる環境を  
みんながつくるまち・岡部

### (2) 地区づくりの基本的考え方

#### ①美しい緑と水と歴史・文化が残された地区づくり

- ・北部の山並みや朝比奈川の清流など地区の美しい自然環境の保全継承及びこれに配慮した社会基盤整備を進めるとともに、旧東海道の松並木、大旅籠柏屋などの歴史・文化を保全継承します。



朝比奈大龍勢

#### ②住みよく活力ある地区づくり

- ・新東名高速道路藤枝岡部インターチェンジの開設による地区環境の変化を踏まえつつ、農地、住宅地、商業地、工業地、新産業地など、周辺環境に適合した適正な土地利用の配置を行うとともに、道路・河川など必要な社会基盤整備を推進し、快適で活力のある地区づくりを進めます。

#### ③安全・安心できる地区づくり

- ・防災・防犯対策の推進、交通危険箇所の改善の推進、さらに子どもや高齢者に配慮した公共施設整備の推進などにより、安全・安心できる地区づくりを進めます。

#### ④皆が助け合う仲の良いコミュニティがある地区づくり

- ・コミュニティに関する様々な情報発信、子どもが積極的に地区活動に参加できる仕組みの構築などを進めるとともに、福祉センターきすみれなどの既存施設を有効に活用し、子どもから高齢者まで多くの住民が交流し、皆が助け合う仲の良いコミュニティをつくります。

### (3) 地区の整備方針

#### ①拠点の配置

- ・岡部支所の一帯を地域拠点として位置づけ、行政サービスや社会福祉機能などの充実を図るとともに、市の魅力や情報を広く発信し、市政情報を積極的にPRするとともに、住民の集いの場、賑わいの場の創出を図ります。
- ・旧東海道沿道の商業・業務施設が集積している箇所を地域商業拠点として位置づけ、生活圏に対応した身近な商店街、さらには観光客が訪れる商業地を形成します。
- ・いきいき交流センター周辺を地区拠点として位置づけ、日常生活を安全・安心・快適に過ごすことができるよう、機能の充実を図ります。
- ・東海道宇津ノ谷峠越、大旅籠柏屋周辺を文化・観光レクリエーション交流拠点として位置づけ、人と人との交流を図る拠点として活用を図ります。
- ・玉露の里、たまゆらを中山間地域交流拠点と位置づけ、農産物の販売機能の向上を図るなど、都市部と中山間地域の交流の場、住民の生活や市民の憩いの場としての機能の充実を図ります。

#### ②土地利用の基本方針

- ・三輪及び（都）岡部中央幹線北側の戸建て住宅を中心とした低密度の土地利用が展開される区域を専用住宅地として位置づけ、良好な住宅地環境の維持、向上に努めます。
- ・市街化区域内の中高密度の土地利用が展開される区域を一般住宅地として位置づけ、建築物の高さ制限・壁面後退などにより、機能的で周辺と調和したゆとりある住宅地を誘導します。
- ・子持坂、国道1号南側などの既存集落地を集落地として位置づけ、無秩序な開発を抑制するとともに、環境を阻害する行為を規制し、良好な集落地環境の維持、向上に努めます。
- ・朝比奈などの集落地については、自然資源などを生かした中山間地域の活性化施策や居住環境向上施策の展開を図り、集落地の維持に努めます。
- ・（都）岡部中央幹線沿道などの地域商業・業務地については、既存店舗の充実を図るとともに、旧東海道の歴史・文化を生かした新たな魅力を創出します。
- ・内谷や岡部などの既存の大規模工場などが集積する地区を工業地として位置づけ、本市の工業用地として、機能強化を図ります。
- ・新東名高速道路藤枝岡部インターチェンジ周辺部を新産業地として位置づけ、交通利便性を生かした工業・流通業務施設、技術先端型企業、農林産物処理加工施設の誘致を推進します。
- ・森林については、多面的機能を発揮できるよう、適正な管理による保全と整備を進めます。

- ・農業生産基盤の整備や農地の集団化の推進、あるいは農商工連携事業・6次産業化など様々な対策によって、農業の生産性を高めながら農用地の活用・保全につなげていくとともに、担い手確保の促進により適正な維持・管理を図ります。

### ③交通体系整備の基本方針

- ・新東名高速道路と新東名高速道路藤枝岡部インターチェンジ及びアクセス道路となるロングランプの整備を促進します。
- ・国道1号を主要幹線道路と位置づけ、交通機能、都市防災機能の整備・充実を図るとともに、沿道と一体となった道路景観の向上に努めます。
- ・生活道路の整備にあたっては、住民の安全性・利便性の向上及び交通事故の防止のため、避難路や防災区画としての機能などに配慮しながら、計画的かつ効率的な整備を進めます。
- ・地域公共交通総合連携計画に基づいて、住民・事業者・行政が協働して、バス交通の課題に対応し取り組みます。
- ・過疎地有償運送制度の活用など、住民との協議を踏まえ、有償ボランティア輸送事業の展開を支援します。
- ・通過交通の排除や生活道路の整備により、安全・安心そして快適な歩行環境の形成を推進します。

### ④安全・安心に関する基本方針

- ・不特定多数が利用する施設や木造住宅などの耐震改修を促進するなど、災害に強い地区づくりを進めます。
- ・地震・風水害などによる土砂災害の発生が予想される北部の丘陵地や山間地に分布する区域については、土砂災害警戒区域、砂防指定地などの指定促進に努めるとともに、土砂災害防止のための防災関連整備や緑地として保存するなど適正な土地利用規制を実施します。また、がけ地からの住宅の移転を促進します。
- ・砂防指定地に指定されている溪流については、優先度の高い砂防指定区域から順次整備を進めます。
- ・指定避難場所の整備を進めるとともに、被災時における避難生活支援の機能充実を図ります。また、避難場所周辺において、周辺建築物の耐震・不燃化や緑化を促進し、安全性の向上を図ります。
- ・国道1号、(県)静岡朝比奈藤枝線などを避難路として位置づけ、避難場所を相互に結ぶネットワークの形成を図ります。また、沿道の不燃化や緑化など、安全性の向上を図ります。
- ・緊急輸送路として、国道1号を位置づけ、沿道建築物の壁面後退や広告物などの落下物対策、沿道にある崩壊危険箇所・落石危険箇所などの改良、構造物の耐震化を促進します。
- ・岡部中学校周辺部などに街路灯や防犯灯の設置を進めます。

## ⑤公園・緑地などの整備の基本方針

- ・三輪公園については、子どもからお年寄りまで安全・安心して利用できる身近な憩いの場やコミュニティの場、さらには防災機能を有する公園として整備を進めます。
- ・朝比奈川の河川沿いの桜並木の保全及び殿のコスモス畑のような花の名所づくり、道路沿道などへの樹木の植栽などを進めることにより、緑と水のネットワークの形成を図り、花の回廊として位置づけていきます。
- ・既存の公園・緑地については、住民と行政が協働して維持管理に取り組むとともに、積極的に活用します。

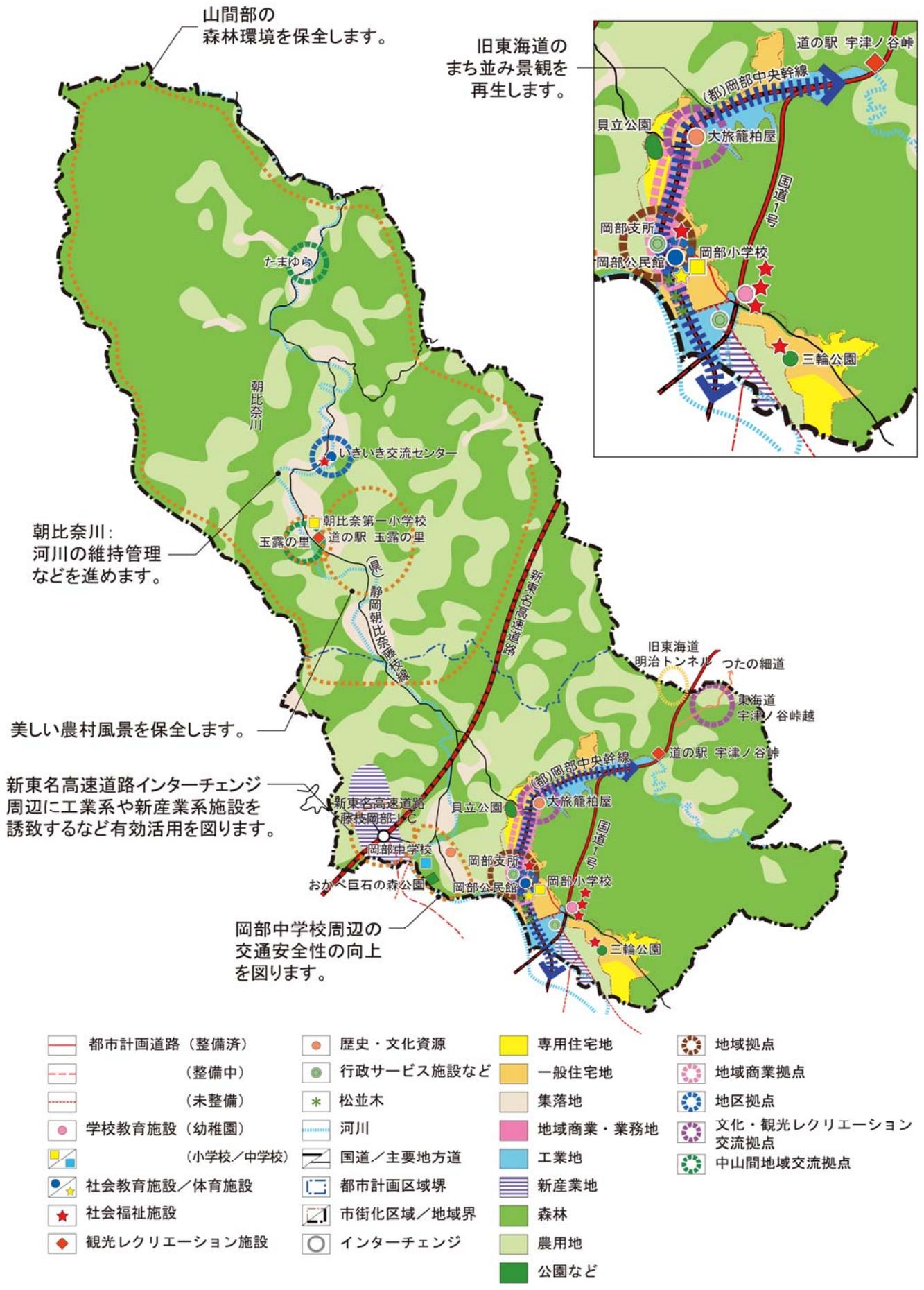
## ⑥景観形成の基本方針

- ・北部の山並みや高草山、樹林地などの自然は、市街地及び既存集落地などの良好な景観として保全します。
- ・殿など朝比奈川、農地、里山、集落などが一体となった美しい農村風景の保全を図り、後世に継承します。
- ・北部の耕作放棄地は、花木の植栽などを進めるとともに、これらのネットワークを図り、四季を通して楽しめる中山間地域の魅力づくりを進めます。
- ・旧東海道の沿道や周辺のまち並み、大旅籠柏屋周辺などについては、歴史的な街道景観の再生を図るとともに、これらの景観を生かしたイベントの開催など積極的に活用します。
- ・東海道宇津ノ谷峠越などの歴史的資源については、地区づくりにおいて積極的に保存、活用します。
- ・地区の自然環境、歴史や文化と調和する落ち着いたまち並み景観を形成するよう、建築物、工作物、屋外広告物について適正な誘導を進めます。

## ⑦環境形成の基本方針

- ・地区内の森林は、住民や訪れる人が豊かな自然の中で触れ合える交流の場として、さらには地区の生活を支える生産資源として維持管理を進め、保全を図ります。
- ・朝比奈川などは、水質と生態系の維持に努めるとともに、河川沿いでの桜の植樹や散策路の設置など、住民に親しまれる水辺空間として適切な管理を行い、活用します。
- ・本地区は、人口減少と少子高齢化が進み、集落環境の維持が困難な状況にあることから、新規就農者の受け入れや都市住民との交流を通じて、農地の保全、活用方策を住民と行政が協働で推進していきます。

# 岡部地区の将来像図



- |              |            |          |                   |
|--------------|------------|----------|-------------------|
| 都市計画道路（整備済）  | 歴史・文化資源    | 専用住宅地    | 地域拠点              |
| （整備中）        | 行政サービス施設など | 一般住宅地    | 地域商業拠点            |
| （未整備）        | 松並木        | 集落地      | 地区拠点              |
| 学校教育施設（幼稚園）  | 河川         | 地域商業・業務地 | 文化・観光レクリエーション交流拠点 |
| （小学校／中学校）    | 国道／主要地方道   | 工業地      | 中山間地域交流拠点         |
| 社会教育施設／体育施設  | 都市計画区域界    | 新産業地     |                   |
| 社会福祉施設       | 市街化区域／地域界  | 森林       |                   |
| 観光レクリエーション施設 | インターチェンジ   | 農用地      |                   |
|              |            | 公園など     |                   |

# 稲葉地区 将来構想



## 1) 地区の現況・課題

### (1) 地区の現況

- ・本市の北部に位置し、面積は約15.90km²で、市域面積の8.2%を占めます。
- ・土地利用の大半が山林及び農地となっています。
- ・地区の主産業は、農林業であり、瀬戸川沿いの平坦部では稲作、斜面地では茶・みかん栽培が主に営まれています。
- ・地区の南部には、藤枝総合運動公園があります。「サッカーのまち藤枝」の拠点として、子どもから大人まで多くの市民が利用しています。

### (2) 地区づくりの課題

- ・瀬戸川周辺は、自然環境を保全しながら、多くの人に利用される“楽しみ”“憩い”の空間として活用することが求められます。
- ・農地や里山など、良好なふるさとの景観を維持していくため、適切な管理が求められます。
- ・少子高齢化や環境問題などへの対応を考慮して、徒歩や自転車、公共交通で生活しやすい、エココンパクトな地区づくりへの転換が求められます。
- ・藤枝総合運動公園については、スポーツをはじめ、さまざまな活動を行える総合的な公園として施設の維持・充実が求められます。
- ・企業立地による雇用の確保や空き家情報の発信など、地区内外の交流の拡大から定住化につなげていく取組みが求められます。
- ・地区で子どもや高齢者を見守る環境を充実し、互いに思いやり、支え合う社会の構築が求められます。

## 2) 地区の将来構想

### (1) 地区づくりの目標

緑と瀬戸川環境を守る  
ちよつと田舎なまち・稲葉

### (2) 地区づくりの基本的考え方

#### ① 緑と清流に恵まれた地区づくり

- ・里山や農地の適切な維持管理に取組み、住民が積極的に関わることによって瀬戸川の自然環境の保全や活用を図り、自然豊かな憩いの地区づくりを進めます。

#### ② 人と環境にやさしい地区づくり

- ・バスの利便性の向上によって快適な交通体系を整備するとともに、資源循環型社会の実現のための取組みや既存施設の有効活用を推進し、エココンパクトな地区づくりを進めます。

#### ③ 訪れたい魅力ある地区づくり

- ・藤枝総合運動公園の多目的な利用や周辺設備などの充実の検討により、地区内外の交流を促進するとともに、企業立地の促進や地区の魅力の情報発信により、定住につながる地区づくりを推進します。

#### ④ 思いやりでつながる温かい地区づくり

- ・互いに思いやる意識の向上に努め、子どもや独居高齢者の見守り活動や様々なボランティア活動を支援することにより、温かい絆で結ばれた地区づくりを進めます。

### (3) 地区の整備方針

#### ①拠点の配置

- ・稲葉公民館周辺を地区拠点として位置づけ、日常生活を安全・安心・快適に過ごすことができるよう、機能の充実を図ります。
- ・市外からも多くの人を訪れる藤枝総合運動公園は、文化・観光レクリエーション交流拠点として位置づけ、市内外の人と交流できる拠点として活用します。

#### ②土地利用の基本方針

- ・堀之内や谷稲葉、助宗などの集落地は、少子高齢化に対応し、生活に必要な諸機能が近接した効率的な地区を目指して、中山間地域の活性化施策や居住環境向上施策の展開を図り、集落地の維持に努めます。
- ・谷稲葉インターチェンジ周辺を工業地として位置づけ、今後とも工業機能の強化を図るとともに、緑化の推進など周辺環境に配慮した工場立地を進めます。
- ・宮原北は、工業地・業務地として位置づけ、地区計画制度の運用により、周辺の自然的環境と調和に配慮した開発の誘導を進めます。
- ・森林については、適正な管理を行うことによって健全な自然環境の保全に努めるとともに、紅葉する樹木の植栽や森林を活用した癒しの空間づくりなどレクリエーションや保養の場として活用を図ります。
- ・農業生産基盤の整備や農地の集団化の推進、あるいは農商工連携事業・6次産業化など様々な対策によって、農業の生産性を高めながら農用地の活用・保全につなげていくとともに、担い手確保の促進により適正な維持・管理を図ります。

#### ③交通体系整備の基本方針

- ・新たな東西方向の国土レベルの交通軸となる新東名高速道路の整備や（都）志太北幹線（国道1号バイパス）の4車線化を促進します。
- ・住民の安全性・利便性の向上及び交通事故の防止のため、カーブミラーの設置など、安全で快適な道路の維持管理を図ります。
- ・公共バスの運行ルートや本数の編成など、住民・事業者・行政が協働してバス運行環境の改善を図り、住民の交通手段の確保に努めます。

- ・通過交通の排除や生活道路の整備により、安全・安心そして快適な歩行環境の形成を推進します。
- ・本市の西の玄関口として、また地区の安全で快適な生活に寄与する場として、谷稲葉インターチェンジ料金所跡地の利活用を検討します。

#### ④安全・安心に関する基本方針

- ・不特定多数が利用する施設や木造住宅などの耐震改修を促進するなど、災害に強い地区づくりを進めます。
- ・地震・風水害などによる土砂災害の発生が予想される区域については、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域など、指定促進に努めるとともに土砂災害防止のための防災関連整備など適正な土地利用規制を実施します。また、がけ地からの住宅の移転を促進します。
- ・瀬戸川水系については、河川整備計画などに基づき、流域における水循環系の保全と水の流出の抑制を図ります。
- ・災害時の避難場所として、稲葉小学校周辺の整備を進めます。また、災害時に安全で速やかに避難できるように避難路の確保に努めます。
- ・子どもを犯罪から守るために、見守り活動の継続を支援し、住民と学校・警察・行政が連携した防犯活動を推進します。

#### ⑤公園・緑地などの整備の基本方針

- ・藤枝総合運動公園においては、歴史あるサッカーのまちのシンボルパークとして子どもからお年寄りまで世代を超えて楽しめる運動公園として整備を進めるとともに、周辺関連施設の充実を図り、多目的な利活用や効果的なPRを積極的に進めます。



藤枝総合運動公園

- ・寺島河川敷公園について、自然環境を保全しながら憩いの場として活用するため、住民・企業・行政が協働して、利用のルールづくりなど適切な管理に取り組めます。
- ・瀬戸川沿いの桜並木や花の名所づくりなどを進めることにより、緑と水のネットワークの形成を図り、花の回廊として位置づけていきます。

- ・住民の花と緑を大切にする意識の向上に努め、心岳寺参道の植栽管理など、地元で親しまれてきた花と緑の空間の継承に努めます。

## ⑥景観形成の基本方針

- ・瀬戸川の流域部では里山風景と調和した良好な水辺景観の保全を図ります。
- ・茶畑や水田などは貴重な緑の景観であるため、農地として保全を図るとともに、耕作放棄地の削減に努めます。
- ・耕作放棄地を活用した花木の植栽や、既存の花木の維持管理を進めるとともに、これらのネットワークを形成し、四季を通して楽しめる地区の魅力づくりを進めます。
- ・地区の自然環境、歴史や文化と調和する落ち着いたまち並み景観を形成するよう、建築物、工作物、屋外広告物について適正な誘導を進めます。

## ⑦環境形成の基本方針

- ・森林は、住民や訪れる人が豊かな自然の中で触れ合える交流の場として、さらには地区の生活を支える生産資源として維持管理を進め、保全を図ります。
- ・砂防指定地については、大雨などで山の斜面や谷などが浸食されて発生する土砂の流出による被害を防止するため保全を図ります。



瀬戸川の清流

- ・瀬戸川などの河川については、河川整備計画などに基づき、自然環境の保全に配慮しながら、親水性の向上を図ります。また、水質と生態系の維持に努めるとともに、住民に親しまれる水辺空間の整備を進め、活用を図ります。

# 稲葉地区の将来像図

・寺島河川敷公園の維持管理に取り組めます。  
 ・自然環境を保全しながら憩いの場として活用します。

瀬戸川：  
 自然環境の保全に配慮しながら、親水性の向上を図ります。

自然環境に調和した土地利用を図ります。

自然環境の保全・活用を図ります。

心岳寺参道の植栽管理を住民によって進めます。

自然環境の保全・活用を図ります。

良好な住環境の維持に努めます。



(都)志太北幹線  
 (国道1号)パイパス

	都市計画道路 (整備済)		(整備中)		公共下水道 (全体計画)		集落地
	河川		国道/主要地方道・市道		市街化区域/地域界		工業地
	学校教育施設 (幼稚園/小学校)		学校教育施設 (その他)		社会教育施設/社会福祉施設		森林
	行政サービス施設など		地区拠点		文化・観光レクリエーション交流拠点		農用地
							公園

# 葉梨地区 将来構想



## 1) 地区の現況・課題

### (1) 地区の現況

- ・本市の北部に位置し、面積は約27.03km²で、市域面積の13.9%を占めます。
- ・土地利用の大半が山林及び農地となっています。
- ・地区の主産業は、農林業であり、葉梨川沿いの平坦部では稲作、斜面地では茶・みかん栽培が主に営まれています。特に西方においては、対米輸出みかんが全国で唯一生産されています。
- ・清里は民間の住宅地開発により、良好な住宅地が形成されています。

### (2) 地区づくりの課題

- ・葉梨川や藪田川及びこれらの周囲の森林など、地区の美しい自然環境の保全を図り、住民・企業・行政が協働で進めることが求められます。
- ・新東名高速道路藤枝岡部インターチェンジを活用した新たな産業の創出を図るとともに、周辺環境に適合した適正な土地利用の配置が求められます。
- ・新東名高速道路パーキングエリアの整備促進が求められます。
- ・道路・河川の整備、改修や公共交通の確保、情報インフラの確保など、住民が快適な生活を送るための社会基盤整備の推進が求められます。
- ・白藤の滝や花倉城跡など、地区の自然環境や歴史・文化的資源を生かし、白ふじの里を拠点として都市住民との交流により、地区の活性化を図ることが求められます。
- ・防災・防犯対策や交通安全対策など住民が安全で安心して生活できる環境づくりが求められます。
- ・地区活動の活性化を図り、誰もが安心して生活できるコミュニティの構築が求められます。



新東名高速道路（中ノ合地内）

## 2) 地区の将来構想

### (1) 地区づくりの目標

恵まれた自然環境を大切にした  
多世代が住みやすいまち・葉梨

### (2) 地区づくりの基本的考え方

#### ①故郷の自然と共生する地区づくり

- ・葉梨川や藪田川及びこれらの周囲の山林など、地区の美しい自然環境の保全継承と住民が主体となりつつ、地区外の企業や各種団体と協働で進め地球環境の保全のための取組みを進めます。

#### ②多くの人が訪れる地区づくり

- ・新東名高速道路が開設されることから、ひと・もの・情報が交流・連携し、魅力ある地区づくりを進めます。
- ・白藤の滝や上大沢のホタルをはじめとする自然環境、白ふじの里などを生かして都市との交流を進めるために、必要な基盤整備を進めるとともに、美しく葉梨地区の特徴を生かした景観形成を図ります。



白ふじの里

#### ③住み良い基盤のある地区づくり

- ・防災・防犯対策や交通安全対策を進めるとともに、道路・河川の整備、改修や公共交通の利便性の向上を図り、住民が住み良いと感じられる地区づくりを進めます。

#### ④子どもからお年寄りまでが安心して暮らせる地区づくり

- ・子育て支援や高齢者介護を地区で進める仕組みを構築するとともに、生涯学習活動や地区の運動会などの地区行事を積極的に推進することにより、子どもからお年寄りまでが安心して暮らせる地区づくりを進めます。

### (3) 地区の整備方針

#### ①拠点の配置

- ・葉梨公民館周辺を地区拠点として位置づけ、日常生活を安全・安心・快適に過ごすことができるよう、機能の充実を図ります。
- ・白ふじの里を中山間地域交流拠点と位置づけ、都市部と中山間地域の交流の場、住民の生活や市民の憩いの場としての機能の充実を図ります。

#### ②土地利用の基本方針

- ・時ヶ谷や清里などの戸建て住宅を中心とした低密度の土地利用が展開される地区については、専用住宅地として位置づけ、良好な住宅地環境の維持、向上に努めます。
- ・既に地区計画が指定されている清里などについては、地区計画指定の維持、継続を図ります。
- ・葉梨川沿いに集積する集落地については、少子高齢化に対応するために、中山間地域の活性化施策や居住環境向上施策の展開を図り、集落地の維持に努めます。
- ・新東名高速道路藤枝岡部インターチェンジ及びロングランプ周辺部を新産業地として位置づけ、交通利便性を生かした工業・流通業務施設、技術先端型企業、農林産物処理加工施設の誘致を推進します。
- ・地区の北部に広がる森林については、多面的機能を発揮できるよう、適正な管理による保全と整備を進めます。
- ・農業生産基盤の整備や農地の集団化の推進、あるいは農商工連携事業・6次産業化など様々な対策によって、農業の生産性を高めながら農用地の活用・保全につなげていくとともに、担い手確保の促進により適正な維持・管理を図ります。
- ・遊休農地などを利用した市民農園や体験農園の開設、地区に適した新たな作物の導入など多様な手段を通して、農用地の活用を図ります。

#### ③交通体系整備の基本方針

- ・新東名高速道路と新東名高速道路藤枝岡部インターチェンジ及びアクセス道路となるロングランプの整備の促進を図ります。

- ・（都）志太北幹線（国道1号バイパス）については、4車線化を促進し、市街地内で発生する慢性的な交通渋滞の緩和に努めます。
- ・（都）志太中央幹線を主要幹線道路と位置づけ、交通機能、都市防災機能の整備・充実を図るとともに、沿道と一体となった道路景観の向上に努めます。
- ・生活道路の整備にあたっては、計画的かつ効率的な整備、改良を進めるとともに、安全で快適な道路整備を推進します。
- ・地域公共交通総合連携計画に基づいて、住民・事業者・行政が協働して、バス交通の課題に対応し取り組みます。
- ・過疎地有償運送制度の活用など、住民との協議を踏まえ、有償ボランティア輸送事業の展開を支援します。

#### ④安全・安心に関する基本方針

- ・不特定多数が利用する施設や木造住宅などの耐震改修を促進するなど、災害に強い地区づくりを進めます。
- ・地震・風水害などによる土砂災害の発生が予想される区域については、土砂災害警戒区域、砂防指定地などの指定促進に努めるとともに、土砂災害防止のための防災関連整備や緑地の保全など、適正な土地利用規制を実施します。また、がけ地からの住宅の移転を促進します。
- ・砂防指定地に指定されている溪流については、優先度の高い砂防指定区域から順次整備を進めます。
- ・指定避難場所の整備を進めるとともに、被災時における避難生活支援の機能充実を図ります。また、避難場所周辺において、周辺建築物の耐震・不燃化や緑化を促進し、安全性の向上を図ります。
- ・（県）伊久美藤枝線や（県）焼津森線などを避難路として位置づけ、避難場所を相互に結ぶネットワークの形成を図ります。
- ・災害予防の意識啓発や地元の防災組織や消防団との連携を図り、災害に向けた備えを行うとともに、自主防災組織が行う防災訓練の支援や資機材整備への助成など、地区の自主防災力向上に向けた取り組みを行います。
- ・自治会などが行う防犯パトロール活動など、住民と学校・警察・行政が連携した防犯活動を推進するとともに、街路灯や防犯灯の設置などを進めます。

## ⑤公園・緑地などの整備の基本方針

- ・アーモンドの里づくりなど花の名所づくりを行うとともに、葉梨川沿いなどへの樹木の植栽を進めることにより、緑と水のネットワークの形成を図り、花の回廊として位置づけていきます。

## ⑥景観形成の基本方針

- ・葉梨川などは、里山風景と調和した水辺景観の保全を図ります。
- ・地区内の茶畑などは、農地として保全を図るとともに、耕作放棄地の削減に努めます。
- ・耕作放棄地を活用した花木の植栽や、既存の花木の維持管理を進めるとともに、これらのネットワークを形成することで、四季を通して楽しめる地区の魅力づくりを進めます。
- ・白藤の滝や花倉城跡などは、地区の貴重な歴史・文化的資源であるため、適切に保全を図るとともに、周辺においてもこれらと調和する景観の形成を図り、活用します。
- ・地区の自然環境、歴史や文化と調和する落ち着いたまち並み景観を形成するよう、建築物、工作物、屋外広告物について適正な誘導を進めます。

## ⑦環境形成の基本方針

- ・地区内の森林は、住民や訪れる人が豊かな自然の中で触れ合える交流の場として、さらには地区の生活を支える生産資源として維持管理を進め、保全を図ります。
- ・葉梨川などについては、河川整備計画などに基づき、計画的な河川改修を進め、親水性の向上などを図ります。また、水質と生態系の維持に努めるとともに、住民に親しまれる水辺空間の整備を進め、活用を図ります。
- ・西方や北方は、人口減少と少子高齢化が進み、集落環境の維持が困難な状況にあることから、新規就農者の受け入れや都市住民との交流を通じて、農地の保全、活用方策を住民と行政が協働で推進していきます。



# 藤枝地区 将来構想



## 1) 地区の現況・課題

### (1) 地区の現況

- ・本市の中央部に位置し、面積は約5.22km²で、市域面積の2.7%を占めます。
- ・旧東海道の宿場町として、古くからの商店や茶加工施設などがあり、寺社・文化財なども多く残っています。
- ・市役所を中心に官公庁施設も多く立地し、その近隣には本市を代表する蓮華寺池公園のほか郷土博物館や文学館があり、住民はもとより市外の人にも親しまれています。
- ・3年毎に開催される藤枝大祭の祭礼行事など、地区の伝統文化を尊重する風土が受け継がれ、文化への関心は高いものがあります。

### (2) 地区づくりの課題

- ・住民の誰もが安全で効率的に移動できる道路網を構築するとともに、公共交通の利便性を向上させることが求められます。
- ・災害時における迅速な避難誘導と被災者の収容のため、安全な避難場所や避難路を確保し、災害に対応する能力の向上が求められます。
- ・蓮華寺池公園は、より魅力ある公園として多くの人に愛されるよう効果的な維持管理と有効活用が求められます。
- ・生活に潤いを与えてくれる、良好な水辺空間や身近な公園の適切な維持管理が求められます。
- ・空き店舗が増加するなか、地区の特性を踏まえ、住民のニーズに合った身近な商業機能の充実が求められます。
- ・優れた地区の資源を生かし、歴史や文化を身近に感じられ、歩いて楽しめる地区の形成が求められます。
- ・住民が生涯にわたって学習や文化・スポーツ活動に親しめるよう、身近で利用しやすい学習施設やスポーツ施設などの充実が求められます。

## 2) 地区の将来構想

### (1) 地区づくりの目標

歴史と文化に親しみ、みんなで育てる心と絆、  
街道がにぎわい、花と緑・笑顔があふれるまち・藤枝

### (2) 地区づくりの基本的考え方

#### ①安心・安全な生活基盤の整った地区づくり

- ・（都）志太中央幹線をはじめとする主要な道路整備や生活道路の維持管理、自主運行バスの充実などにより、快適な生活と地区間の活発な交流を支える交通体系を構築するとともに、災害時の避難場所の確保などにより、安全で安心な生活基盤の整った地区づくりを進めます。

#### ②緑と水を生かした憩いの地区づくり

- ・蓮華寺池公園の魅力向上、岡出山公園などの身近な公園の維持管理に取り組むとともに、瀬戸川や身近な水辺空間の親水性を高め、恵まれた緑と水を生かした憩いの地区づくりを進めます。

#### ③歴史と賑わいが感じられ、歩いて楽しい地区づくり

- ・空き店舗の活用や憩いの場づくりなどによって賑わいのある身近な商業地の形成を図るとともに、寺社や軽便鉄道などの歴史・文化的資源や自然環境を生かした回遊ルートを発掘するなど、歩いて楽しめる地区づくりを進めます。

#### ④心豊かで元気な人があふれる地区づくり

- ・生涯学習センターや郷土博物館などの社会教育施設を利活用するとともに、藤枝総合運動公園の利便性を高め、身近にスポーツが親しめる環境を充実することによって、健やかで心豊かな人を育む地区づくりを進めます。

### (3) 地区の整備方針

#### ①拠点の配置

- ・藤枝市役所の一帯を地域拠点として位置づけ、行政サービスや社会福祉機能などの充実を図るとともに、市の魅力や情報を広く発信し、市政情報を積極的にPRします。
- ・旧東海道沿道の商業・業務施設が集積している箇所を地域商業拠点として位置づけ、東海道の宿場町に培われた歴史・文化的資源を生かした街道景観の誘導や歩行者にやさしい商業地づくりに努めるとともに、住民一人ひとりが生き生きと暮らせる集いの場、賑わいの場など個性的な商業地の形成を図ります。
- ・市外からも多くの人を訪れる蓮華寺池公園や藤枝総合運動公園は、文化・観光レクリエーション交流拠点として位置づけ、人と人との交流を図る拠点として活用します。

#### ②土地利用の基本方針

- ・五十海や藤岡などの（都）藤枝駅広幡線より北側の戸建て住宅を中心とした低密度の土地利用が展開される地区を、専用住宅地として位置づけ、宅地内の緑化や建築物の壁面後退などにより、ゆとりと潤いのある居住空間を目指した戸建て住宅地を誘導します。
- ・岡出山などの国道1号と（都）藤枝駅広幡線に挟まれた中高密度の土地利用が広がる区域を一般住宅地として位置づけ、建築物の高さ制限・壁面後退などにより、機能的で周辺と調和したゆとりある住宅地を誘導します。
- ・（都）藤枝駅広幡線沿道は、既存店舗の充実を図るとともに、旧東海道の歴史・文化的資源を生かした景観誘導及び学校や郷土博物館、文学館などの社会教育施設との連携を図り、新たな魅力を創出します。
- ・茶町の地場産業の小規模工場と住宅が混在している地区では、今後も工場の立地を許容しながら、居住環境と調和した土地利用を図ります。
- ・国道1号沿道などは、自動車利用の利便性を生かした商業・サービス施設を中心に、建築物の高さ・配置など周辺環境に配慮して、魅力ある土地利用を図ります。
- ・市街地周辺の森林や里山は、自然環境の保全に努めつつ、ハイキングコースの整備など、レクリエーションや保養の場として活用を図ります。

- ・藤枝総合運動公園周辺の農用地については、農地の多面的機能に配慮し、保全活用を進めます。

### ③交通体系整備の基本方針

- ・国道1号、(都)志太中央幹線を主要幹線道路と位置づけ、都市の骨格的な道路として、また周辺の都市と連絡する道路として整備を進めます。
- ・主要な幹線道路は、市内の骨格を形成し、拠点間の連携を強化する道路として整備を図ります。
- ・住民の安全性・利便性の向上及び交通事故の防止のため、音羽町や藤岡など住宅地の狭あい道路や橋梁を改良し、計画的かつ効率的な道路整備を進めます。
- ・JR藤枝駅や藤枝市立総合病院への路線を確保するなど、バスの利便性の向上に努めます。
- ・通過交通の排除や生活道路の整備により、安全で安心できる快適な歩行環境の形成を推進します。
- ・(都)藤枝駅広幡線と(都)青木藤枝線をシンボルロードとして位置づけ、バリアフリー化の推進や街路樹の育成による潤い空間の創出、修景整備の推進などにより、賑わいが連続する道路空間の創出を図り、中心市街地と藤枝地区商業地との交流の促進に繋がります。
- ・瀬戸川沿いへの歩道の整備など、さまざまな手法に取り組むことにより、自然環境を生かしたゆとりある歩行者空間を創出します。

### ④安全・安心に関する基本方針

- ・不特定多数が利用する施設や木造住宅などの耐震改修を促進するなど、災害に強い地区づくりを進めます。
- ・十分な幅員を持つ主要幹線道路の沿道、瀬戸川の沿岸においては、不燃化や緑化を促進し、延焼遮断帯の形成を図ります。
- ・地区内の公共施設をはじめ、建築物の耐震・不燃化、倒壊による危険性を低減するためブロック塀から生垣への転換、都市災害に対応するオープンスペースの確保などを総合的に進めます。
- ・藤枝や天王町などの住宅密集地では、火災時の延焼防止に備えて、都市基盤整備を進めます。

- ・被災時における生活支援のため、指定避難場所となっている大谷川公園や中央小跡地など避難所の機能・充実を図ります。
- ・（都）益津堀之内線などを避難路として位置づけ、避難場所を相互に結ぶネットワークの形成を図るとともに、安全性の向上を図ります。

### ⑤公園・緑地などの整備の基本方針

- ・蓮華寺池公園においては、緑園都市のシンボルとしての位置づけを充実させるために、公園区域を拡大するなどの再整備を進め、より魅力的な公園とします。
- ・藤枝総合運動公園においては、歴史あるサッカーのまちのシンボルパークとして子どもからお年寄りまで世代を超えて楽しめる運動公園としての整備を進めます。
- ・瀬戸川の桜並木を維持管理することにより、桜の名所づくりを行い、これらを街路樹や河川などで繋げて、花の回廊づくりを推進します。

### ⑥景観形成の基本方針

- ・瀬戸川流域部は、自然環境の保全と親水性に配慮した護岸整備を進め、四季を通じて花を楽しめるなど、親しみやすい水辺景観を形成します。
- ・若王子古墳群や大慶寺、軽便鉄道跡地などの歴史・文化的資源の有機的な連携を図り、地区の歴史を感じながら散策や買い物が楽しめるような景観づくりを推進します。
- ・茶町では古い茶工場など、歴史・文化を生かしたまち並みが形成されるよう、建築物などの形態や意匠の適正な誘導を進めます。



瀬戸川左岸の桜並木

### ⑦環境形成の基本方針

- ・清水山山麓は、市街地の近くで自然に親しむことのできるレクリエーション空間として活用します。
- ・瀬戸川水系の河川などについては、河川整備計画などに基づき、水質と生態系の維持に努めるとともに、住民に親しまれる水辺空間として活用を図ります。



# 広幡地区 将来構想



## 1) 地区の現況・課題

### (1) 地区の現況

- ・本市の東部に位置し、面積は約6.40km²で、市域面積の3.3%を占めます。
- ・国道1号バイパス広幡インターチェンジ周辺は、藤枝工業団地、静岡家具工業団地があり、工場が集積しています。
- ・水守では、土地区画整理事業が施行中であり、地区の様子は大きく変化しています。

### (2) 地区づくりの課題

- ・葉梨川や朝比奈川周辺の自然環境を保全するとともに、潤いと安らぎを与える親水空間としての快適性や安全性の向上が求められます。
- ・緑豊かな里山と田園風景を守り育て、次世代に引き継いでいくことが求められます。
- ・安全な歩行空間の確保や公共交通機関の充実など、誰もが安心して通行できる道路整備が求められます。
- ・地区の核となる公共施設について、ユニバーサルデザインの考え方に基づく整備や耐震化の推進が求められます。
- ・公園・緑地や上下水道など、身近な生活環境の基盤を充実させ、自然と調和した質の高い住宅地の形成が求められます。
- ・農業・工業などの活力ある産業や落ち着いたある居住環境を創出するために、効率的な土地利用が求められます。
- ・社会教育施設やスポーツ・文化施設などを活用し、住民が生涯を通じて文化やスポーツに親しめる環境整備が求められます。
- ・少子高齢化や核家族化が進行するなか、住民間の交流や日常の助け合いを充実させ、みんながまちづくりに参加するコミュニティの形成が求められます。

## 2) 地区の将来構想

### (1) 地区づくりの目標

すみつづけたくなるこちよいまち・広幡

### (2) 地区づくりの基本的考え方

#### ①豊かな川と緑に囲まれた地区づくり

・葉梨川や朝比奈川周辺の魅力と安全性を高める整備を行うとともに、里山と田園風景を守るため、適切な維持管理に取組み、水と緑の豊かな地区づくりを進めます。

#### ②誰もが安全で安心して暮らせる地区づくり

・通学路の整備、交通渋滞や危険箇所の改善、公共交通の充実を図るとともに、ひとにやさしい安全な地区づくりを進めます。

#### ③快適な住環境が整った地区づくり

・現状に合った生活污水处理の仕組みを検討するとともに、周辺と調和した住宅地の形成や身近な公園の維持管理などを図り、誰もが住み続けたくなる地区づくりを進めます。

#### ④バランスのとれた元気な地区づくり

・活力ある農業地と工業地、住み良い住宅地の形成を目指し、将来を見据えた合理的な土地利用を誘導し、特色ある地区づくりを進めます。

#### ⑤生き生きとした人を育む地区づくり

・潮山や朝日山城跡などを活用し、ハイキングや学習などを通じて誰もが生き生きと暮らせる地区づくりを進めます。また、少子高齢化や防犯などの社会問題に対応するため、男女共同参画社会の実現などにより、互いに助け合えるコミュニティの形成を進めます。

### (3) 地区の整備方針

#### ①拠点の配置

- ・ 広幡公民館周辺を地区拠点として位置づけ、日常生活を誰もが安全・安心・快適に過ごすことができるよう、機能の充実を図ります。

#### ②土地利用の基本方針

- ・ 八幡や鬼島などの中高密度の土地利用が展開される地区を一般住宅地として位置づけ、建築物の高さ制限・壁面後退などにより、機能的で周辺と調和したゆとりある住宅地を誘導します。
- ・ 潮や横内などの集落地については、地区計画などの制度の活用により、無秩序な開発を抑制するとともに、環境を阻害する行為を規制し、良好な集落地環境の維持、向上に努めます。
- ・ 仮宿などの既存の大規模工場などが集積する地区を工業地として位置づけ、環境に配慮しながら、本市の工業用地として、今後とも工業機能の強化を図ります。
- ・ 新東名高速道路のロングランプ及び（都）焼津広幡線の周辺部を新産業地として位置づけ、隣接する焼津市との土地利用の整合を図りながら、交通便利性を生かした新産業の創出や本市の特徴を生かした産業の育成など、適正な土地利用を図ります。
- ・ 潮山などの市街地周辺の森林や里山は、レクリエーションや保養、環境学習・教育の場として、住民と行政の協働により適正な管理を行い、活用を図ります。
- ・ 八幡などの農用地については、良好な田園風景を継承するため、農地の集約化など、優良農用地の保全や遊休農地の活用を促進します。
- ・ 水守については、土地区画整理事業により、道路・公園などの整備を進め、居住環境の向上を図ります。

#### ③交通体系整備の基本方針

- ・ 新たな東西方向の交通ネットワークを形成するため、新東名高速道路のアクセス道路となるロングランプの整備の促進を図ります。

- ・（都）志太北幹線（国道1号バイパス）については、4車線化を促進し、市街地内で発生する慢性的な交通渋滞の緩和に努めます。
- ・国道1号、（都）焼津広幡線を主要幹線道路と位置づけ、都市の骨格的な道路として、また周辺の都市と連絡する道路として機能するよう整備を進めます。
- ・特に国道1号の八幡橋から横内までの区間について、渋滞箇所の改善に努めるとともに、沿道と一体となった道路景観の向上に努めます。
- ・（都）三輪立花線、（都）大覚寺藤岡線、（都）天王町仮宿線を幹線道路と位置づけ、市内の骨格を形成する道路や、拠点間の連携を強化する道路として整備を進めます。
- ・新東名高速道路の開通など、将来の都市の発展方向などを見据え都市計画道路網の形成を図ります。
- ・生活道路の整備にあたっては、住民の安全性・利便性の向上及び交通事故の防止のため、児童・生徒の安全な通学路の確保をはじめ、計画的かつ効率的な整備を進めます。
- ・バス利用促進に向けた啓発活動に努め、二酸化炭素の削減や高齢者の移動手段の確保を図ります。
- ・通過交通の排除や生活道路の整備により、安全・安心そして快適な歩行環境の形成を推進します。



（都）三輪立花線

#### ④安全・安心に関する基本方針

- ・不特定多数が利用する施設や木造住宅などの耐震改修を促進するなど、災害に強い地区づくりを進めます。
- ・十分な幅員を持つ国道1号、（都）焼津広幡線の沿道においては、不燃化や緑化を促進し、延焼遮断帯の形成を図ります。
- ・災害時の安全な避難のために、地区内の一時避難場所の整備を検討するとともに、（都）三輪立花線などを避難路として位置づけ、避難場所を相互に結ぶネットワークの形成を図ります。
- ・子どもの安全を確保するために、防犯灯の設置や登下校を見守るボランティア活動などを支援し、住民と学校・警察・行政が連携した防犯活動を推進します。

## ⑤公園・緑地などの整備の基本方針

- ・水守の土地区画整理事業区域においては、子どもからお年寄りまで安全・安心して利用できる身近な憩いの場となり、コミュニティの拠点となる住区基幹公園の整備を進めます。
- ・住民参加による公園や河川の維持管理の仕組みをつくとともに、葉梨川の自然を生かした堤防の整備を進め、河川沿いへの緑道の配置を進めます。

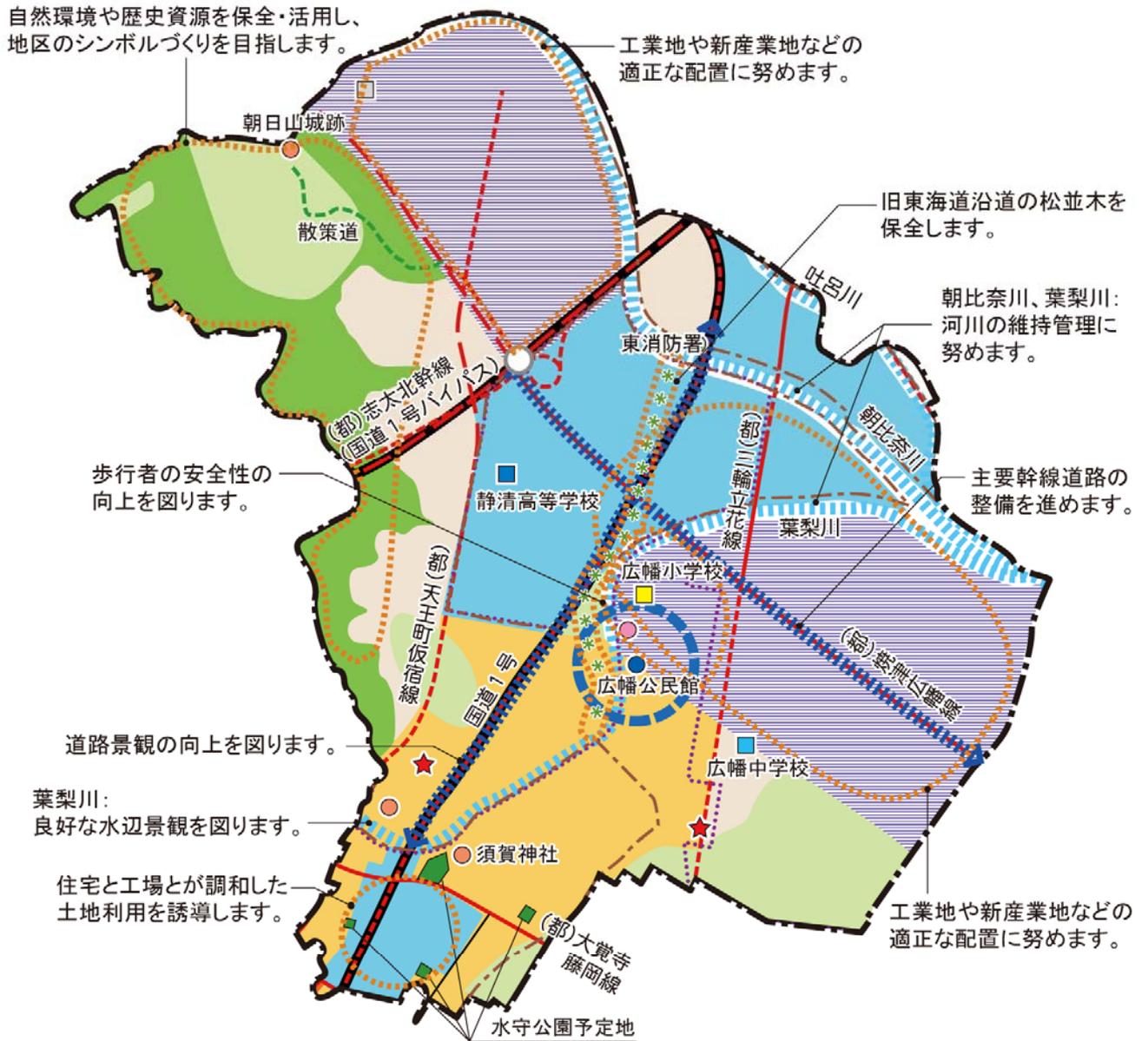
## ⑥景観形成の基本方針

- ・潮山の自然は、既存集落地の良好な景観として保全するとともに、地区のシンボルとして活用を図ります。
- ・葉梨川や朝比奈川の流域部については、自然環境を保全しながら、親しみのある水辺景観を形成します。
- ・旧東海道の沿道の松並木を維持管理し、歴史・文化的な景観を保全します。
- ・朝日山城跡については、歴史・文化的資源として、また良好な眺望場として保全、活用を図ります。
- ・地区の自然環境、歴史や文化と調和する落ち着いたまち並み景観を形成するよう、建築物、工作物、屋外広告物について適正な誘導を進めます。

## ⑦環境形成の基本方針

- ・潮山の散策道について、自然と親しむレクリエーション空間として活用します。
- ・葉梨川、朝比奈川などの河川について、水質と生態系の維持に努めるとともに、河川沿いでのウォーキングロードの設置など、住民に親しまれる水辺空間の整備を進め、活用を図ります。

# 広幡地区の将来像図



	都市計画道路（整備済）		歴史・文化資源		一般住宅地		地区拠点
	（整備中）		行政サービス施設		集落地		
	（未整備）		松並木		工業地		
	学校教育施設（幼稚園／小学校）		公共下水道（全体計画）		新産業地		
	（中学校／高等学校）		河川		森林		
	学校教育施設（その他）		国道／主要地方道		農用地		
	社会教育施設／社会福祉施設		市街化区域／地域界		公園		
	インターチェンジ						

# 西益津地区 将来構想



## 1) 地区の現況・課題

### (1) 地区の現況

- ・本市の中央部に位置し、面積は約3.93km²で、市域面積の2.0%を占めます。
- ・本地区は田中城の城下町として栄えたことから、寺社・文化財なども多く残っています。
- ・史跡田中城下屋敷として下屋敷の庭園が復元され、田中城本丸櫓や茶室などが移築・復元されています。

### (2) 地区づくりの課題

- ・田中城などの史跡をはじめとする歴史・文化的資源の価値を住民が認識し、保全と活用を進めていくことが求められます。
- ・瀬戸川や六間川の桜並木、青池公園などの優れた緑地を保全し、住民の緑の触れ合いの場、憩いの場として活用することが求められます。
- ・平島などの農地については、地区の貴重な緑として保全していくことが求められます。
- ・南北交流連携軸として機能する（都）志太中央幹線の整備が求められます。
- ・道路・河川の整備、改修、公共交通の確保、防災対策の推進など安心して暮らせる地区づくりを進めることが求められます。
- ・地区内の既存の公共施設を有効に活用するために、新たな仕組みづくりが求められます。
- ・子どもや高齢者が安全で快適に生活できるように、生活支援を進める仕組みを確立するとともに、住民の交流を図り、互いが助け合うコミュニティの構築が求められます。

## 2) 地区の将来構想

### (1) 地区づくりの目標

豊かな歴史と文化を守り育て  
人に優しいまち・西益津

### (2) 地区づくりの基本的考え方

#### ①歴史と文化を守り育てる地区づくり

- ・田中城などの史跡をはじめとする地区の貴重な歴史・文化に対する住民の意識を高め、住民が一体となって、歴史・文化的資源の保全、再生を図り、西益津らしい希望のある地区づくりを進めます。

#### ②緑豊かな潤いあふれる地区づくり

- ・瀬戸川や六間川の桜並木、青池公園、平島の農地など、地区内の緑の保全を図るとともに、住民と行政などが協働で維持管理を進め、緑豊かな潤いあふれる地区づくりを進めます。

#### ③子どもからお年寄りまでが安全で安心できる地区づくり

- ・(都)志太中央幹線や(都)大覚寺藤岡線などの整備を進めるとともに、既存の道路・河川などの整備改修、防災対策の推進及び公共施設の有効活用などを進め、誰もが安全で安心して住める、希望のある地区づくりを進めます。

#### ④互いが助け合う人に優しい地区づくり

- ・子育てや高齢者介護など、地区内での生活支援を地区ぐるみで進めていくことにより、住民同士の交流を深めるとともに、地区への郷土愛を育み、互いが助け合う人に優しい地区づくりを進めます。

### (3) 地区の整備方針

#### ①拠点の配置

- ・西益津公民館周辺を地区拠点として位置づけ、日常生活を安全・安心・快適に過ごすことができるよう、地区の情報の発信や機能の充実を図ります。
- ・田中城下屋敷周辺は、文化・観光レクリエーション交流拠点として位置づけ、人と人との交流を図る拠点として活用を図ります。

#### ②土地利用の基本方針

- ・主に国道1号北側の中高密度の土地利用が展開される区域を一般住宅地として位置づけ、建築物の高さ制限・壁面後退などにより、機能的かつ災害に強く周辺と調和したゆとりある住宅地を誘導します。
- ・平島などを集落地として位置づけ、無秩序な開発を抑制するとともに、環境を阻害する行為を規制し、良好な集落地環境の維持、向上に努めます。
- ・国道1号沿道などは、自動車利用の利便性を生かした商業・サービス施設を中心に、建築物の高さ・配置など周辺環境に配慮して、計画的かつ個性的で魅力ある土地利用を図ります。
- ・平島や稲川の一団の農用地については、水源のかん養、本地区固有の景観、小動物の生息の場として貴重であることから、保全に努めます。

#### ③交通体系整備の基本方針

- ・国道1号、(都)志太中央幹線を主要幹線道路と位置づけ、地区の歴史、文化の保全に配慮しつつ、交通機能、都市防災機能の整備・充実を図るとともに、沿道と一体となった道路景観の向上に努めます。
- ・国道1号の横断が困難であることから、歩行者などが安全に移動できるよう必要な措置を施します。
- ・(都)大覚寺藤岡線などを幹線道路として位置づけ、都市内の骨格を形成し、拠点間の連携を強化する道路として整備を進めるとともに、交通渋滞解消や交通危険箇所の改善を図ります。
- ・生活道路の整備にあたっては、住民の安全性・利便性の向上及び交通事故の防止のため、避難路や防災区画としての機能などに配慮しながら、計画的かつ効率的な整備を進めます。

- ・地域公共交通総合連携計画に基づいて、住民・事業者・行政が協働して、バス交通の課題に対応し取り組みます。
- ・通過交通の排除や生活道路の整備により、安全・安心そして快適な歩行環境の形成を推進します。

#### ④安全・安心に関する基本方針

- ・不特定多数が利用する施設や木造住宅などの耐震改修を促進するなど、災害に強い地区づくりを進めます。
- ・国道1号、（都）志太中央幹線の沿道においては、不燃化や緑化を促進し、延焼遮断帯の形成を図ります。
- ・大手は、消防活動を行うことが困難であることから、道路の拡幅などを検討し、消防活動の円滑化を図ることにより、災害に強い住宅地の形成に努めます。
- ・平島などの水害防止のために、六間川などの河川改修を促進します。
- ・指定避難場所及び避難路の整備を進めるとともに、被災時における避難生活支援の機能充実を図ります。また、避難場所周辺において、周辺建築物の耐震・不燃化や緑化を促進し、安全性の向上を図ります。
- ・（都）志太中央幹線や（都）大覚寺藤岡線などを避難路として位置づけ、避難場所を相互に結ぶネットワークの形成を図ります。
- ・自治会などが行う防犯パトロール活動など、住民と学校・警察・行政が連携した防犯活動を推進するとともに、街路灯や防犯灯の設置などを進めます。

#### ⑤公園・緑地などの整備の基本方針

- ・青池公園など地区内の公園・緑地については、住民と行政が協働で維持管理を進め、住民の良好な憩いの場として、保全を進めます。
- ・瀬戸川と六間川の桜並木、青池公園の保全、活用を進めるとともに、これらを街路樹などで結び、緑と水のネットワークの形成を図ります。

## ⑥景観形成の基本方針

- ・瀬戸川や六間川の桜並木、平島などの水田は地区の特徴的な自然景観であることから、保全を図ります。
- ・田中城跡及び田中城下屋敷などの歴史的に価値の高い資源については、積極的に保存、活用します。
- ・地区の自然環境、歴史や文化と調和する落ち着いたまち並み景観を形成するよう、建築物、工作物、屋外広告物について適正な誘導を進めます。
- ・青池公園は、市街地の緑地として景観上重要であるとともに、環境に配慮した地区づくりの観点からも重要であることから、積極的に保全します。

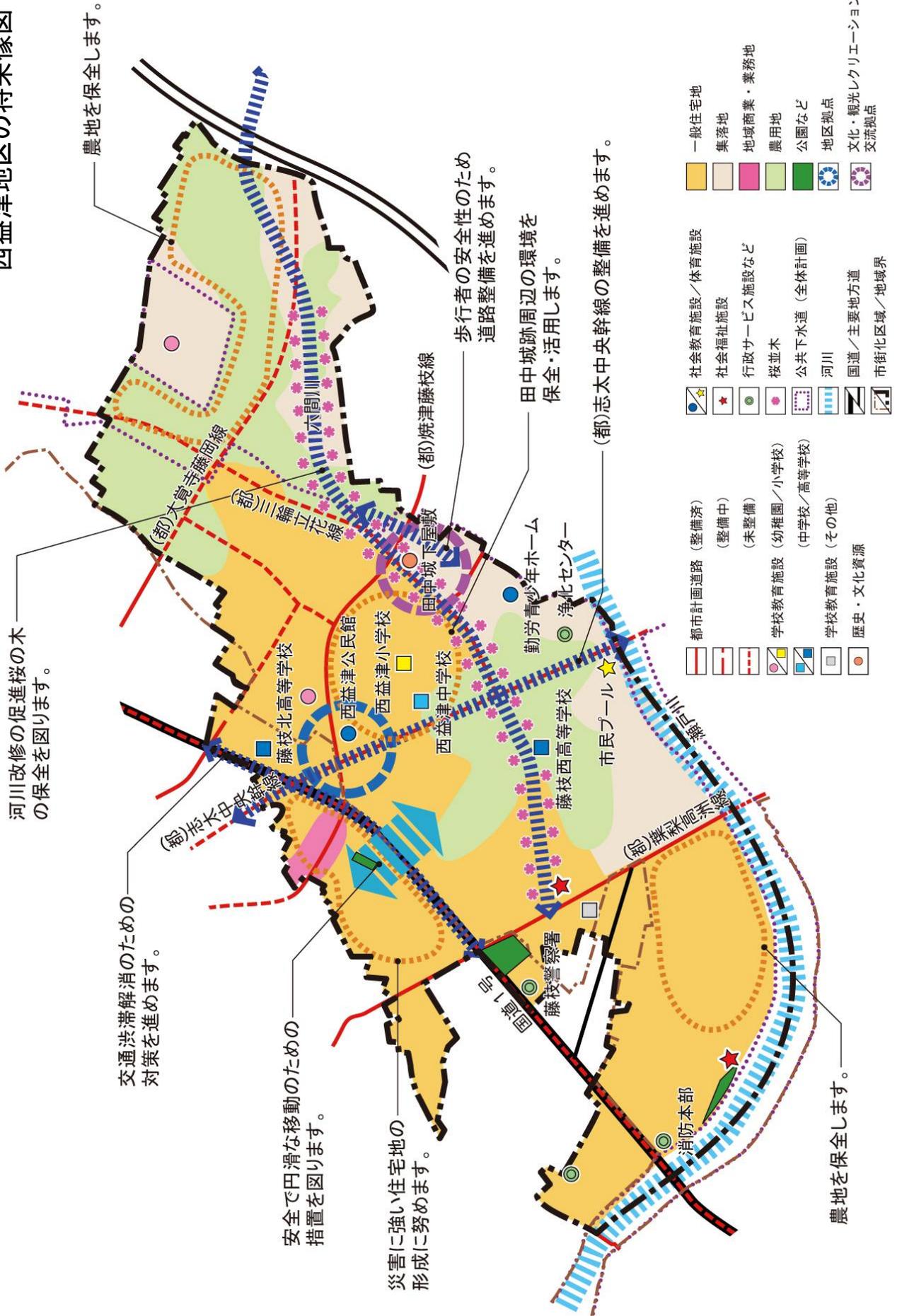


六間川沿いの桜並木（田中地内）

## ⑦環境形成の基本方針

- ・瀬戸川などの河川については、河川整備計画などに基づき、親水性の向上などを図ります。
- ・瀬戸川や六間川などの河川や青池などは、水質と生態系の維持に努めるとともに、住民に親しまれる水辺空間の整備を進め、活用を図ります。

# 西益津地区の将来像図



# 青島地区 将来構想



## 1) 地区の現況・課題

### (1) 地区の現況

- ・本市の中央部に位置し、面積は約13.35km²で、市域面積の6.9%を占めます。
- ・JR藤枝駅を中心に大規模店舗が立地するなど、市内で最も活発な商業地です。
- ・JR藤枝駅周辺は、土地区画整理事業が推進され、また、中心市街地活性化のための市街地再開発事業が推進されるなど、まちの様子は刻々と変化しています。
- ・土地区画整理事業や住宅団地開発による、まとまった住宅地が見られます。
- ・地区内には、志太郡衙跡や千貫堤、松並木などの歴史・文化的資源があります。
- ・駿河台には静岡産業大学があり、多くの若者が通学しています。



青木区画整理事業

### (2) 地区づくりの課題

- ・JR藤枝駅周辺は、活力と賑わいのある中心市街地の形成を図ることが求められます。
- ・周辺環境に適合した適正な土地利用の配置を行うとともに、道路・公園・河川など必要な社会基盤整備の推進が求められます。
- ・公共バスなど公共交通の利便性の向上が求められます。
- ・駅周辺部の治安の向上、子どもの防犯対策、東海地震を想定した防災対策、交通危険箇所の改善など、安全で安心できる地区づくりが求められます。
- ・岩城山緑地や滝ヶ谷公園など、既存の緑を適切に維持管理し、保全していくことが求められます。
- ・地区内への藤の花の植栽や河川の水質浄化及び美化清掃活動の推進など、藤枝らしさを感じられる地区づくりが求められます。
- ・地区内の町内会や各種団体がネットワークされ、積極的な地区活動が展開されるコミュニティの形成が求められます。

## 2) 地区の将来構想

### (1) 地区づくりの目標

にぎわいあふれ、安全で安心できる、  
コミュニケーションのあるまち・青島

### (2) 地区づくりの基本的考え方

#### ①活力ある地区づくり

- ・ JR藤枝駅周辺は本市の玄関口として、賑わいのある中心市街地の形成を図るとともに、文教機能を生かした若者が集う地区づくりに配慮しつつ、適正な土地利用の配置、良好な都市景観の形成、都市計画道路などの整備促進、公共交通の利便性の向上など必要な基盤整備を推進し、活力ある地区づくりを進めます。

#### ②安全で安心して暮らせる地区づくり

- ・ JR藤枝駅周辺部の治安の向上、子どもの防犯対策に繋がる基盤整備を進めるとともに、耐震化の向上や無電柱化など防災対策、交通危険箇所の改善による交通安全対策などにより、安全で安心して暮らせる地区づくりを進めます。

#### ③花と緑が豊かな地区づくり

- ・ 公園・緑地の適切な維持管理や栃山川などの河川の水質浄化策などを進めるとともに、藤の花の植栽、美化清掃活動の推進などにより、藤枝らしい清潔で花と緑が豊かな地区づくりを進めます。

#### ④生き生きと暮らせる地区づくり

- ・ 公民館をコミュニティや情報発信の拠点として活用するとともに、既存の地区活動の継続、市民活動団体や町内会のネットワークの構築などにより団結力のあるコミュニティを形成し、誰もが生き生きと暮らせる地区づくりを進めます。

### (3) 地区の整備方針

#### ①拠点の配置

- ・ 中心市街地であるJR藤枝駅周辺一帯を都市拠点として位置づけ、志太榛原地域の中核都市としての主要な役割を担うため、商業・業務機能、文化交流機能、スポーツ交流機能の維持向上を図りつつ、医療や福祉、子育て支援、行政サービスなど暮らしを支える機能の充実を図るとともに、街なか居住の促進、コンパクトな徒歩生活圏形成などを進め、賑わいと求心力のある質の高い魅力のある中心市街地を形成します。
- ・ 青島南公民館を地区拠点として位置づけ、日常生活を安全・安心・快適に過ごすことができるよう、機能の充実を図ります。
- ・ 志太郡衙跡を文化・観光レクリエーション交流拠点として位置づけ、人々との交流を図る拠点として活用を図ります。

#### ②土地利用の基本方針

- ・ 駿河台や新南新屋などの戸建て住宅を中心とした低密度の土地利用が展開される区域を専用住宅地として位置づけ、良好な住宅地環境の維持、向上に努めます。
- ・ 地区東部及び青島小学校周辺の中高密度の土地利用が展開される区域を一般住宅地として位置づけ、建築物の高さ制限・壁面後退などにより、機能的で周辺と調和したゆとりある住宅地を誘導します。
- ・ JR藤枝駅周辺の中心商業・業務地については、都市計画による誘導や市街地再開発を進め、商業・業務機能の集積、文化・交流施設、駐車場の整備などを図ります。また、開業支援などの活性化対策を進めるとともに、景観の形成、交流づくりや街なか居住の促進などを進めます。
- ・ 国道1号の沿道については、自動車利用の利便性を生かした商業・サービス施設を中心に、建築物の高さ・配置など周辺環境に配慮して、計画的かつ個性的で魅力ある土地利用を図ります。
- ・ 農業生産基盤の整備や農地の集団化の推進など様々な対策によって、農業の生産性を高めながら農用地の活用・保全につなげていくとともに、担い手確保の促進により適正な維持・管理を図ります。
- ・ 遊休農地などを利用した市民農園や体験農園の開設、地区に適した新たな作物の導入など多様な手段を通して、農用地の活用を図ります。

### ③交通体系整備の基本方針

- ・国道1号、（都）小川島田幹線、（都）焼津青木線、（都）志太西線を主要幹線道路と位置づけ、交通機能、都市防災機能の整備・充実を図るとともに、沿道と一体となった道路景観の向上に努めます。
- ・（都）青木水上線などを幹線道路として位置づけ、都市内の骨格を形成し、拠点間の連携を強化する道路として整備を進めるとともに、交通渋滞解消や交通危険箇所の改善を図ります。
- ・生活道路の整備にあたっては、住民の安全性・利便性の向上及び交通事故の防止のため、避難路や防災区画としての機能などに配慮しながら、計画的かつ効率的な整備を進めます。
- ・地域公共交通総合連携計画に基づいて、住民・事業者・行政が協働して、バス交通の課題に対応し取り組みます。
- ・JR藤枝駅周辺を中心市街地においては、ひとにやさしい歩行環境の整備を進めるとともに、レンタサイクルの普及や放置自転車の防止対策などを推進します。
- ・JR藤枝駅から北上する（都）藤枝駅広幡線と（都）青木藤枝線及び南下する（都）藤枝駅吉永線をシンボルロードとして位置づけ、無電柱化やバリアフリー化、街路樹の育成による潤い空間の創出、修景整備などを進めます。
- ・JR藤枝駅の駅前広場は、周辺環境の向上を図るとともに、駅前広場の適切な維持管理を行い、駅周辺の集客機能の向上及び駅利用者の利便性の向上を図ります。
- ・JR藤枝駅周辺においては、民間と公共の適切な役割分担のもと自動車駐車場、自転車駐車場の整備について取り組みます。

### ④安全・安心に関する基本方針

- ・不特定多数が利用する施設や木造住宅などの耐震改修を促進するなど、災害に強い地区づくりを進めます。
- ・瀬戸川水系、栃山川水系の河川については、河川整備計画などに基づき、流域における水循環系の保全と水の流出の抑制を図ります。
- ・市街地をとりまく森林、農地などは、それらが有する保水、遊水機能などの災害防止機能が維持されるよう無秩序な開発を抑制していきます。

- ・（都）小川島田幹線、（都）藤枝駅吉永線、（都）青木水上線、（都）藤枝駅広幡線などを避難路として位置づけ、避難場所を相互に結ぶネットワークの形成を図ります。
- ・指定避難場所の整備を進めるとともに、被災時における避難生活支援の機能充実を図ります。また、避難場所周辺において、周辺建築物の耐震・不燃化や緑化を促進します。
- ・静岡県武道館を緊急物資の集積や供給の統括を行う中心地として位置づけ、機能充実を図ります。
- ・JR藤枝駅周辺部の治安を向上させ、子どもを犯罪から守るために、住民と学校・警察・行政が連携した防犯活動を推進します。

#### ⑤公園・緑地などの整備の基本方針

- ・青木中央公園などの整備を進めるとともに、既存の公園については、住民と行政が協働して維持管理に取り組むとともに、積極的に活用します。
- ・瀬戸川の桜並木、岩城山緑地の保全、活用を進めるとともに、これらを街路樹などで結び、緑と水のネットワークの形成を図ります。

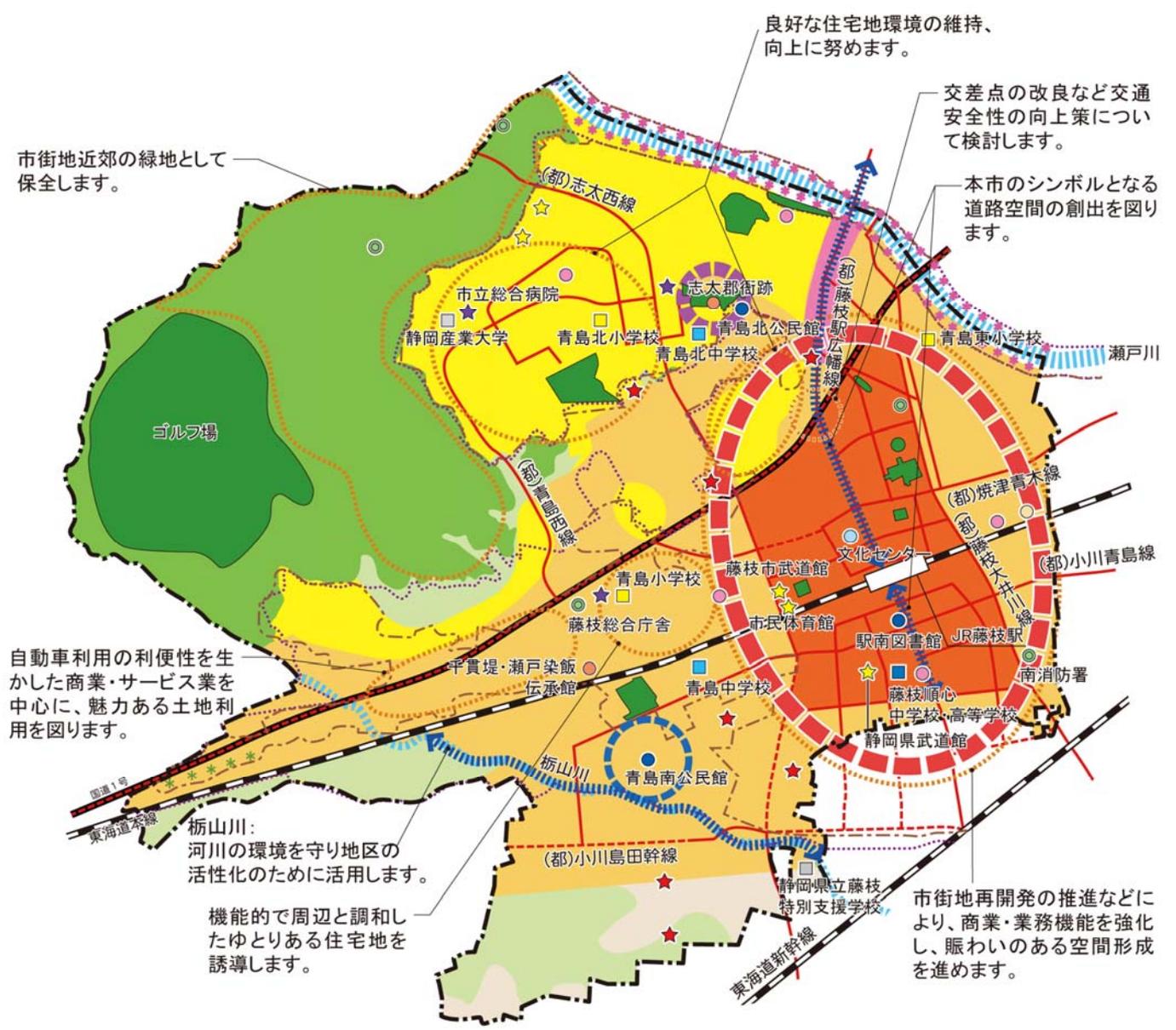
#### ⑥景観形成の基本方針

- ・北部の丘陵地は、市街地及び既存集落地などの良好な景観として保全します。
- ・志太郡衙跡や千貫堤・瀬戸染飯伝承館、旧東海道の松並木などの歴史・文化的な資源については、積極的に保存、活用します。
- ・地区の自然環境、歴史や文化と調和する落ち着いたまち並み景観を形成するよう、建築物、工作物、屋外広告物、無電柱化について適正な誘導を進めます。
- ・JR藤枝駅周辺は、本市の玄関口としてふさわしい景観の形成を図ります。

#### ⑦環境形成の基本方針

- ・析山川などは、水質と生態系の維持に努めるとともに、河川沿いでの桜の植樹や散策路の設置など、住民に親しまれる水辺空間として適切な管理を行い、活用します。
- ・低公害・省エネルギーの交通手段への転換やヒートアイランドの防止対策、屋上緑化など環境に配慮した地区を目指します。
- ・電気自動車充電スタンドの設置促進などにより、環境に配慮した地区づくりを進めます。

# 青島地区の将来像図



都市計画道路（整備済）	学校教育施設（その他）	行政サービス施設など	河川
（整備中）	社会教育施設／体育施設	その他	国道／主要地方道
（未整備）	社会福祉施設	桜並木	市街化区域／地域界
学校教育施設（幼稚園／小学校）	保健・医療施設	松並木	
（中学校／高等学校）	歴史・文化資源	公共下水道（全体計画）	
専用住宅地	一般住宅地	集落地	中心商業・業務地
地域商業・業務地	森林	農用地	公園など
都市拠点	地区拠点	文化・観光レクリエーション交流拠点	

# 高洲地区 将来構想



## 1) 地区の現況・課題

### (1) 地区の現況

- ・本市の中央部に位置し、面積は約7.23km²で、市域面積の3.7%を占めます。
- ・大規模な工場が集積する地区があります。
- ・古くからの県道沿いを中心に住宅が立地していましたが、地区全体において農地の宅地化がスプロール的に進行しています。

### (2) 地区づくりの課題

- ・栃山川などの自然環境を生かして、地区内外の交流の場となる良好で快適な親水空間を確保することが求められます。
- ・地区全体での河川美化や景観保全、公園・緑地などの整備によって、身近な潤いと安らぎの空間づくりが求められます。
- ・（都）志太中央幹線や（都）小川島田幹線などの計画的な道路整備や渋滞対策、公共交通サービスの向上、商業・工業などの各機能をバランスよく配置した土地利用などにより、利便性の高い生活環境を確保することが求められます。
- ・高洲公民館などの公共施設は、地区活動や多世代交流の拠点としてより多くの人に利用されることが求められます。
- ・昔の地名や軽便鉄道跡などの歴史・文化的資源について、次世代に引き継ぐとともに、身近に親しめるよう活用することが求められます。
- ・高齢者福祉や防災・防犯の問題など、行政だけでは十分に対応できない問題が顕在化しており、これまで以上に身近な“ふれ合い・助け合い”活動の活発化が求められます。

## 2) 地区の将来構想

### (1) 地区づくりの目標

人・自然とふれあい、住みよいまち・高洲

### (2) 地区づくりの基本的考え方

#### ①美しい川と緑が広がるうるおいある地区づくり

・住民と行政の協働によって、住民の多様なニーズに応えられる計画的な公園などの整備を検討するとともに、栃山川周辺の親水性の向上、田園景観の維持、企業との協働による河川の浄化や緑化に努めるなど、うるおいのある地区づくりを進めます。

#### ②安全で快適な生活を送ることのできる地区づくり

・いつでも誰でも安全で快適に移動できるよう計画的に道路を整備するとともに、公共バスの利便性の向上、適正な商業・工業機能の配置、地区に合った汚水処理の推進などを図り、安全で快適に暮らせる地区づくりを進めます。

#### ③心身ともに豊かな人を育む地区づくり

・高洲公民館などの適切な維持管理や協働による利活用を図るとともに、古い町名や軽便鉄道跡などの身近な歴史・文化的資源の保全、活用に努め、心身ともに豊かになれる地区づくりを進めます。

#### ④ふれ合いと支え合いの地区づくり

・高齢者、子ども、在住外国人など住民同士の多様な交流を促すとともに、町内会活動やボランティア活動の活発化を図り、一人暮らし高齢者や防災などの問題を地区で解決できるような、温かく、たくましい地区づくりを進めます。

### (3) 地区の整備方針

#### ①拠点の配置

- ・高洲公民館周辺を地区拠点として位置づけ、日常生活を安全・安心・快適に過ごすことができるよう、機能の充実を図ります。



高洲公民館

#### ②土地利用の基本方針

- ・高柳など（都）小川島田幹線と（都）葉梨高洲線に挟まれた中高密度の土地利用が展開される区域を一般住宅地として位置づけ、建築物の高さ制限・壁面後退などにより、機能的で周辺と調和したゆとりある住宅地を誘導します。
- ・高洲など（都）小川島田幹線より南側の集落地については、地区計画などの制度の活用により、無秩序な開発を抑制するとともに、環境を阻害する行為を規制し、良好な集落地環境の維持、向上に努めます。
- ・築地や高柳など既存の大規模工場などが集積する地区を工業地として位置づけ、今後とも工業機能の強化を図るとともに、環境と調和した良好な工業地を形成するため、工場周辺の水質の浄化や緑化など環境整備を進めます。
- ・東名高速道路新インターチェンジの周辺を新産業地として位置づけ、隣接する焼津市との土地利用の整合を図りながら、交通利便性を生かした工業・流通業務施設、技術先端型企业、農林産物処理加工施設の誘致を推進します。
- ・（都）小川島田幹線より南側の農用地については、多面的機能が発揮できるように、優良農用地の保全や市民農園の開設、景観作物の植栽など遊休農地の活用を促進します。

### ③交通体系整備の基本方針

- ・東名高速道路新インターチェンジ周辺については、新産業地の形成など土地利用の転換に伴い、発生する地区内交通を適切に処理するため、計画的な道路整備を図ります。
- ・（都）志太中央幹線、（都）小川島田幹線、（都）焼津青木線を主要幹線道路と位置づけ、都市の骨格的な道路として、また周辺の都市と連絡する道路として、周辺環境に配慮しながら、整備を進めます。
- ・（都）葉梨高洲線、（都）小川青島線、（都）藤枝大井川線などを幹線道路と位置づけ、都市内の骨格を形成し、拠点間の連携を強化する道路として位置づけ、渋滞箇所の解消や良好な沿道景観の形成などによって安全性・快適性の向上に努めます。
- ・住民の安全性・利便性の向上及び交通事故の防止のため、道路の狭あい箇所の改善やカーブミラーの設置などにより、児童・生徒の安全な通学路の確保をはじめ、安全で快適な道路の維持管理を図ります。
- ・主要な公益施設などをつなぐバス路線の編成や乗り換えの利便性を向上し、公共交通体系の充実を図ります。
- ・通過交通の排除や生活道路の整備、歩道のバリアフリー化などにより、安全・安心・快適な歩行環境の形成を推進します。

### ④安全・安心に関する基本方針

- ・不特定多数が利用する施設や木造住宅などの耐震改修を促進するなど、災害に強い地区づくりを進めます。
- ・（都）志太中央幹線など十分な幅員を持つ主要幹線道路などの沿道においては、不燃化や緑化を促進し、延焼遮断帯の形成を図ります。
- ・道路に狭あい箇所があり、防災上問題だと考えられる場合は、道路の拡幅などにより、消防活動の円滑化を図ります。
- ・（都）葉梨高洲線など十分な幅員を持つ幹線道路を避難路として位置づけ、避難場所を相互に結ぶネットワークの形成を図ります。また、沿道の不燃化や緑化など、安全性の向上を図ります。

## ⑤公園・緑地などの整備の基本方針

- ・ 栃山川の河川敷を優れた都市緑地として位置づけ、環境保全に努めます。
- ・ 栃山川などの河川沿い、栃山川緑地公園を結ぶ緑道を配置し、緑と水のネットワークの形成を図ります。
- ・ 公園の維持管理などについては、住民と行政が協働して取組むよう配慮し、住民に愛される公園を、住民自らがつくっていかうとする意識の向上に努めます。
- ・ 住民の緑化に関する意識の向上を図るとともに、河川敷の花壇づくりなど緑化活動を行う住民の活動を支援します。

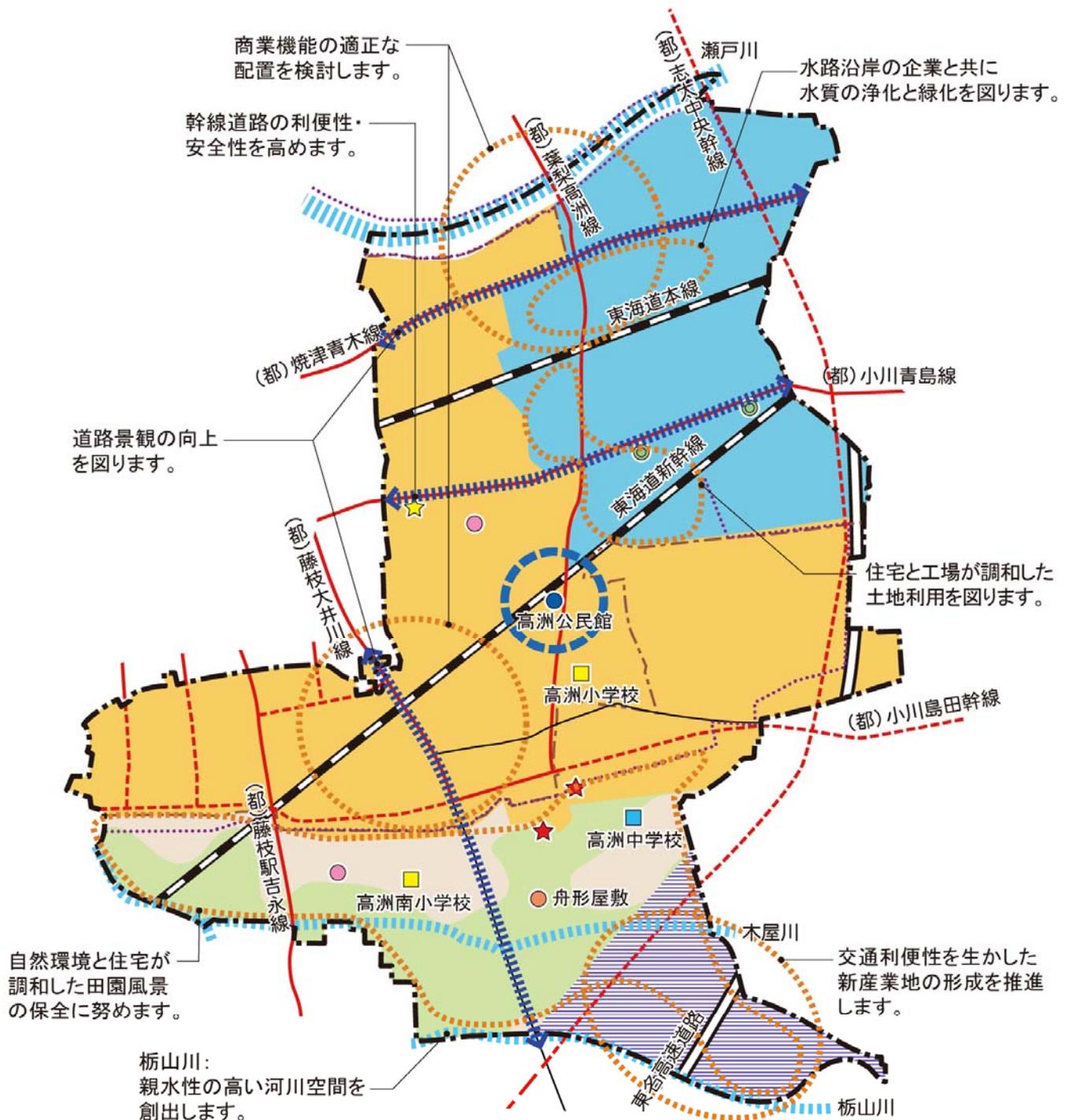
## ⑥景観形成の基本方針

- ・ 栃山川などの流域部は自然環境の保全と親水性に配慮した護岸整備を進め、田園風景と調和した親しみのある水辺景観を形成します。
- ・ 軽便鉄道跡や由緒ある地名など地区に残る歴史・文化的資源の保全、活用を図ります。
- ・ 地区の自然環境、歴史や文化と調和する落ち着いたまち並み景観を形成するよう、建築物、工作物、屋外広告物について適正な誘導を進めます。

## ⑦環境形成の基本方針

- ・ 栃山川などについては、水質と生態系の維持に努めるとともに、地区内外の人に親しまれる水辺空間の整備を進め、活用を図ります。
- ・ 公共下水道、合併処理浄化槽などの普及により生活排水対策を進めるとともに、事業所に対する汚濁負荷削減に関する啓発活動の推進などにより、公共用水域の水質保全を図ります。

# 高洲地区の将来像図



- |                 |             |           |
|-----------------|-------------|-----------|
| 都市計画道路（整備済）     | 社会教育施設／体育施設 | 河川        |
| （整備中）           | 社会福祉施設      | 主要地方道     |
| （未整備）           | 歴史・文化資源     | 市街化区域／地域界 |
| 学校教育施設（幼稚園／小学校） | 公共下水道（全体計画） |           |
| （中学校）           | 行政サービス施設    |           |
| 一般住宅地           | 工業地         | 農用地       |
| 集落地             | 新産業地        | 地区拠点      |

# 大洲地区 将来構想



## 1) 地区の現況・課題

### (1) 地区の現況

- ・本市の南部に位置し、面積は約6.47km²で、市域面積の3.3%を占めます。
- ・地区の南域に大井川、中央に栃山川が流れ、扇状地に広がる水田地帯となっています。
- ・古くからの県道沿いを中心にスプロール的に住宅が立地し、農地が減少しています。
- ・大井川沿いに大規模な工場が集積する地区があります。
- ・焼津市との市境界付近（焼津市内）に東名高速道路新インターチェンジが開設する予定であり、付近の土地利用が大きく変化することが想定されます。

### (2) 地区づくりの課題

- ・栃山川周辺は人々に潤いと安らぎを提供する地区の財産であることから、住民の参画によって貴重な自然環境を保全、育成するとともに、集いと憩いの場として今後さらに活用することが求められます。
- ・美しい田園風景や優良農地を将来にわたって維持、保全していくことが求められます。
- ・近年、自然災害や防犯に関する住民の関心が高まっており、ハードとソフトの両面から、災害や犯罪に強い地区づくりがより一層強く求められます。
- ・交通事故の削減や交通の円滑化など、誰もが安心して快適に通行できる道路整備が求められます。
- ・東名高速道路新インターチェンジの設置により、将来あるべき姿を見据えて、豊かな自然との調和に配慮し、地区の活力を高める有効な土地利用が求められます。
- ・公共バスなど公共交通機関の利便性の向上や身近な憩い・遊びの場の確保など、快適で便利な暮らしに向けた取組みが求められます。
- ・大洲公民館やスポーツ施設の充実など、住民同士が趣味やスポーツを通じて交流できる環境を整えるとともに、互いに助け合う意識の醸成がこれまで以上に求められます。

## 2) 地区の将来構想

### (1) 地区づくりの目標

# 川と田園に囲まれた 人と自然にやさしいまち・大洲

### (2) 地区づくりの基本的考え方

#### ①自然と調和した魅力ある地区づくり

- ・ 栃山川沿いのコスモスロードの維持管理や散策路の設置をはじめ、自然環境を生かした水辺空間の整備や農地の保全などに住民と行政とが協働して取り組み、人と自然が共に生きる地区づくりを進めます。

#### ②災害や犯罪に強く安心できる地区づくり

- ・ 災害時の避難場所や避難路の確保、防犯上不安がある箇所への防犯灯の設置、交通事故多発箇所や通学路上の危険区間の改善など、災害に強く、犯罪や事故の防止に配慮された地区づくりを進めます。

#### ③いつまでも住み続けたいくなる快適な地区づくり

- ・ 既存の主要幹線道路や生活道路などを健全かつ計画的に維持管理し、地区の通過交通の排除に努めるとともに、河川などの水質保全対策などにより、快適な住環境の地区づくりを推進します。
- ・ 東名高速道路新インターチェンジの設置促進により、広域及び周辺市町との連携強化を図ります。また、交通利便性を生かした新産業地の創出を図ります。
- ・ 営農環境と調和した住宅地の形成や公共バスサービスの向上に努めるとともに、公園など身近な憩いの場を整備し、快適で利便性の高い住環境の整った地区づくりを推進します。

#### ④交流と助け合いの輪が広がる地区づくり

- ・ 大洲公民館の機能強化や身近なスポーツ施設の充実などによって、文化活動やスポーツを通じた交流が行われるとともに、防災や高齢化社会などの問題に住民が皆で取り組む地区づくりを進めます。

### (3) 地区の整備方針

#### ①拠点の配置

- ・大洲公民館周辺を地区拠点として位置づけ、日常生活を安全・安心・快適に過ごすことができるよう、機能の充実を図ります。
- ・大井川河川敷スポーツ広場は、市外からも多くの人を訪れることから、文化・観光レクリエーション交流拠点として位置づけ、人と人との交流を図る拠点として活用を図ります。

#### ②土地利用の基本方針

- ・集落地については、地区計画などの制度の活用により、無秩序な開発を抑制し、自然環境と調和した落ち着いた住宅地の維持、向上に努めます。
- ・大井川沿いの既存の大規模工場などが集積する地区を工業地として位置づけ、今後とも工業機能の強化を図るとともに、工場敷地内の緑化や排水の改善など環境と調和した良好な工業地の形成を図ります。
- ・東名高速道路新インターチェンジから大東町、善左衛門、大西町などの範囲を新産業地として位置づけ、隣接する焼津市との土地利用の整合を図りながら、交通利便性を生かした工業・流通業務施設、技術先端型企业、農林産物処理加工施設の誘致を推進します。
- ・農用地については、多面的機能が発揮できるように、優良農用地の保全や遊休農地の活用を促進するとともに、農業の担い手の確保に努め、農用地の適正な維持・管理を図ります。

#### ③交通体系整備の基本方針

- ・（都）志太中央幹線、（都）志太西線を主要幹線道路と位置づけ、都市の骨格的な道路として、また周辺の都市と連絡する道路として整備を進めるとともに、計画的で魅力的な沿道の土地利用を図ります。

- ・東名高速道路新インターチェンジ周辺について、新産業地として活用することに伴って発生する地区内交通を適切に処理するため、計画的な道路網の形成を図ります。
- ・十分な歩道の確保や街路灯の設置などにより安全な通学路の整備に努めます。
- ・バス利用促進に向けた啓発活動に努め、二酸化炭素の削減や高齢者の移動手段を確保します。
- ・通過交通の排除や生活道路の整備により、安全・安心そして快適な歩行環境の形成を推進します。

#### ④安全・安心に関する基本方針

- ・不特定多数が利用する施設や木造住宅などの耐震改修を促進するなど、災害に強い地区づくりを進めます。
- ・建築物の耐震・不燃化、倒壊による危険性を低減するためブロック塀から生垣への転換、栃山川沿岸の緑化など、災害時の安全性の向上を図ります。
- ・大井川水系や栃山川水系の河川については、河川整備計画などに基づき、流域における水循環系の保全と水の流出の抑制を図ります。
- ・指定避難場所の整備を進めるとともに、（都）志太中央幹線などを避難路として位置づけ、避難場所を相互に結ぶネットワークの形成を図ります。
- ・勤労者体育館を緊急物資の集積や供給の統括を行う中心地として位置づけ、機能充実を図ります。
- ・栃山川沿いなど夜間に危険な場所への街路灯や防犯灯の設置などを計画的に進めます。

#### ⑤公園・緑地などの整備の基本方針

- ・大井川河川敷スポーツ広場の自然環境を保全するとともに、レクリエーションの場として人々に親しまれるよう、適切な維持管理に取り組みます。
- ・子どもが伸び伸びと遊べるよう、公園や広場の有効な活用を図ります。

- ・公園や河川沿いの緑地の管理運営に、住民が積極的に係わることのできる仕組みづくりを進めます。
- ・コスモスロードの維持管理など栃山川の緑道を整備し、緑と水のネットワークの形成に取り組めます。



大井川河川敷スポーツ広場

## ⑥景観形成の基本方針

- ・大井川や栃山川など河川景観及び地区に広がる田園風景は、特徴的な景観であることから、保全を図ります。
- ・地区の自然環境と調和する落ち着いたまち並み景観を形成するよう、建築物、工作物、屋外広告物について適正な誘導を進め、公共空間や民有地の緑化を積極的に促進します。

## ⑦環境形成の基本方針

- ・大井川や栃山川などについては、水質と生態系の維持に努めるとともに、河川整備計画などに基づき、住民に親しまれる水辺空間に取り組めます。
- ・田園の広がる景観を継承していくため、無秩序な開発を抑制し、地区内の農地を積極的に保全するとともに、耕作放棄地などの未利用地の活用を図ります。



栃山川沿いのコスモスロード





## 第3章 都市づくりの推進に向けて

# 1 市民・事業者・行政の協働による都市づくりの推進

## 1) 協働による都市づくりの基本姿勢

今後の都市づくりにあたっては、行政が単独で行うことが難しい課題が増加しており、その解決に向けた取組みは、市民・事業者・行政が協働で進めていく必要があります。

それぞれが互いを理解し合い、役割を認識し、尊重しながら協働した取組みを行います。

### (1) 市民・事業者の役割

#### ①市民・事業者が主体となった取組

- ・自らできることは自らが行う自助努力の精神を基本とし、自らの都市のことを主体的に考え、行動し、世代間で助け合いながら取組みます。
- ・特に事業者においては、本市の都市づくりを担う貴重な構成メンバーであることを認識し、社会貢献活動にも取組むことが求められています。

#### ②協働での取組

- ・都市を支える様々な主体（市民・事業者・行政）がそれぞれの役割を認識してその特性を生かしつつ、互いに尊重し合い、協働して社会や地域の課題解決に取り組めます。

### (2) 行政の役割

#### ①地域の自主・自立による持続可能な都市づくり

- ・地域主導の流れの中で、自己決定・自己責任による都市づくりを進めていく必要があります。本市の課題をしっかりと認識し、行財政運営計画と連動した選択と集中による、効率的・効果的な都市づくりの施策の推進を図ります。
- ・広域的な課題については、他の自治体と連携し取組みます。

## ②市民活動の支援

- ・市民・事業者の役割を尊重し、地域や社会の活動に自発的に参画できるよう情報提供を進めるとともに、都市づくりへの市民の参画の場の提供に取組みます。

## 2) 協働による都市づくりの取組

市民・事業者・行政の協働による取組みとして、次の内容を重点的に展開し、都市づくりを進めていきます。

### (1) 都市づくりに係る情報提供

- ・都市づくりに係る情報を広報紙や市ホームページ、各種パンフレットの配布により発信します。
- ・都市計画法の提案制度や地区計画制度など、市民が自発的に都市計画に係ることができる制度については、積極的に活用することができるよう、制度概要やその仕組みに関する情報発信に努めます。
- ・アンケート調査の実施などにより、都市づくりに関する市民ニーズの的確な把握に努めます。

### (2) 都市づくり活動への支援

- ・緑化活動や美化清掃活動、防犯活動など、市民・事業者が取組む都市づくり活動の推進に努めるとともに、それらを実施する団体やNPOなどの組織の設立を支援します。
- ・都市づくりの活動団体に対しては、活動が効率的・効果的に推進されるよう、関連情報の提供、専門家の派遣など技術的支援を行うとともに、各団体同士の交流を支援します。

### (3) 都市づくり活動のリーダーとなる人材の育成

- ・都市づくりに係る情報発信や活動への支援を通じ、活動のリーダーとなる人材の育成に努めます。
- ・市職員による出前講座制度を積極的に運用するとともに、都市づくりに係わる講演会やシンポジウムなどを開催し、市民の意識の向上に努めます。

## 2 効率的・総合的な都市づくりの推進

### 1) 都市計画法をはじめとする各種法制度の運用

全体構想及び地域別構想を実現するために、都市計画決定や地区計画制度の運用など、都市計画法を効率的に運用します。

さらに、都市公園法、都市緑地法、景観法など都市計画法以外の法や市独自の制度、仕組みを適正に運用し、効率的・総合的な都市づくりを進めます。

### 2) 庁内体制の強化、推進体制の充実

本計画の各方針に基づき、実効性のある諸施策を展開していくため、行政内部において、都市計画部門、企画部門のみならず、福祉、防災など広く関連すると考えられる部門まで含めた庁内関係各課の連携強化や各分野における個別計画の策定など推進体制の充実を図ります。

### 3) 国、県、周辺市町との調整・協力

国や県が所管する事業や法制度の適用について、本計画に基づいて、調整を図り、協力を要請します。

また、骨格的な道路整備や拠点整備、面的な規制誘導の適用において周辺市町との調整・協力を進め、広域的に整合の取れた都市整備を推進します。

### 4) 計画的な都市づくりの推進

都市づくりを計画的かつ効率的に行うため、土地利用、都市施設（道路・公園・処理施設）など、多額の予算を必要とする基盤整備にあたっては、本市の課題をしっかりと認識するとともに、社会情勢の変化などを踏まえ、行財政運営計画に配慮し、段階的に事業化を図ります。

地区計画制度の運用による地区づくりの誘導や市民・事業者・行政の協働による都市づくり活動など、ソフトに係る施策については、計画的に進めていきます。

## 參考資料

---

## ■ 委員名簿

藤枝市都市計画マスタープラン市民懇話会		
会 長	田口 敏行	静岡産業大学
委 員	石井 慶久	藤枝市農業委員会委員
//	高木 敦子	(有)アムズ環境デザイン研究所
//	高塚 正男	藤枝市環境保全協議会会長
//	藤原 香織	藤枝市男女共同参画会議委員
//	古江 健二	藤枝市環境審議会委員
//	渡辺 輝代	藤枝商工会議所女性会副会長

(五十音順・敬称略)

藤枝市都市計画マスタープラン地域別協議会				
瀬戸谷地区	岡部地区	稲葉地区	葉梨地区	藤枝地区
小田 稔彦	櫻井 英行	大窪 秀直	海野 哲郎	岸 快充
杵塚 歩	田村 廣幸	清水 俊男	金子 文武	種本 浩美
下茂 俊幸	千野 直子	番場 英子	小池 操	原木 俊雄
中山 浩	戸塚 昌久	堀井 浩	入戸野 宏岳	山梨 美津子
向島 和詞		山田 剛士	村上 康子	山野 華子
広幡地区	西益津地区	青島地区	高洲地区	大洲地区
岡野 あけみ	朝岡 敬子	池谷 かおり	岡野 敦	石神 利真
竹田 務	池谷 圭次	入井 久和	小野 幸生	碓井 直次
原田 勝	梅原 圭司	岡田 信行	原田 幸子	大橋 弘子
藤田 宗市	乗原 榮	杉山 武	谷澤 靖策	小林 満雄
	村松 巖	鈴木 由郎		松田 幸次郎

(五十音順・敬称略)

## ■用語解説

### 【数字(0～9)】

#### 3連動地震

駿河湾から四国沖に至るフィリピン海プレートの境界を震源として発生する東海・東南海・南海地震の3地震が同時または時間差で発生すること。過去にも宝永地震（1707年）など連動して発生し、甚大な被害が発生している。

#### 6次産業化

第1次産業の農林水産業者が、生産だけでなく、加工（第2次産業）、販売・多様なサービス提供（第3次産業）に関わることで、生産物に新たな付加価値を加えて、収入の増加を目指すもの。

### 【アルファベット(A～Z)】

#### I C

インターチェンジの略称。高速道路の出入り口部で一般道路との接続箇所。

#### LED

発光ダイオード（LED）を使用した照明。白熱電球などの従来照明と比べて消費電力が少なく、長寿命であるなどの特性を持つ。

### 【ア】

#### アイドリングストップ

自動車などから排出される二酸化炭素などの排気ガスを低減させるため、信号待ちなど、一時停車時においてエンジンを切ること。

### 【イ】

#### 一次避難場所

指定避難場所へ避難する前に、近隣の避難者が一時的に集合して様子を見る場所。

### 【ウ】

#### 雨水調整機能

雨水を一時的に貯留するなど、雨水が一度に河川などに流出しないようにする機能。

### 【エ】

#### 延焼遮断帯

火災の延焼を防止するための帯状の空間。道路・公園・河川などを骨格とし、沿道建築物の不燃化とあわせて構築する。

### 【オ】

#### 屋外広告物

屋外で公衆に表示されるものであって、看板、立看板、はり紙などのこと。法令に基づき大きさや高さなどが制限される。

### 【カ】

#### 街区公園

主として街区内に居住する人の利用に供することを目的とする公園。敷地面積 0.25ha を標準として配置する。

## 拡散型都市構造

人口増加時代の、人口や産業が都市に集中し都市が拡大する都市構造。しかしながら、人口減少時代においては、交通弱者の移動、公共交通機関の維持、環境負荷の増加、中心市街地の空洞化、行財政の圧迫など、さまざまな問題が懸念される。

## 過疎地有償運送

過疎地域特別措置法に定める過疎地やそれに類する地域において、バスやタクシーなどの公共交通機関だけでは十分な輸送サービスが確保できない場合、一定の要件を満たしたNPO法人などが運送主体となり、事前に会員登録した住民などから運賃を収受して運行する形態。

## 合併処理浄化槽

し尿（トイレ排水）と雑排水（台所や風呂、洗濯排水など）の両方を処理できる浄化槽のこと。

## 幹線道路

道路網のうちで主要な骨格をなし、都市に出入りする交通及び都市の住宅地、工業地、業務地などの相互間の交通を主として受け持つ道路。災害時の避難路や延焼遮断帯としての機能をあわせ持つ。都市計画道路の体系では、主要幹線道路・幹線道路・補助幹線道路に大別される。

## 【キ】

### 急傾斜地崩壊危険区域

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づき、傾斜度が30度以上である土地のうち、一定の基準を満たし、周辺居住者などに危害が生ずる可能性があるとして指定される区域。

## 近隣公園

主として近隣に居住する人の利用に供することを目的とする公園。敷地面積2haを標準として配置する。

## 【ケ】

### 景観行政団体

景観法に基づく景観行政を行う地方公共団体であり都道府県、政令市、中核市のほか、都道府県知事と協議を行った市町村を指す。

## 景観計画

建築物の形態意匠・高さ制限などを定め、良好な景観を保全する必要がある区域について、景観の形成に関する事項などを定めた計画。

## 景観地区

建築物の形態意匠・高さ制限などを定め規制することにより、市街地の良好な景観を形成するために定める地区。

## 景観法

良好な景観の形成を図るため、基本理念や仕組みなど市民・事業者・行政が協力して、各種手法を定めた法律。

## **建築協定**

住宅地の環境など地域の環境を改善することを目的として、土地所有者全員の合意によって建築物の敷地、位置・構造・用途・形態・意匠などに関する基準を定め、協定として締結するもの。

## **【コ】**

### **広域交通体系**

高規格幹線道路・主要幹線道路・幹線道路・自転車歩行者道路などの道路や公共交通機関など、個々の項目を統一させたもの。鉄道、バスなど多くの交通路線が接続する機能。

### **公共交通**

定められた路線を所定の停車を行いながら運行する、不特定の人によって利用される交通機関。バス・鉄道・路面電車などの交通機関が含まれ、特定の路線が定められていないタクシーも含む場合がある。

### **耕作放棄地**

高齢化・過疎化による人手不足で過去1年間耕作されたことがなく、今後数年の間に再び耕作する意思のない農地・有休農地のこと。

## **コミュニティ**

地域社会、地域共同体、近隣社会などと訳されるが、日常的に広く使われ、その概念は多岐にわたる。都市計画分野では、主として「コミュニティ計画」「コミュニティ施設」といった意味で用いられている。

コミュニティ計画とは、一定の広がりを持った近隣住区ぐらいの住生活環境の計画をいい、コミュニティ施設は、住宅地の日常生活に必要な公共公益施設のこと。

## **【サ】**

### **砂防指定地**

砂防法に基づき、土砂災害から生命・財産を守ることを目的として、砂防ダムなどの設置や一定規模以上の開発行為の禁止または制限をするため、国土交通大臣が指定する土地の区域。

## **【シ】**

### **市街化区域**

都市計画法に基づく都市計画区域のうち市街地として積極的に開発・整備する区域。

### **市街化調整区域**

都市計画法に基づく都市計画区域のうち市街化を抑制する区域。

### **市街地再開発事業**

低層の木造建築物が密集し、土地の利用状況が著しく不健全で、災害の危険性もある地区について、細分化された土地を統合し、不燃化中高層化した共同建築物を建築し、あわせて道路、公園などの公共施設を整備する事業。

## **資源循環型社会**

環境と共生し、資源をリサイクルすることにより、限りある資源を利活用していくための循環システム。

## 自主運行バス

公共交通が空白または不便な住宅地区などで、市が市民の日常生活の交通手段を確保するため、道路運送法の許可を受け、直営または委託の方法により運行するバス。

## 指定避難場所

災害により家屋の倒壊・焼失などの被害を受けた人または被害を受けるおそれがある人を一時的に収容するとともに、地域の物資供給拠点や情報拠点となる場所。

## 市民農園

都市住民が自家用野菜などの栽培を目的として、小面積の農地を利用して野菜や花を育てる農園。

## 集約型都市構造

拡散型都市構造に対して、都市圏内の一定の地域を、都市機能の集積を促進する拠点として位置づけ、集約拠点と都市圏内のその他の地域を公共交通ネットワークで有機的に連携させる都市構造。

## 主要幹線道路

幹線道路のうち都市間や通過交通などの比較的長い距離を移動する交通を大量に処理するため、高水準の規格を備え、高い交通容量を有する道路。

## 新エネルギー

今まであまり使われていなかった自然エネルギー（太陽光発電など）や、今まで捨てていたリサイクル型エネルギー（廃棄物発電など）、新しい技術により使えるようになったエネルギー（燃料電池など）の総称。

## シンボルロード

都市の象徴となる道路。

## 【ス】

### 水源かん養

川の源の水源地で、雨水などを徐々になじませて養い育てること。雨水、融雪水が、地表流出を緩和し、土壌の透水性や保水性を高めることなどによって水源として維持・保全を図ること。

## スプロール

市街地が無計画に郊外に拡大し、虫食い状の無秩序な市街地を形成すること。

## 【タ】

### 多面的機能

森林の多面的機能とは、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、地球温暖化の防止、林産物の供給など森林が有するさまざまな働きを指す。農地（農用地）の多面的機能とは、洪水の防止、地下水や空気の浄化、ヒートアイランド現象の低減など農地が有するさまざまな働きを指す。

## 【チ】

### 地区計画

比較的小規模な地区を対象に、それぞれの地区の特性にふさわしい都市づくりの目標・方針を定めこれに基づく詳細なルールを住民の意見を反映させ決める、都市づくりの手法。

## 治水対策

急激な都市化に伴う雨水流出量の増大などに対して、治水上の安全を確保するため、治水施設の整備だけでなく、流域の開発計画や土地利用計画との有機的な連携・調整を視野に入れた対策。

## 地すべり防止区域

地すべり等防止法に基づき、地すべり被害の除去及び軽減を目的として、地すべりが起きたあるいは起きる恐れのある区域と、その地すべりに影響を与える周辺区域を含めて指定された区域。

## 【テ】

### 低床バス

乗り降りを円滑にするため、客室までの段差を低く、あるいは少なくしたバス。

## 低炭素都市

地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出を少なくする都市を指す。具体的には、化石燃料の使用の削減、エネルギーの転換、資源の有効利用などによって実現を目指す。

## 電気自動車充電スタンド

電気自動車（充電機を搭載してモーターで駆動する自動車）用の充電設備。今後の電気自動車の普及のためには、その拡充が必要とされている。

## 【ト】

### (都)

都市計画道路（都市計画決定された道路）を意味する。

## 特別緑地保全地区

都市の良好な自然環境を形成する重要な緑地を保全する地区。

## 都市計画

都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画。

## 都市計画区域

一体の都市として総合的に整備、開発、保全する必要がある区域として指定された区域。都市計画法その他の関係法令の適用を受ける。

## 都市計画決定

都市計画を一定の手続きにより決定すること。都市計画が決定されると、都市計画制限が働き、当該都市計画が定められた土地の区域に関する権利者などの権利に一定の制限が加えられる。

## 都市計画法

都市計画を執行する上で必要となる都市計画の内容、手続、制限、事業などを規定した法律。

## 都市下水路

市街地内で雨水排水排除を目的とした、主として開渠（地上に露出した排水用の水路）構造からなる下水路で、終末処理場は持たない。

## 都市公園

都市計画区域において地方公共団体が設置する公園や緑地。街区公園、運動公園、総合公園、都市緑地などがある。

## 都市施設

道路や公園など、都市の骨格を形成し、円滑な都市活動を確保し、良好な都市環境を保持するための施設（道路、公園、河川、供給処理施設、教育文化施設、医療施設、社会教育施設など）。

## 土砂災害警戒区域

土砂災害防止法（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律）に基づいて、土砂災害が発生した場合に住民などの生命または、身体に危害を生ずるおそれがあると指定された区域。

## 都市緑地法

良好な都市環境の形成を図るために、緑地の保全および緑化の推進に関し必要な事項を定めた法律。

## 土地区画整理事業

土地所有者などから土地の一部を供給してもらい（減歩）、それを道路や公園などの新たな公共用地として活用し、整然とした市街地を整備することによって居住環境を向上させる。

## 【ノ】

### 農業集落排水

農業用用水路の水質保全と生活環境の保全を図る農業集落の下水処理施設。

### 農業振興地域

農業の近代化のために必要な条件を備えた農業地域を保全・形成するために県知事が指定する。対象となるのは、農業の振興を図ることが相当と認められ、かつ農用地などとして利用すべき相当規模の土地があるなどの地域。

### 農商工連携

農林漁業者と商工業者などとの連携。両者が通常の商取引を超えて協力し、栽培技術やビジネスノウハウなどお互いの強みを持ち寄って、売れる新商品の開発や販路開拓などを行うことにより、農林漁業者と商工業者双方の売上げや利益の増加を目指そうとする取り組み。

## 【ハ】

### パークアンドライド

自宅から鉄道駅やバスターミナルまでマイカーを利用し、駅などの近くに駐車して、電車やバスなど公共交通機関に乗り継いで目的地に至る方式。

### ハザードマップ

地震・洪水・土砂災害など自然災害の危険度を記すとともに、災害発生時の状況を想定して、避難地や避難路も具体的に示した地図。

### バリアフリー

障害者や高齢者などに配慮して、段差や障壁をなくし使いやすくすること。

## 【ヒ】

### ヒートアイランド

自然の気候とは異なった都市独特の局地気候現象で、都市への人口集中による大量の人工熱の放出、アスファルトやコンクリートによる地表の被覆などの結果、郊外に比べ都心部ほど気温が高くなること。

### 避難路

都市計画道路など、広幅員幹線道路による避難地までの避難道路。

## 【フ】

### 風致地区

都市の風致を維持するために定められる、都市計画法に基づく地域地区の一種。風致地区の指定としてふさわしい土地の区域は、自然の景勝地、公園、沿岸、緑豊かな低密度住宅地などである。

## 【ホ】

### 保安林区域

災害の防止、他産業の保護その他の公共の福祉の増進を目的として、森林法により一定の制限、義務が課せられた森林の区域。

### 保水機能

雨水などの地表流出を緩和するため、山地、緑地などを保全することにより、土壌が水を保つ機能を維持すること。

## 【マ】

### まち美化里親制度

まち美化活動に意欲を持つ住民や団体、企業などが「里親」となり、道路・公園・河川などを「養子」に見立て、わが子を育てるように清掃・美化をしていく制度。アダプトプログラムとも言う。

## 【ム】

### 無電柱化

防災と景観の改善、路上スペースの確保を目的に、電線や通信線及び関連施設を地中に埋没するなど、道路上から電柱を無くす取組み。

## 【モ】

### 木質系バイオマス

木材から成る再生可能な、生物由来の有機性資源（化石燃料は除く）。

### “もったいない”都市宣言

藤枝市に関係するすべての人が環境に関心を持ち、地球環境にやさしい行動を実践する取組み（平成21年12月に宣言）。

## 【ユ】

### ユニバーサルデザイン

障害者や高齢者、外国人、男女など、それぞれの特性や差異を超えて、すべての人が暮らしやすく、活動しやすい都市づくりやものづくり、環境づくりを行っていかこうとする考え方。

### 【ヨ】

#### 用途地域

それぞれの地域特性に合わせて建築物の用途及び形態の制限を行うことにより、適正な都市機能と良好な都市環境を有する市街地の形成を図るための土地利用計画の基本となるもの。

### 【ラ】

#### ライフライン

電気、ガス、上下水道、電話、電信など、都市生活や都市活動を支えるために地域にはりめぐらされている供給処理・情報通信の施設。

### 【リ】

#### 緑園都市

豊かな自然環境を保全し、藤をはじめとする花と緑を積極的に取り入れて、うるおいのある都市をつくること。そして、出会いやふれあいにより市民の絆を築き、市民が力をあわせ、自然と共生しながらゆとりがある（快適に暮らせる）都市づくりに取り組むことを指す。

#### 緑地協定

自主的な緑地の意思を尊重しながら、地域の緑化を推進する目的として、土地所有者全員の合意によって、樹木などの種類や垣又はさくの構造などに関する基準を定め、協定として締結するもの。

### 【ロ】

#### ロングランプ

都市計画道路の一般道路への出入り口を「ランプ」と呼ぶ。本計画では、新東名高速道路藤枝岡部インターチェンジと国道1号バイパス広幡インターチェンジを結ぶ都市計画道路。

## 藤枝市都市計画マスタープラン

発行日 平成24年3月  
発行 藤枝市  
編集 都市建設部 都市政策課  
〒426-8722 藤枝市岡出山 1-11-1  
電話：054-643-3111 FAX：054-643-3280  
E-mail：toshiseisaku@city.fujieda.shizuoka.jp  
URL：http://www.city.fujieda.shizuoka.jp/







Fujieda City